

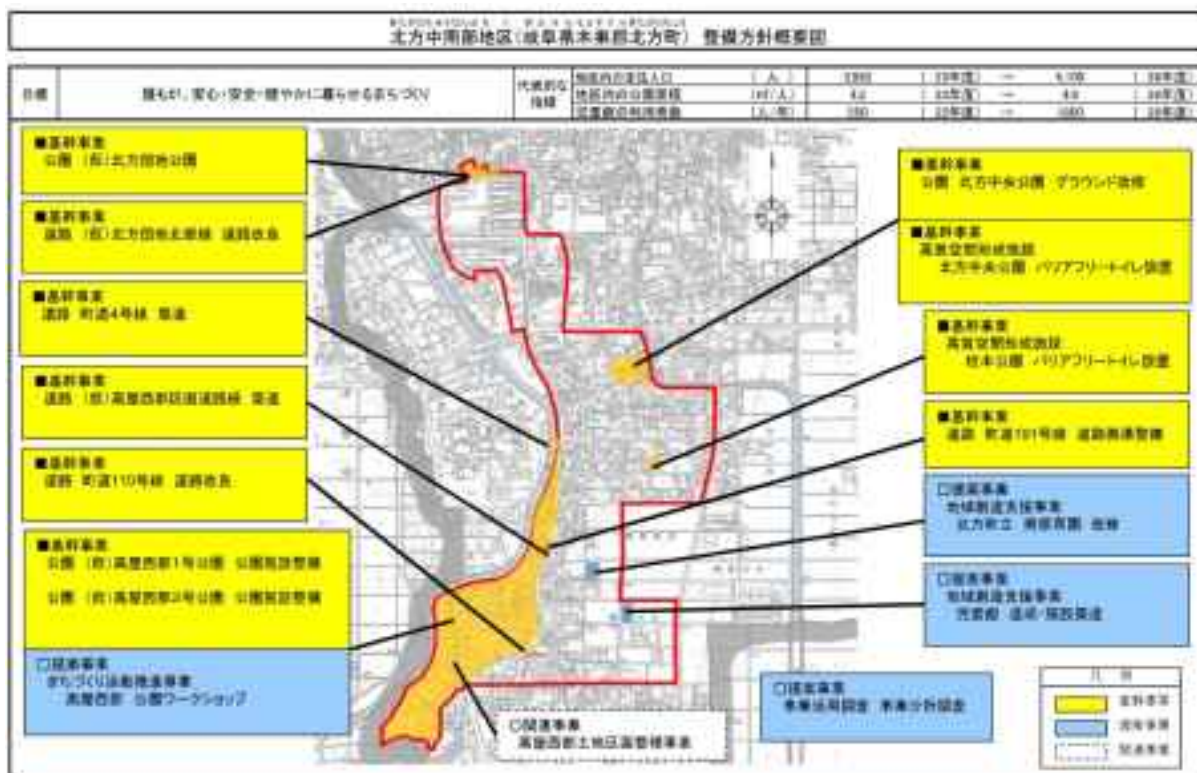
(11) 垂井町



(12) 安八町



(13) 北方町



(14) 川辺町



1.9. 都市再生整備推進法人への移行手続き

1.9.1. 都市再生整備推進法人

都市再生整備推進法人とは、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度

1.9.2. 都市再生整備推進法人の主な業務

都市再生特別措置法第74条に、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、以下の業務（一部の業務での可）を実施すると示されている。

◆第三者が行うまちづくり活動の支援

- ・都市開発事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
- ・都市開発事業を行うNPO法人等に対する助成

◆まちづくり活動の推進

- ・都市開発事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
- ・上記事業を行うための用地の取得、管理、譲渡
- ・公共施設、駐車場、駐輪場の管理
- ・都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備・管理

◆その他

- ・都市再生に関する調査研究、都市再生に関する普及啓発 等

1.9.3. 都市再生整備推進法人の要件

都市再生整備推進法人の要件は、以下のとおり規定されている。

◆一般社団法人（公益社団法人を含む）

◆一般財団法人（公益財団法人を含む）

◆NPO法人

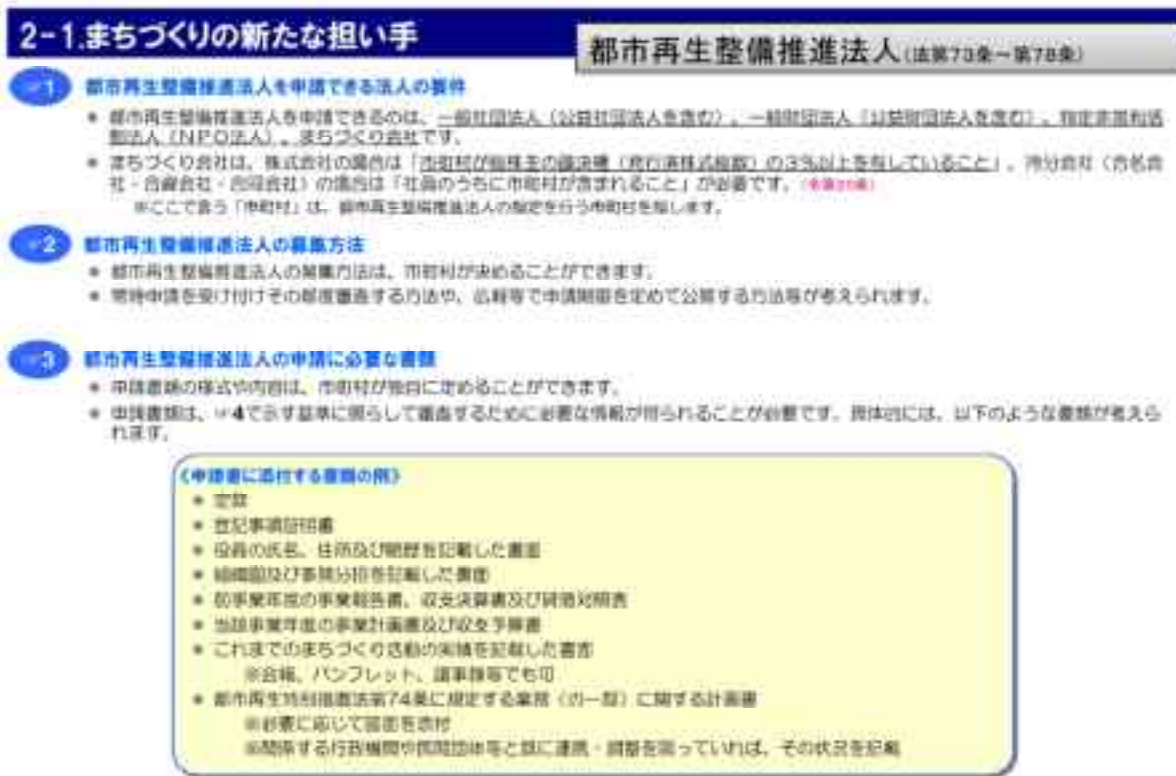
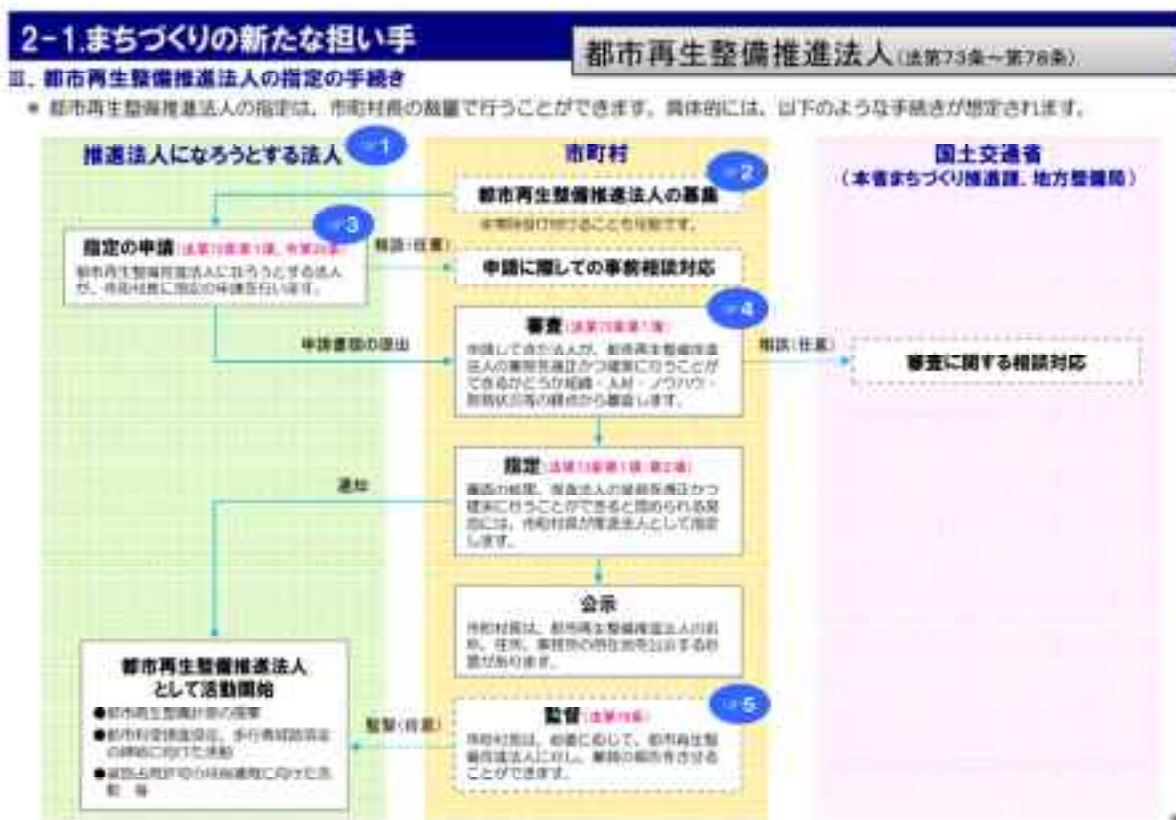
◆まちづくり会社

○株式会社の場合：市町村が総株主の議決権（発行済株式総数）の3%以上を有していること

○持分会社（合名会社・合資会社・合資会社）の場合：社員のうちに市町村が含まれること

1.10. 都市再生整備推進法人の指定の手続き

都市再生整備推進法人の指定の手続きは、官民連携まちづくりの進め方（国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室 2012. 01）において、以下のように整理されている。



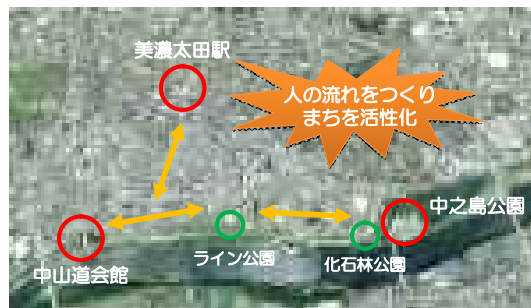
1.11. 都市再生整備推進法人の果たす役割



まちなかの賑わい創出に資するため、民間の知恵・資金を活用した
公共施設の運営と都市利便増進施設の提案・整備

中間支援組織は、将来的に都市作成整備推進法人への移行を想定している。

美濃加茂市かわまちづくり事業の主目的である「人の流れをつくりまちを活性化」を具現化するため、公共施設の一部を活用した利便増進施設を民の発意・資金で展開することが持続性の観点から必要となる。



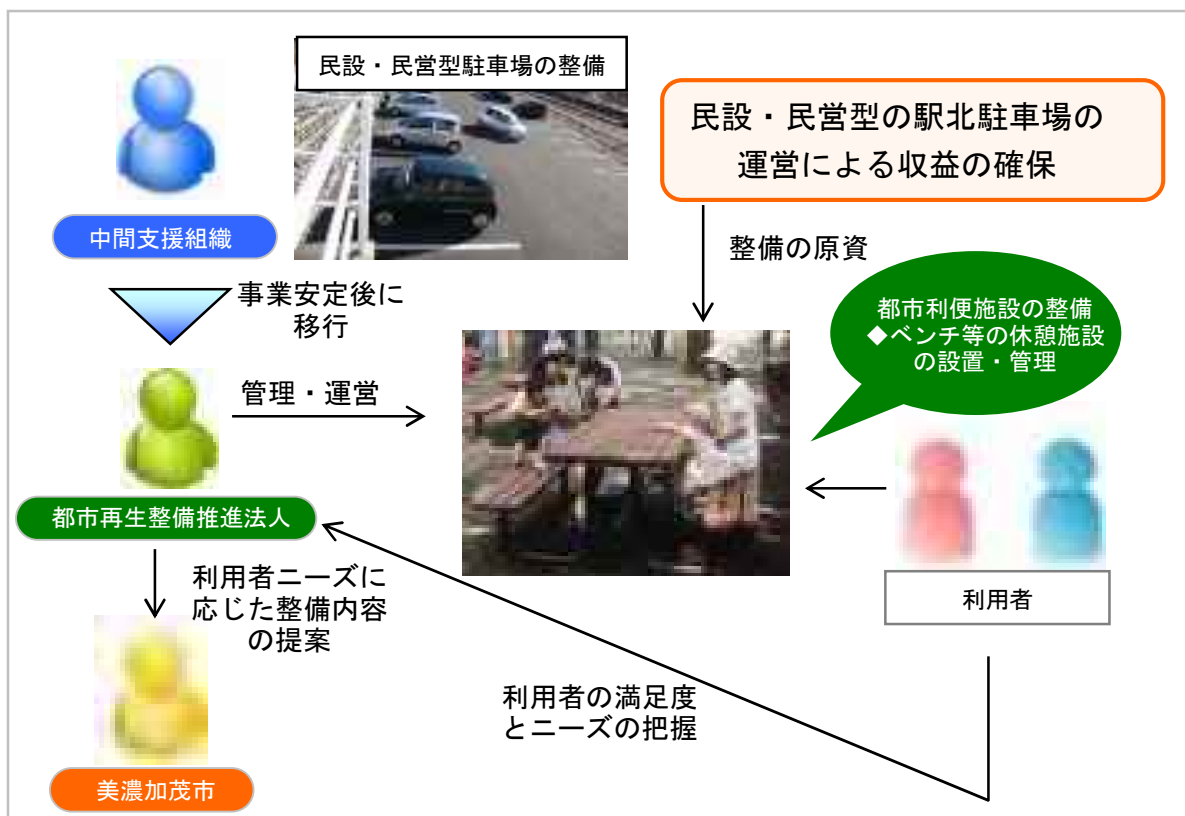
出典「かわまち瓦版 2013. 11」

都市再生整備推進法人化により社会的な信用力を得るとともに、実態に即した計画の見直しを提案可能なメリットは、事業の主目的を達成するために有用であると考えられるとともに、活用すべき制度としての価値が高いと考えられる。

美濃加茂市かわまちづくりは、広範なエリアを一体的にマネジメントする事業であり、拠点施設のみでの展開でなく、拠点施設を繋ぐ利用者インセンティブの付与が必要であると考えられ、以下では、公共空間を活用した都市利便増進施設の実施スキームを整理する。

具体的な
メニュー

駅北駐車場運営資金を活用した
拠点施設ネットワーク道路への休憩施設の設置・管理



1.12. 沿道の特徴把握

沿道の特徴把握は、中山道、県道蜂屋太田線（駅前道路）を対象に沿道店舗の立地状況、業種、雰囲気、客層を整理した。

1.12.1. 沿道の雰囲気・客層

中山道沿道の状況

- ◆宿場の雰囲気が佇む、歴史的な町並み風情が残されており、歴史的な景観が堪能できる。
- ◆利用者は、中山道会館への観光客が主軸であり、町並みを歩く人の姿は少ないのが現状。

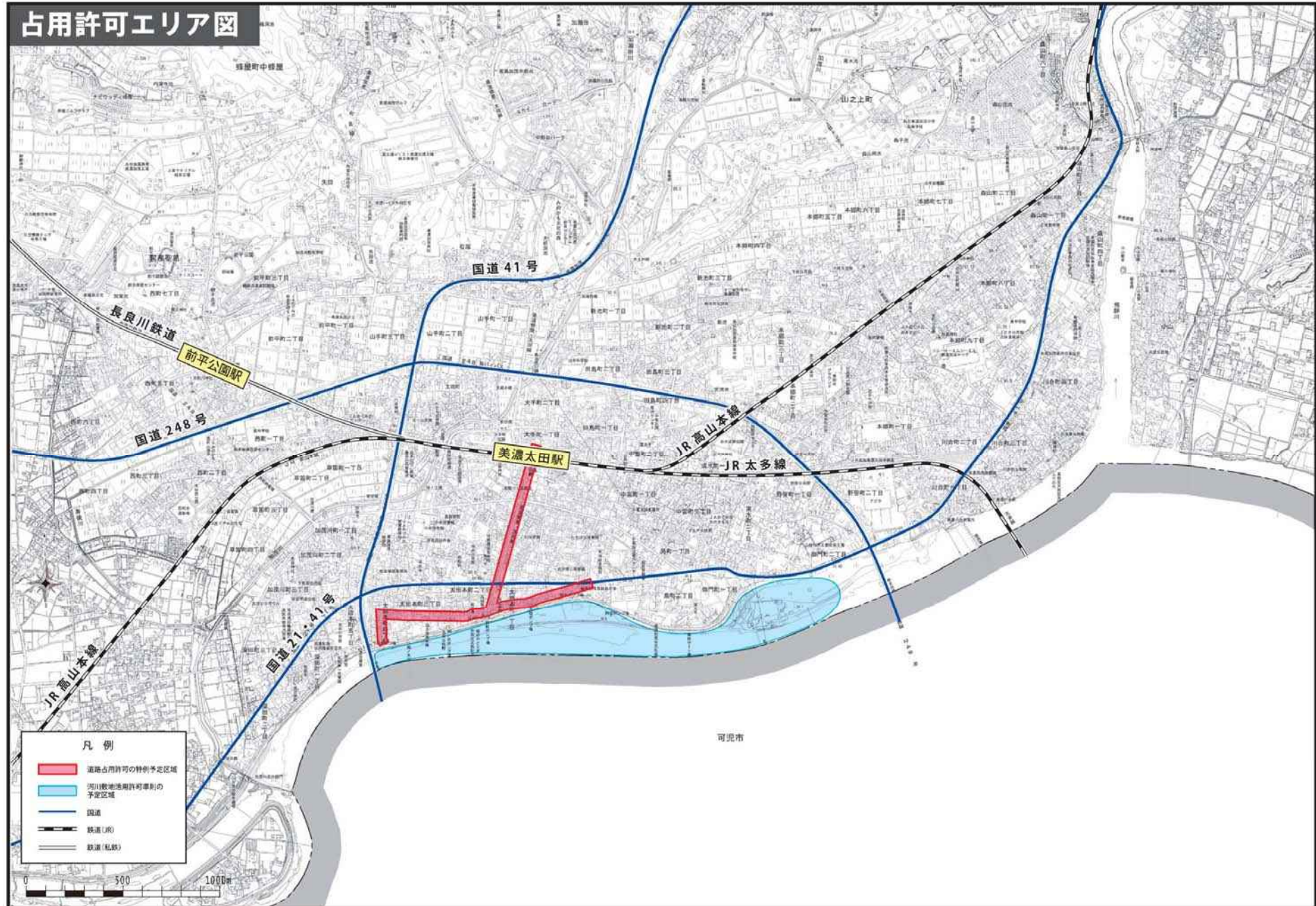


県道蜂屋太田線の状況

- ◆駅へのアクセス道路であり、沿道には商業店舗が連担した、商店街が形成されている。
- ◆利用者は店舗への日用品調達等の客層が主軸であるが、人通りが少ない。



1.13. 占用許可を設定する区域



2. かわまち利便施設に関する事項

かわまちづくり計画内を基本に都市利便施設について現状の利用形態を整理するとともに、中山道沿線や駅前通り沿線を中心に、空き店舗、空き家等について現地調査を行い、カルテ形式で整理した。

2.1. 都市利便施設の整理

定義

公共空地(公園)、教育・文化・体育施設を対象

上記施設を対象にかわまちづくり基本計画区域内の施設の現地調査を実施した。

【調査対象施設一覧表】

リスト	施設名	分類
1	生涯学習センター	教育施設
2	中央図書館	教育施設
3	中央体育館（プラザちゅうたい）	体育施設
4	太田宿中山道会館	文化施設
5	太田連絡所太田交流センター	文化施設
6	文化会館	文化施設
7	下古井交流センター	文化施設
8	東総合運動場	体育施設
9	東図書館	教育施設
10	古井連絡所上古井交流センター	文化施設
11	大手町公園	公共空地
12	田島公園	公共空地
13	大塚公園	公共空地
14	二子公園	公共空地
15	切通公園	公共空地
16	雨池公園	公共空地
17	二ツ塚公園	公共空地
18	川合コミュニティ広場	公共空地
19	中之島公園	公共空地
20	化石林公園	公共空地
21	木曾川緑地ライン公園	公共空地
22	中町公園	公共空地
23	逍遙公園	公共空地
24	神明児童公園	公共空地
25	はぐるま公園	公共空地
26	井戸児童公園	公共空地
27	中央公園	公共空地
28	大楽公園	公共空地
29	古井近隣公園	公共空地

2.1.1. 現地調査写真

1. 生涯学習センター	2. 中央図書館
	
3. 中央体育館（プラザちゅうたい）	4. 太田宿中山道会館
	
5. 太田連絡所太田交流センター	6. 文化会館
	
7. 下古井交流センター	8. 東総合運動場
	

9. 東図書館	10. 古井連絡所上古井交流センター
	
11. 大手町公園	12. 田島公園
	
13. 大塚公園	14. 二子公園
	
15. 切通公園	16. 雨池公園
	

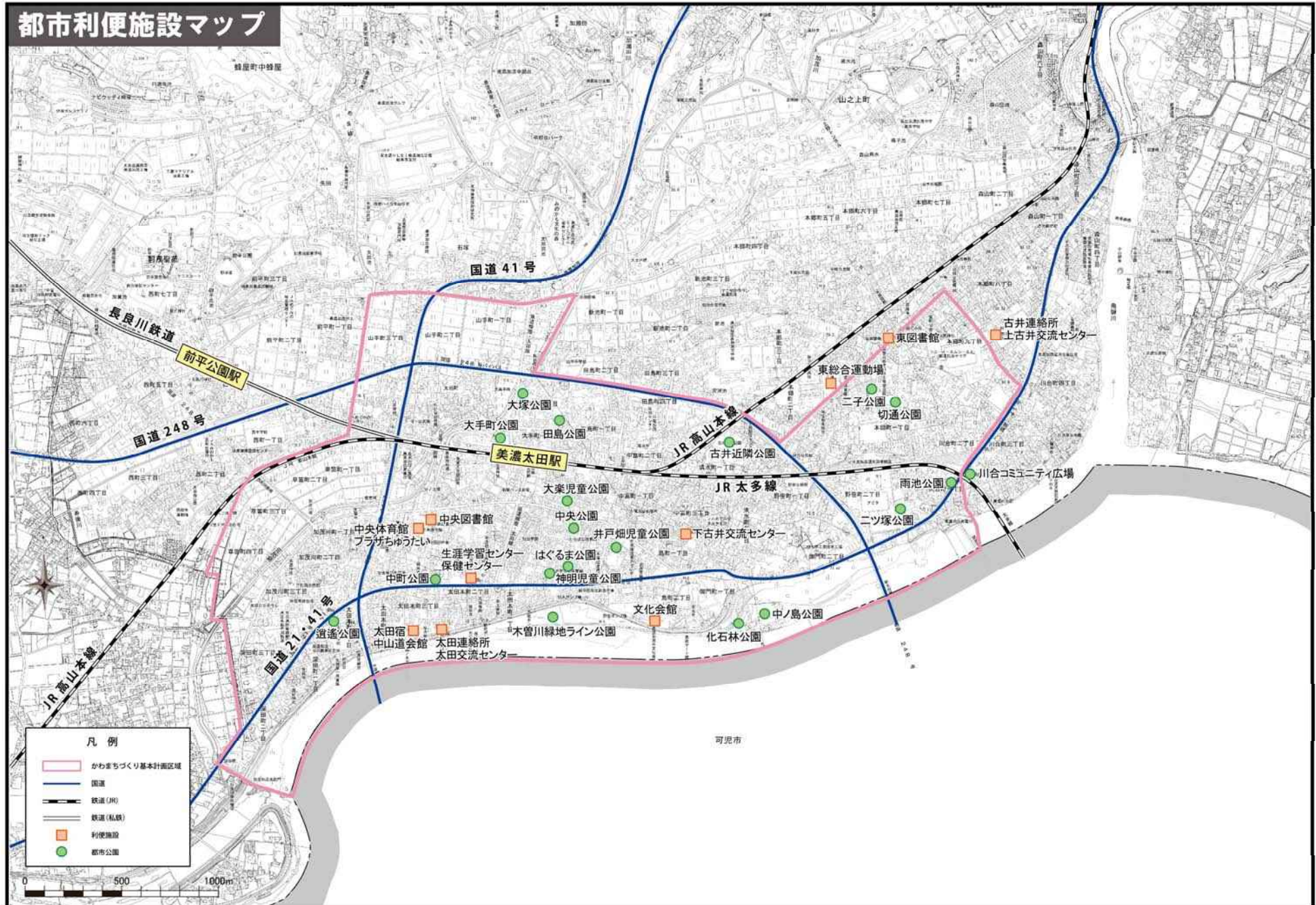
17. ニツ塚公園	18. 川合コミュニティ公園
	
19. 中之島公園	20. 化石林公園
	
21. 木曾川緑地ライン公園	22. 中町公園
	
23. 逍遙公園	24. 神明児童公園
	

25. はぐるま公園	26. 井戸畑児童公園
	
27. 中央公園	28. 大楽児童公園
	
29. 古井近隣公園	
	

2.1.2. 都市利便施設の利用形態

番号	施設名	利用形態	開館時間
1	生涯学習センター	・生涯学習活動への情報提供・活動支援 ・各種講演会・講座の開催、活動場所の提供等	8:30～22:00
2	中央図書館	・図書館法に基づく図書館 ・中央図書館、東図書館、北分室を含め蔵書数は24万冊	平日10:00～18:00 土日祝日10:00～17:15
3	中央体育館	・市民の体育、レクリエーション、その他の行事及び集会の利用 ・各種スポーツイベントの開催	8:30～22:00
4	太田宿中山道会館	・中山道太田宿の歴史文化を広く紹介し、地域住民と来訪者との交流を通じて美濃加茂市の魅力を伝える観光施設。 ・展示室、物販、飲食、エントランス、多目的ホールで構成 ・入館料は無料	9:00～17:00
5	太田連絡所太田交流センター	生涯学習活動への情報提供・活動支援 各種講演会・講座の開催、活動場所の提供等	8:30～22:00
6	文化会館	・市民の芸術文化及び社会教育の向上と福祉の増進を図るための施設 ・ホールは800名収容規模	8:30～22:00
7	下古井交流センター	・生涯学習活動への情報提供・活動支援 ・各種講演会・講座の開催、活動場所の提供等	8:30～22:00
8	東総合運動場	・市民の健康増進と体位の向上を図るための施設 ・野球場1面、テニスコート4面	6:00～21:00
9	東図書館	・図書館法に基づく図書館 ・中央図書館、東図書館、北分室を含め蔵書数は24万冊	平日10:00～18:00 土日祝日10:00～17:15
10	上古井交流センター	・生涯学習活動への情報提供・活動支援 ・各種講演会・講座の開催、活動場所の提供等	8:30～22:00
11	大手町公園	・近隣公園、面積＝0.77ha	
12	田島公園	・街区公園、面積＝0.15ha	
13	大塚公園	・街区公園、面積＝0.06ha	
14	二子公園	・街区公園、面積＝0.04ha	
15	切通公園	・街区公園、面積＝0.061ha	
16	雨池公園	・街区公園、面積＝0.062ha	
17	二ツ塚公園	・街区公園、面積＝0.13ha	
18	川合コミュニティ広場	・街区公園、面積＝0.09ha	
19	中之島公園	※整備予定	
20	化石林公園	・都市緑地、面積＝2.5ha	
21	木曾川緑地ライン公園	・都市緑地、面積＝3.0ha	
22	中町公園	・街区公園、面積＝0.22ha	
23	遣還公園	・街区公園、面積＝0.13ha	
24	神明児童公園	・街区公園、面積＝0.05ha	
25	はぐるま公園	・街区公園、面積＝0.08ha	
26	井戸児童公園	・街区公園、面積＝0.37ha	
27	中央公園	・街区公園、面積＝0.06ha	
28	大楽公園	・街区公園、面積＝0.11ha	
29	古井近隣公園	・近隣公園、面積＝1.4ha	

2.1.3. 都市利便施設マップ



2.2. 空店舗・空家・空地の整理

空き店舗、空家、空地の整理は、現地調査を実施し、現状を確認した。（39箇所）

また、現在、美濃加茂市における「空店舗活用事業」の登録窓口を行っている、美濃加茂市商工会議所を対象にヒアリングを実施し、今後の利活用方策に係る参考とした。

2.2.1. ヒアリング結果

(1) ヒアリング実施概要

- ◆ヒアリング日時：平成26年2月7日（金） 16:00～
- ◆ヒアリング場所・美濃加茂市商工会議所
- ◆ヒアリング対象：美濃加茂市商工会議所

(2) ヒアリング項目

ヒアリング項目を以下に示す。

美濃加茂市における空店舗・空家・空地に関するヒアリング項目

1. 検討対象

駅前通り及び中山道沿線

2. ヒアリング項目

(1) 美濃加茂市におけるおおまかな動き

①空店舗等の増減の傾向

②再利用の動きの動向

(2) 空店舗等の活用について

①契約

②地域固有のルール等の有無

③所有者の紹介

(3) 現地調査結果について

(3) ヒアリング結果



◆相談窓口の一本化による利便性の向上



◆積極的な仲介による利活用の促進



◆家賃滞納リスクの回避等所有者への安心感の提供

以下にヒアリング結果を示す。

【美濃加茂市における空店舗等増加の背景や動向など】

- ・美濃加茂市に限らないが、空店舗等は後継者不在によって生じている。後を継ぐべき若い世代の方は、事業に対して前向きになれない状況である。
- ・空店舗は増えてきていたが、ここ数年はあまり増減していないようである。
- ・駅前通りなどもそうだが、飲食店が少なく人通りが少ない。
- ・自動車の駐車場が少なく集客しにくく、さらには、駅の北側に開発されてきた大型商業施設に車、人が行くため、駅の南側は人が少なくなる。
- ・そうしたことが重なり、駅前通りは商売が成立しにくく空店舗化する。
- ・階数の多いビルだと、供用当初から利用者が全く入っていないケースもある。
- ・中山道沿線には、40～50年程前には、市役所、警察などもあり、宿場跡地で店舗も多かったと聞く。それが、現在では店舗はかなり減ってしまった。

【空店舗等利用上の課題など】

- ・空店舗の家賃の相場はまちまちであり、一概にこれ位とは言えない。安い店舗であれば月に5万円程度～30万円程度である。
- ・空店舗によっては不動産業者が仲介しているが、どこの業者かは把握していない。店舗に掲示してある看板を見ないとわからない。
- ・店舗は空いていても、2階以上が住居になっており特に出入り口が店舗と住居と共用の場合は、店舗を貸せないのが実情である。思いつくだけでも5～6件はそうしたケースがある。
- ・外国人に貸したがらない持ち主もやはりいる。実際にあった話だと、外国人に貸していたところ所在不明になってしまったり、家賃を滞納したりすることがあった。
- ・住宅は異なっているが、土地は同じ所有者であることも多い。（数名の地主が土地を広く持っている）そういう場合は、例えばそこに新居を建てようとして土地を売ってもらいたくても、なかなか売ってもらえない。
- ・「ここに住むなら、ここで店を始めるなら、この人に話を通さないといけない」といった、地域の暗黙のルールのようなものは無い。ただし、住むのであれば自治会に加入を要求されるのが普通である。
- ・特に空家は、もし使いたい人、借りたい人がいても、窓口がなく、どこに相談して良いのかわからないのが問題である。所有者がわかれば良いが、それも普通は不明のため、近所の住

民や自治会長などに尋ねるしかないであろう。

- ・「空家バンク」は、事務運営費の工面や、新しい情報を常に収集しないといけない点などが問題となる。

【空店舗の利用システム】

- ・「空き店舗活用事業」（※次頁に示す）というのがあり、10年程前から取り組んでいる。空店舗利用のための対象事業は、サービス業、飲食業、小売業としている。倉庫利用は対象外である。
- ・出店して1年間、月額限度を10万円として家賃の半분을補助するもので、補助自体は美濃加茂市が行なう。
- ・対象範囲は、東側は市道塚原河渡線、西側は国道41号バイパス、南側は木曾川、北側はJR高山線であり、こんかいの空店舗等の調査の範囲とおよそあってくる。市内全域ではない。
- ・登録店舗数は現在50店である。ただし、ビルの同じ階にあるフロアーは、個別計上になっているため、建物の件数としてはそれより少ない。
- ・駅前通りが国道41号を渡り中山道に突き当たった少し東にあるコーヒー店も登録店舗である。
- ・受付は随時しており、年に3~4件程度は問合せがある。
- ・問合せをしてくるのは、市外から、市内からの両方があり、主に個人経営の方である。
- ・商工会議所は、仲介料、紹介料等を得ず協力するかたちの自主事業であり、収入源とはなっていない。
- ・この事業は、積極的にはPRしておらず、何かのホームページへの掲載もしていない。
- ・一部の店舗は不動産業者に紹介している。

【空店舗等の増減の傾向について】

- ・事業主の高齢化、後継者不足で自宅兼空店舗といった形態が顕著となっており、ここ数年は空店舗の増減に変化が見られない。
- ・駐車場が不足しており、日常品の購買は、郊外店中心となっている。
- ・商店街等を歩く人の減少に歯止めがかからない。

【最利用の動き】

- ・10年程度前から家賃補助を活用している。

【空店舗の活用について】

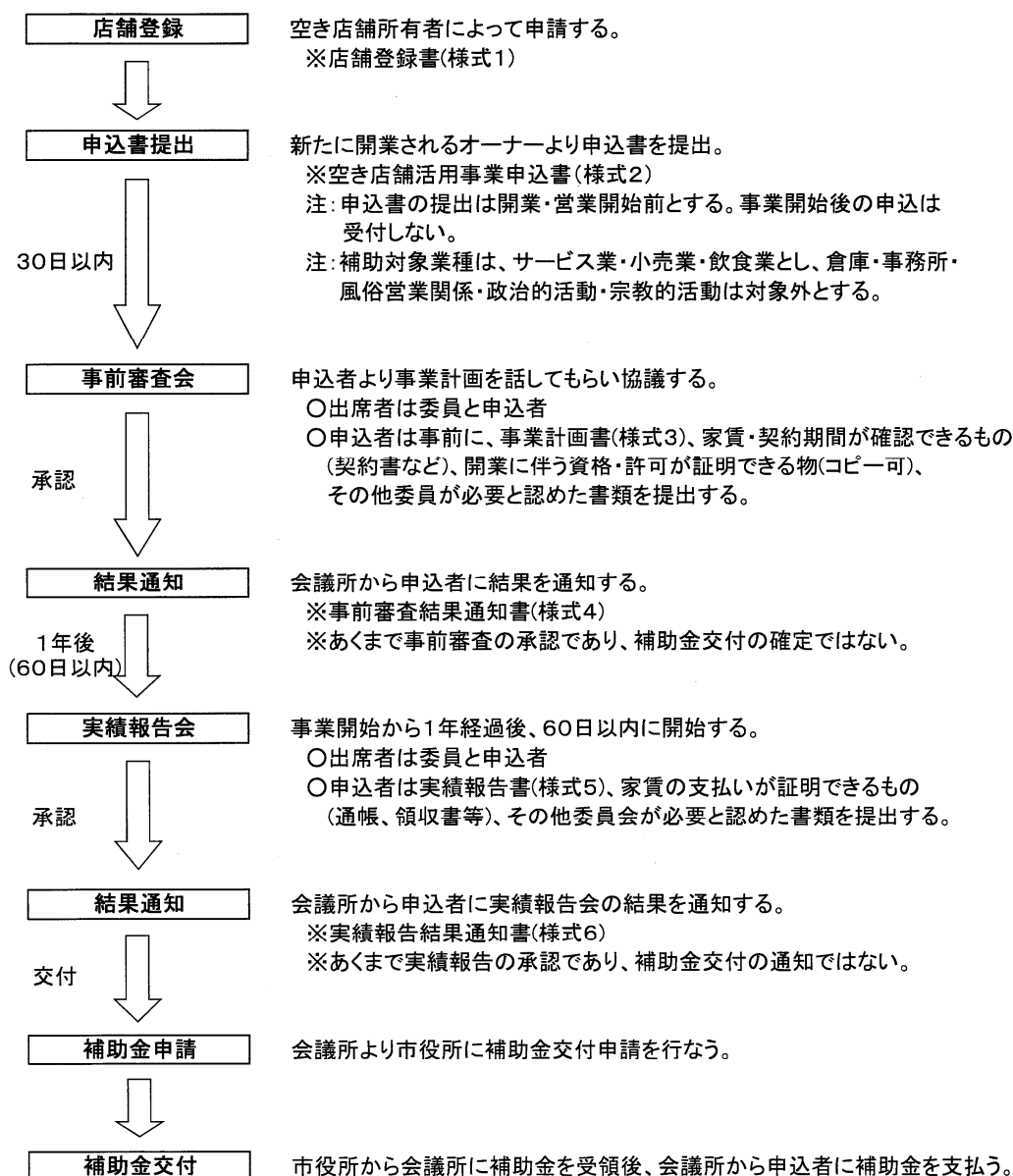
- ・市の空店舗活用事業に50程度の登録がある。
- ・年に3、4件の問い合わせがある。飲食系テナント関係が多い
- ・家賃の相場は、5万/月~30万/月程度の枠となっている。

【その他】

- ・空家については、自治会長を通して現状を把握することがよい。
- ・土地の売買については、非常に消極的である。

空き店舗活用事業フロー

- 空き店舗を利用して出店する新規出店者に家賃の1/2(限度:月額10万円)を1年間補助する制度。
- 補助対象地域は以下の通り。
東側:市道塚原河渡線、西側:国道41号美濃加茂バイパス、南側:木曾川、北側:JR高山線
- 申込は1店舗1回を限度とする。また、店舗の移転による申込は受け付けない。
- ※事業内容が変わり、事業主が変わる場合は、新規開業とする。



※新規出店者による虚偽の事実が確認された場合は、委員会承認の取消し又は補助金の返還を求めることもある。

(様式1)

平成 年度

空き店舗活用事業店舗登録書

私の所有する下記店舗を、みだしの事業の店舗登録を申し込みします。

平成 年 月 日

美濃加茂商工会議所 御中

事業所名 _____

代表者名 _____

空き店舗活用事業対象店舗シート

美濃加茂商工会議所

受付	建物所有者	所在地・建物名称		建物所有者の連絡先	
				TEL	
				FAX	
敷地		建物		店舗	
面積 m ²		面積 m ²		面積 階 m ²	
土地所有者		建設年月		以前の店	
	区分	金額	m ² 単価	募集にあたっての業種、期間等の条件	
家賃額	希望額			保証金	月分 円
	最低額			礼金	月分 円
	募集額			共益費	
	契約額			その他	
	補助額				
位置図				店舗見取図	
特記事項					

当所ではご記入いただいた情報を各種連絡・情報提供のために利用する他、申込者の実態調査・分析のために利用することがあります。

(様式2)

平成 年度
空き店舗活用事業申込書

申込日:平成 年 月 日

入居店舗	
所有者氏名	
店舗名	
連絡先	〒 -
契約日	平成 年 月 日 (予定 ・ 確定)

オーナーの略歴			
氏名	印	性別	男 ・ 女
生年月日	T・S・H	年	月 日 生
現住所	〒 -		
連絡先	TEL:() -	FAX:() -	
	TEL(携帯): -	-	
現在の職業			
あなたの略歴			

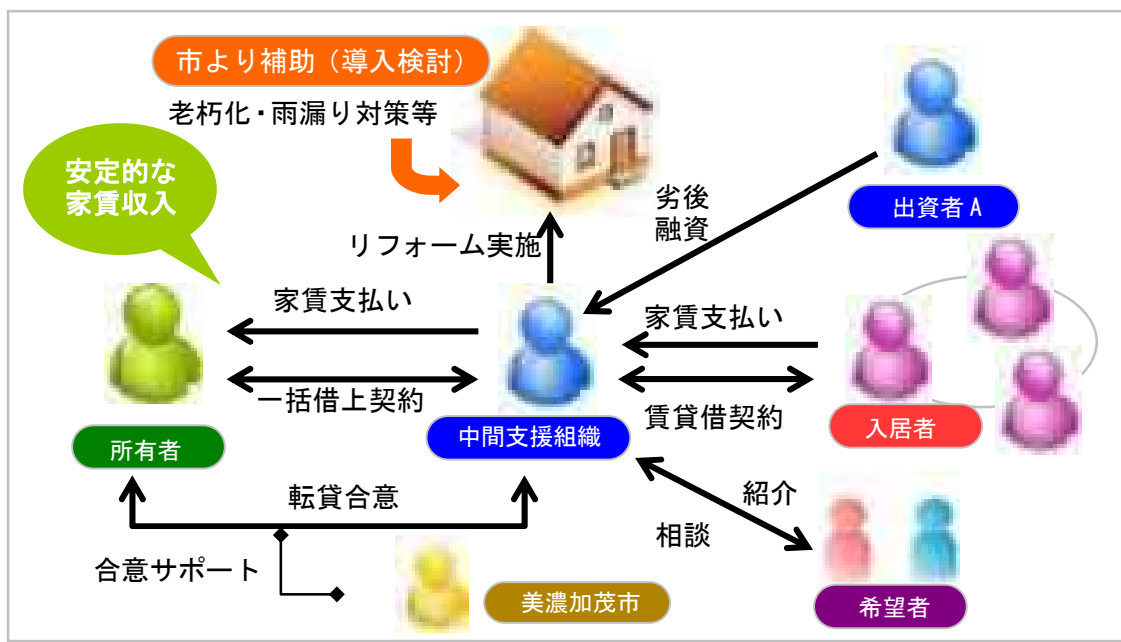
あなたの計画している事業概要	
業種・事業内容	(詳細)
開店希望日	平成 年 月 日 (予定 ・ 確定)
営業時間 営業・休業日	営業日: 休業日: 営業時間:
来客予定数	平日: 人 休日: 人
有資格	※開業に必要な資格は必ず記入して下さい
オーナーとしての夢や目標など	

ご記入頂いた情報は、商取引の紹介、斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。

2.2.2. 空き店舗等の利活用方策（事業展開案）

サブリース（転貸）による土地所有者へのインセンティブを付与した事業展開

- 重要 POINT!**
- ・サブリース方式による、土地所有者への定期的かつ安定した家賃収入の提供
 - ・リフォームへの美濃加茂市からの補助制度の創設
 - ・劣後融資による資金調達の多様化



3. 民間活動に対する補助等のルールづくり

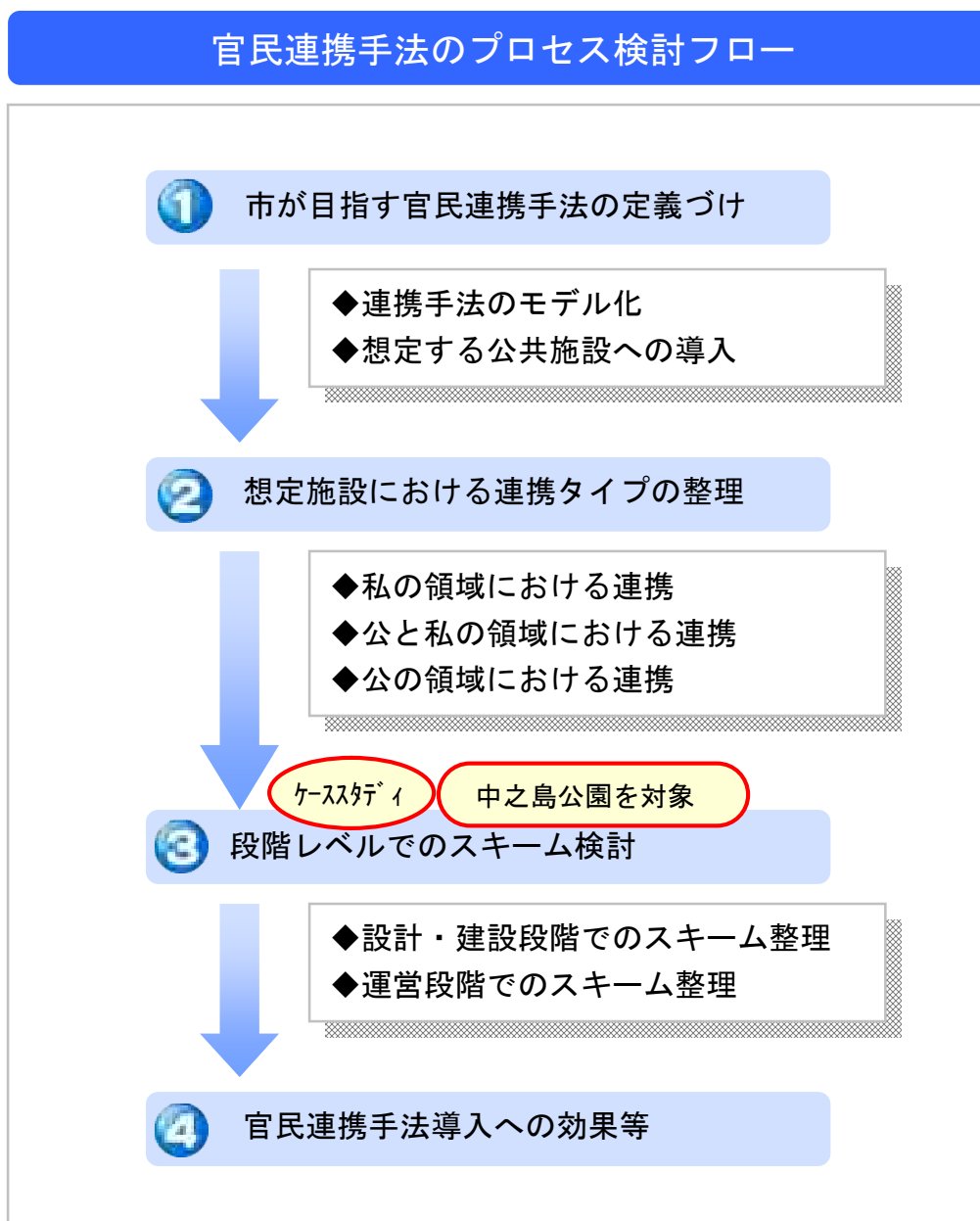
地域の賑わい創出に関連する多様な展開を想定し、民間活動を促進するためのルールづくりとして運営スキームに関する検討を行った。

なお、本検討に際しては、都市再生整備推進法人（まちづくり会社）の設立を念頭に置いた検討を行うものとした。

3.1. 官民連携手法のプロセス

官民連携手法の導入対象となる公共施設等への設計、建設、運営に関して、当該手法の導入プロセスを整理した。

具体的には、中之島公園をケーススタディとして、各段階におけるスキームを整理した。以下に検討フローを示す。



3.2. 官民連携手法の定義づけ

官民連携手法の定義は、今後活動主体となる中間支援組織の様々な領域での活動を通じて、結果的に公的負担を圧縮可能な手法と定義し、美濃加茂市が目指すべき連携手法と位置づける。

定義

私の領域、公の領域、中間の領域における民間等の主体的な
地域活性化活動による市場収入を活用した公的負担の圧縮

具体的な活動領域は、公共施設等に限定することなく、「私の領域」での活動が公共的価値を創出可能な内容も含むものとし、公共施設活用したまちづくり・地域活性化に資する収益事業を中間的な活動領域、当該収益の一部を活用した公共施設の清掃活動等を公の領域と位置づける。

結果として、民間等による市場の収入を活用し、公的負担を圧縮する

連携タイプ

【タイプ①】 従来の私の領域で公共的価値を含む活動
◆空き店舗活動による市街地活性化

【タイプ②】 公と私の中間的な領域を新たに担う活動
◆公共施設を活用した収益事業

【タイプ③】 従来の公の領域で民間が主体的に担う活動
◆地域還元による資金を活用した清掃活動等

タイプ2の解説
公共施設を活用した収益事業は、市場で一般的に運営されている「私の領域」と解釈し、実施場所が公共施設であるため半公共性を有すると位置づけ「中間的な領域」とした。

3.3. 想定施設における連携タイプの整理

前項で整理した官民連携手法における

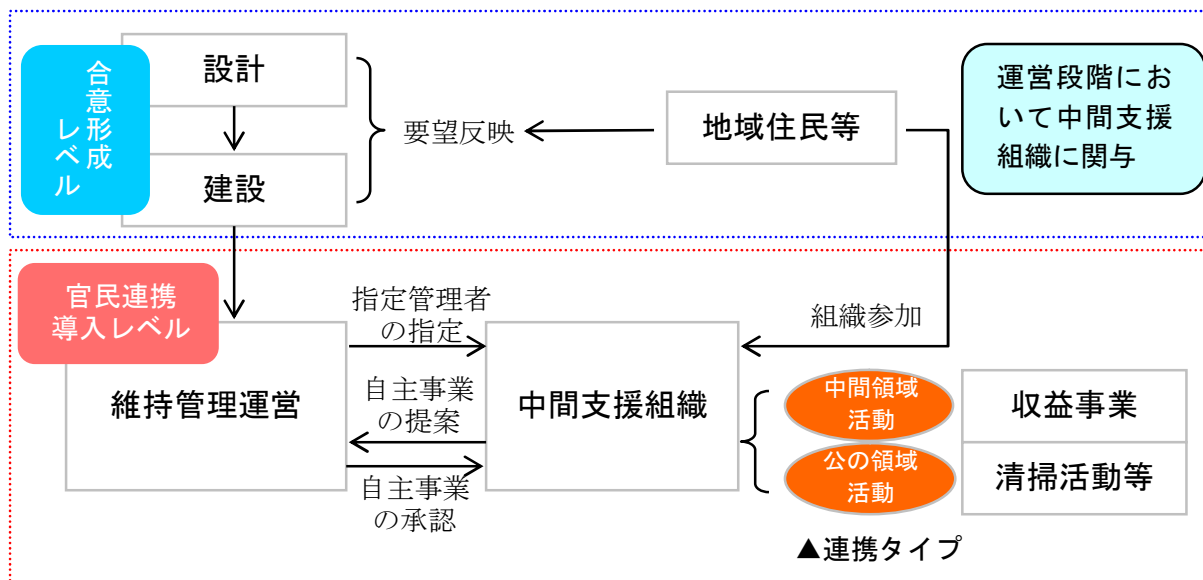
関与レベル設定に際しては、官民連携手法における想定活動ステージ別に一覧表形式で整理を行った。

【想定施設における連携タイプ一覧表】

活動ステージ	民の関与	市の関与	連携タイプ
中之島公園	清掃活動	—	公の領域活動
	収益事業の運営	初期投資、設置許可	中間的領域活動
木曽川沿線	清掃活動	—	公の領域活動
	収益事業の運営	区域設定（特例措置）	中間的領域活動
駅北側駐車場	設備投資	普通財産の貸付許可	中間的領域活動
	駐車場運営		
中山道空店舗等	サブリース事業の運営	地権者合意サポート	私の領域活動

3.4. 段階レベルでのスキーム検討

以下では、都市再整備計画における基幹事業となる中之島公園整備をケースモデルとして設計、建設、運営段階ごとの段階レベルにおけるスキームを検討した。



3.5. 官民連携手法導入への効果



官民連携手法の必要性の合意形成と主体的な運営展開への連鎖

中之島公園の整備に関して、設計・建設の段階において地域住民の意向を反映させた環境整備を行い、収益事業等の「中間的領域の活動」に際しての展開へのメリットが発現すると考えられる。実施主体となる意向を反映させることで、収益事業実施に関する準備への十分な期間が設定され、役割分担等をはじめとする実効性の高い事業計画の立案が可能となる。

- 1 設計段階からの地域意向の反映（オーダーメイド）
- 2 運営実施における十分な準備期間の確保
- 3 実効性の高い事業計画の立案

整備済みの公共施設等への参画でなく、施設整備の設計段階から関わりを有することで、官民連携手法の必要性への合意形成、主体的な実施へと連鎖する観点で、^{注)} 動機適合性の高い活動が期待され、より効果の高い手法としての価値が高まると推察できる。

注) 動機適合性の定義

中之島公園に関する官民連携手法として、収益事業及び清掃活動等の実施に関して、収益事業という経済的メリットへの行動が、市が期待する公共負担圧縮に貢献可能な行動につながる動機に値すること。

3.6. 都市再生整備推進法人設立のメリット

都市再生整備推進法人の設立に際しては、道路占用の特例、河川敷地の占用許可等の法的な恩恵が得られるとともに、民間提案による都市再生計画が可能となり、まちづくりへの比較的自由度の高い円滑な運用が期待されるなど多様なメリットの発現が予測される。

以下では、美濃加茂市と民間団体の各々の立場でのメリットを整理する。

3.6.1. 美濃加茂市のメリット

- ◆収益事業の実施により、地域活性化が期待できる。（賑わいの創出）
- ◆民間主導であり、予算の自由度、機動性が高く、サービス面での柔軟な対応が期待できる。

- ・オープンカフェやイベント等による収益事業を実施することで、公共空間に新たな魅力が付加され、空間への賑わいが創出される。
- ・活動主体が基本的に民間主導であることから、従来の行政による予算確保と比較して自由度が高まることが推察され、素早い対応が可能となる。
- ・多様化する利用者サービスへの弾力的対応により表層的なサービスに波及する可能性が高く、利用者満足度を高めることが期待される。

3.6.2. 民間団体のインセンティブ

- ◆公共施設を活用した収益事業の実施が可能となり、経済的インセンティブが発現する。
- ◆補助金や無利子貸付による資金調達面でのインセンティブが発現する。

- ・公共施設を活用した収益事業を展開することで「儲かる仕組み」が構築され、利益アップによる従事者へのリターンが得られるといった経済的インセンティブが発現する。
- ・都市再生整備推進法人の特典として、国庫補助金の支援や無利子貸付けを受けることが可能となり、初期投資コストの調達等、資金調達面でのインセンティブが発現する。

3.7. 収益事業メニュー案の抽出

収益事業メニュー案は、関係する個別法の制約事項（実際にできるメニュー）を整理し、抽出を行った。

3.7.1. 事業メニューの制約条件

メニュー案の抽出に際しては、公共空間を活用することから法的制約条件を整理し、判断材料として活用した。



3.7.2. 収益事業のメニュー案の抽出

収益事業メニューは、以下に示す3つの活動エリアを対象にエリアの周辺環境及び制約条件を鑑み抽出を行った。

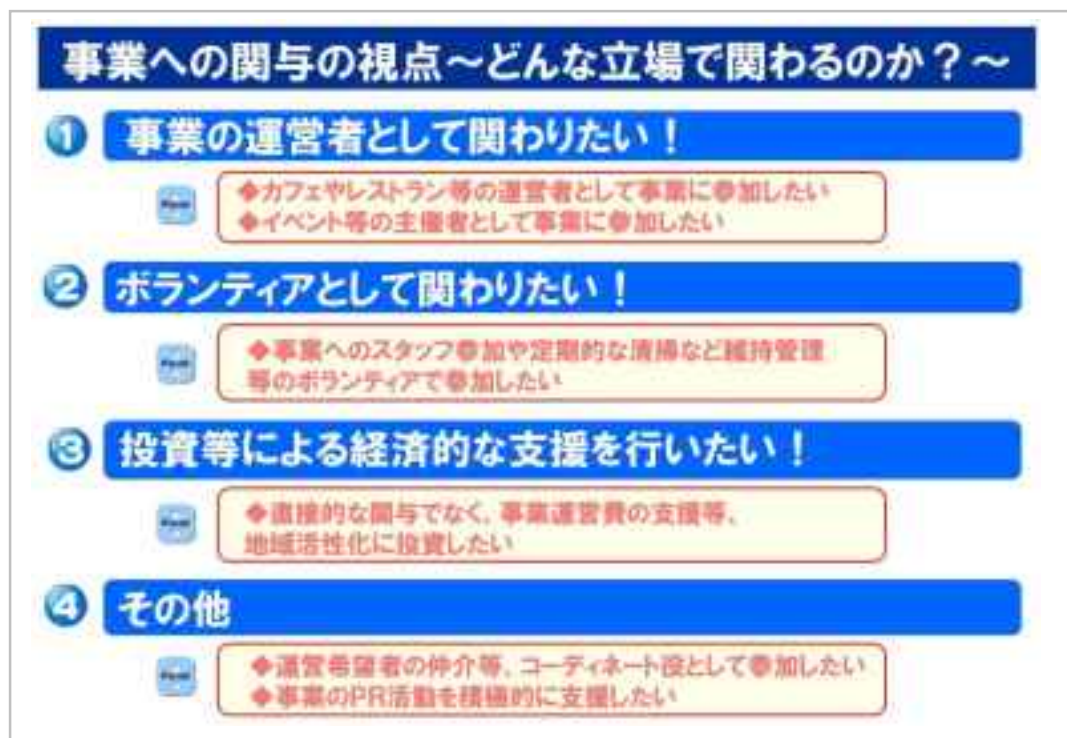
活動エリア	収益事業
中之島公園エリア	<ul style="list-style-type: none"> ◆オープンカフェ ◆バーベキューコーナー ◆レストラン ◆物販 ◆朝市 ◆フリーマーケット ◆イベント(ラフティング、カヌー、ボルタリング、ツリークライミング)
美濃太田駅エリア	<ul style="list-style-type: none"> ◆オープンカフェ ◆フリーマーケット ◆イベント(スポーツ大会、バスケット(3オン3)、BMX) <p>※イベントは大手町公園を活用</p>
中山道エリア	<ul style="list-style-type: none"> ◆オープンカフェ ◆空き家バンク ◆公共施設を活用したイベント(講座、ワークショップ、中山道学習講座等)

3.7.3. 収益事業メニューのノミネートリスト

前頁で抽出した収益事業に関して、事業への関与レベルを踏まえたノミネートリストを作成した。なお、本リストは、ワークショップ実施時に活用し、関与レベルを踏まえた実現性のあるメニュー抽出へ役立てるものとした。

(1) 関与レベルの項目

関与レベルの項目は、以下に示す内容を設定し、多角的な参加レベル（ノミネート）の区分を設定した。



(2) ノミネートリスト

エリア	番号	事業メニュー(案)	関わり方の視点			
			①運営者	②ボランティア	③経済支援	④その他
木曾川	①	オープンカフェ				
	②	バーベキューハウス				
	③	レストラン				
	④	物販施設				
	⑤	ラフティング				
	⑥	カヌー				
	⑦	ジェットボート				
	⑧	ボルダリング				
	⑨	ツリークライミング				
	⑩	朝市				
	⑪	フリーマーケット				
まちなか	①	中山道路上イベント				
	②	オープンカフェ				
	③	空きやバンク				
中山道	①	オープンカフェ				
	②	スポーツ大会				
	③	フリーマーケット				
	④	有料区画				

3.8. 収益事業実施に係る公共側の対応方針

収益事業は、基本的にまちづくり会社が運営主体として実施することを基本とするが、オープンカフェ、物販等周辺施設との競合が懸念される。

特に、県道蜂屋太田線においては、沿道に店舗が連担しており、機会均等の観点から特定事業者への限定利用は、公平性の面で問題があると考えられる。

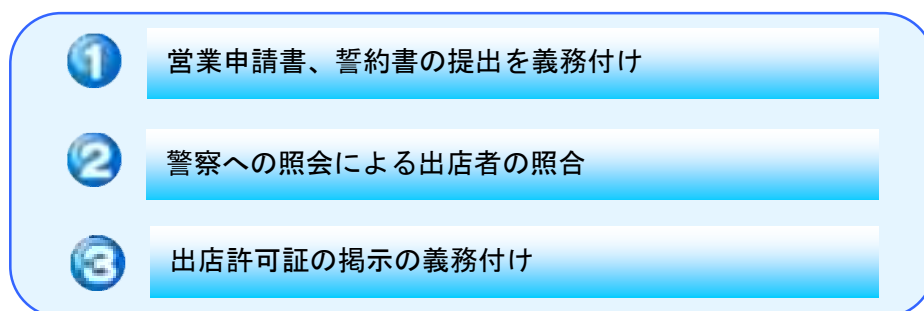
よって、公募等により出店者を募集することが得策と考えられるが、単に営利目的の出店の場合、「かわまちづくり基本計画」の理念に反するとともに、後述する収益循環スキームの影響も懸念される。特に、反社会的勢力による露天等の営業への対応も検討する必要がある。
上記問題点等に関する美濃加茂市の対応方針を以下に規定する。

3.8.1. 美濃加茂市における対応方針（案）



運営規則の策定により、反社会的勢力の出店拒否機能の制度化

- ・まちづくり会社が占用主体となる事業の実施に際して、運営規則を作成し、反社会的勢力を排除する。
- ・運営規則は、以下に示す内容を整理し、徹底した対応策を講ずる。

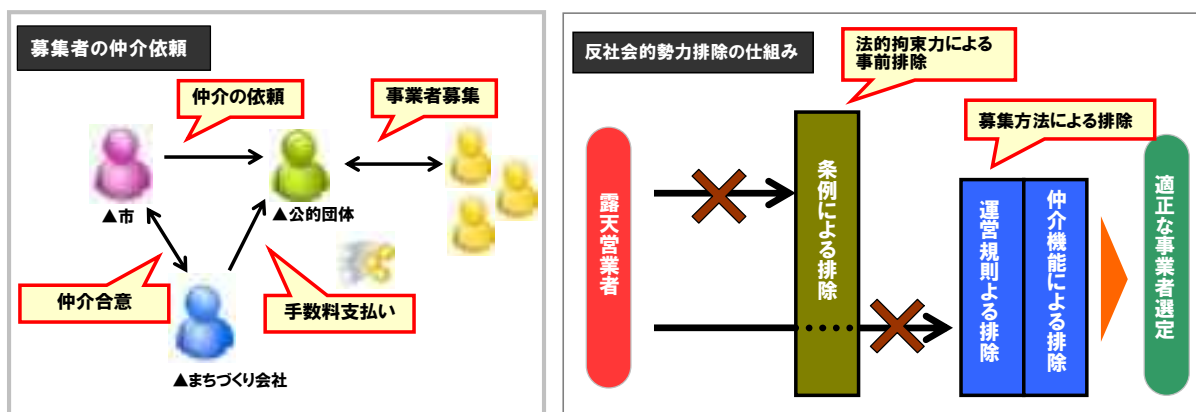


地元商工会等を通じた、与信力を有する仲介者による出店者の確保

- ・出店者の募集を社会的に与信力のある公的団体（地元商工会等）に仲介を市より依頼し、信頼のおける出店者を確保する。
- ・仲介手数料等に際しては、協議によりその金額を設定し、まちづくり会社が支払う。

【参考：岐阜百年公園の対応】

- ・岐阜百年公園のイベント開催時の出店者募集は、岐阜県ブランド振興課が募集窓口となる出店者を確保している。（当該公園への直接的な問い合わせには対応しない）



3.8.2. 美濃加茂市暴力団排除条例（参考）

本市では、平成24年7月1日に美濃加茂市暴力団排除条例を施行し、反社会的勢力の排除に向けた法的整備がなされている。

第11条では、祭礼等からの暴力団排除に係る条文化がなされており、「露店や屋台店」の運営者の禁止行為を定めている。



反社会的勢力による露店等の営業に際して法的拘束力が発現

（祭礼等からの暴力団の排除）

第11条 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者又はその運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該行事に関し、暴力団を利用すること。
- (2) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることを知りながら、これに関与させること（次号に該当するものを除く。）。
- (3) 当該行事が行われることとなる場所（当該行事主催者等が当該行事の運営において管理する区域内に限る。）において、露店、屋台店その他これらに類する店（以下この号において「露店等」という。）を出そうとする者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることを知りながら、これに露店等を出させること。

2 行事主催者等は、当該行事からの暴力団の排除のため、警察と緊密に連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【美濃加茂市暴力団排除条例第11条】

3.8.3. 条例改正による収益事業への対応



都市公園条例の改正による飲食施設への対応

収益事業の対象エリアである中之島公園は、都市公園であり当該施設内での収益事業の実施に際して「公園設置許可」等による許可申請が必要となる。

現在の美濃加茂市都市公園条例においては、都市公園法第5条に基づく「公園管理者以外の者の公園設置の設置等」の関する条例整備がなされておらず、オープンカフェ等の飲食施設への対応が懸念される。

よって、かわまちづくりに係る都市公園内での飲食施設等の展開に対応した条例の改正が必要となる。

具体的には、以下の条文の改正が想定される。



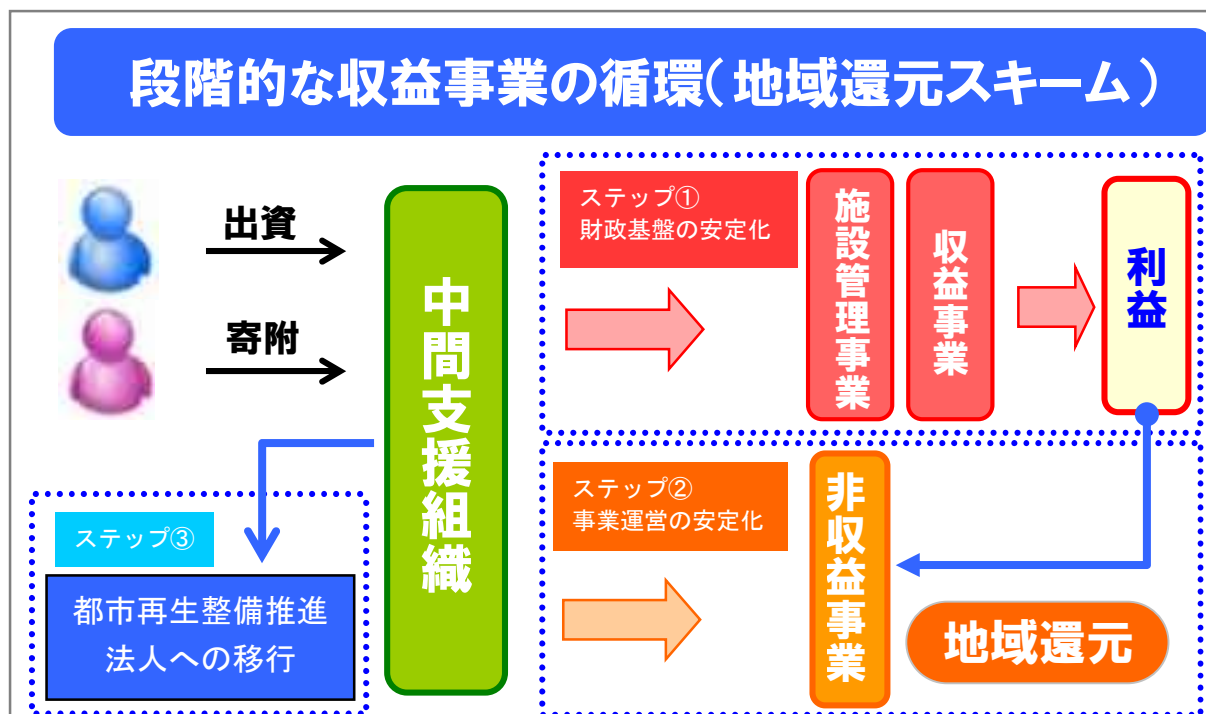
- (公園の施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)
- 第〇条 法第5条第1項の条例で定める事項は次の各号のとおりとする。
- (1) 公園施設を設ける場合
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造
 - オ 管理の方法
 - カ 工事实施の方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期
 - ク 公園の復旧方法
 - ケ その他市長の指示する事項
 - (2) 公園施設を管理する場合
 - ア 管理の目的
 - イ 管理の期間
 - ウ 公園施設名
 - エ 管理の方法
 - オ その他市長の指示する事項
 - (3) 許可を受けた事項を変更する場合 当該事項

3.9. 収益事業の地域還元スキーム・メニュー案

3.9.1. 地域還元スキーム

収益事業の実施に際しては、利益を非収益事業の資金として循環させるスキームの導入を原則として運営を行うことを想定する。

以下に収益事業の循環スキームのイメージを示す。



3.9.2. 地域還元メニュー案

地域還元メニューは、利用者の利便増進に資するメニューとし想定するエリアの特性を踏まえ抽出した。なお、当該メニューは非収益事業を想定した。

事業の実施に際しては、協力・実績のある団体が存在することから、妥当性を有すると判断した。

【地域還元メニュー一覧表】

エリア区分	地域還元メニュー	協力団体(想定)
中之島公園エリア	<ul style="list-style-type: none"> ◆リサイクルステーション ◆自然体験 ◆ネイチャーゲーム ◆ライトアップ ◆レンタサイクル 	みのかもグリーンネット “ ライオンズ・シルバー人材 周辺自治会 シティホテル
美濃太田駅エリア	<ul style="list-style-type: none"> ◆プランター・屋外ベンチ設置 ◆レンタサイクル 	沿線商店、住民 シティホテル
中山道エリア	<ul style="list-style-type: none"> ◆プランター・屋外ベンチ設置 ◆アートフェア ◆レンタサイクル 	沿線商店、住民 きそがわ日和 シティホテル

3.10. 公共コスト削減スキームの検討

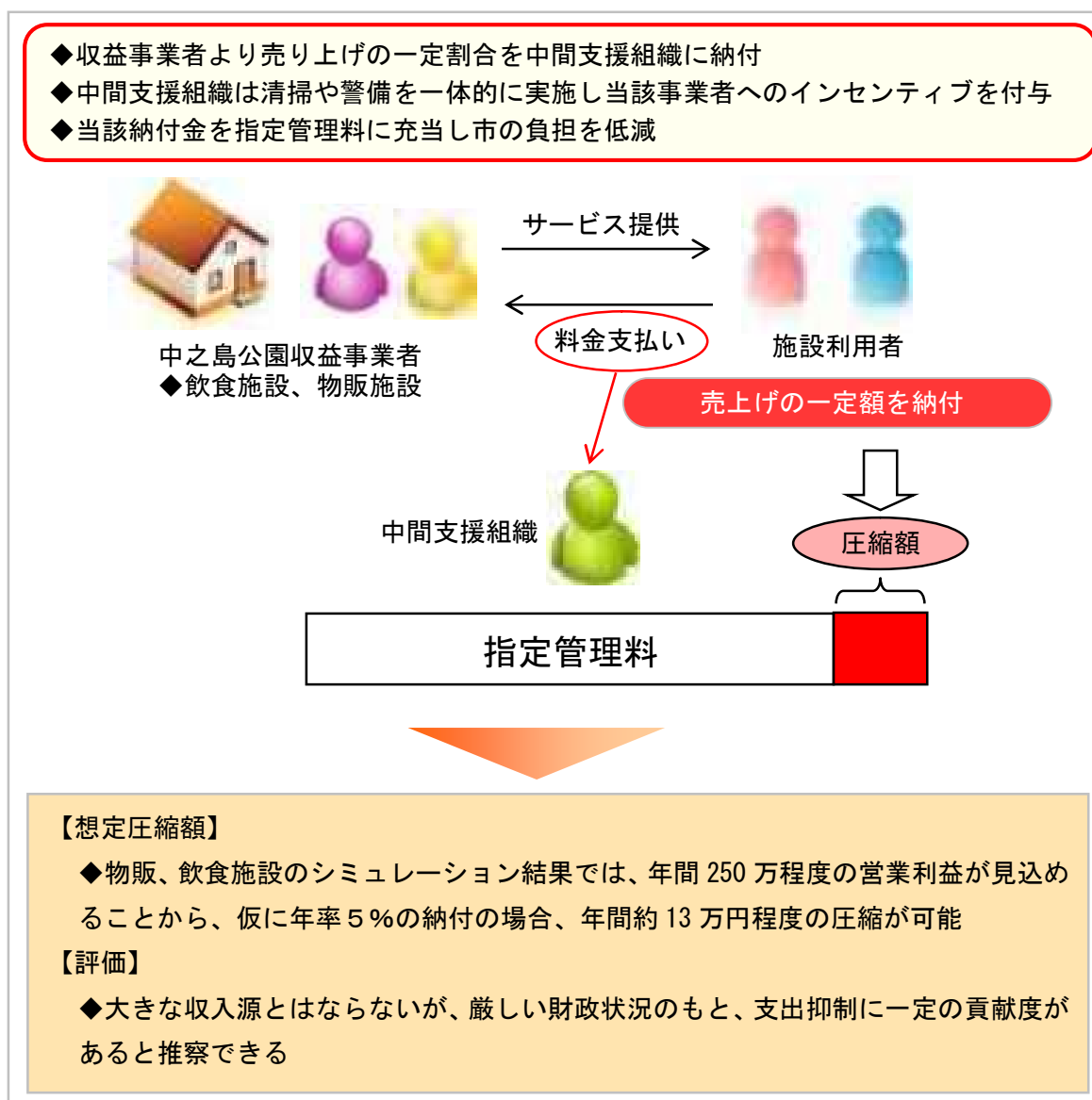
前項において整理したように、収益事業の利益を非収益事業へ充当する地域還元の仕事により軽微な維持管理を民間主体で行うルールを基調としたが、以下では、美濃加茂市における施設の維持管理費用を削減するためのスキームを検討した。

3.10.1. ケース①：中之島公園におけるコスト削減方策

中之島公園の運営は、今後中間支援組織を指定管理者に指定することを想定している。

美濃加茂市は、中間支援組織に対して維持管理運営費用を指定管理料として支払うスキームとなり、利用料金制度の導入もないことかさらなるコスト削減は期待できない。

以下では、本公園にて実施する自主事業収入による費用の圧縮を本旨としたスキームを検討した。



【想定圧縮額】

- ◆物販、飲食施設のシミュレーション結果では、年間 250 万程度の営業利益が見込めることから、仮に年率 5% の納付の場合、年間約 13 万円程度の圧縮が可能

【評価】

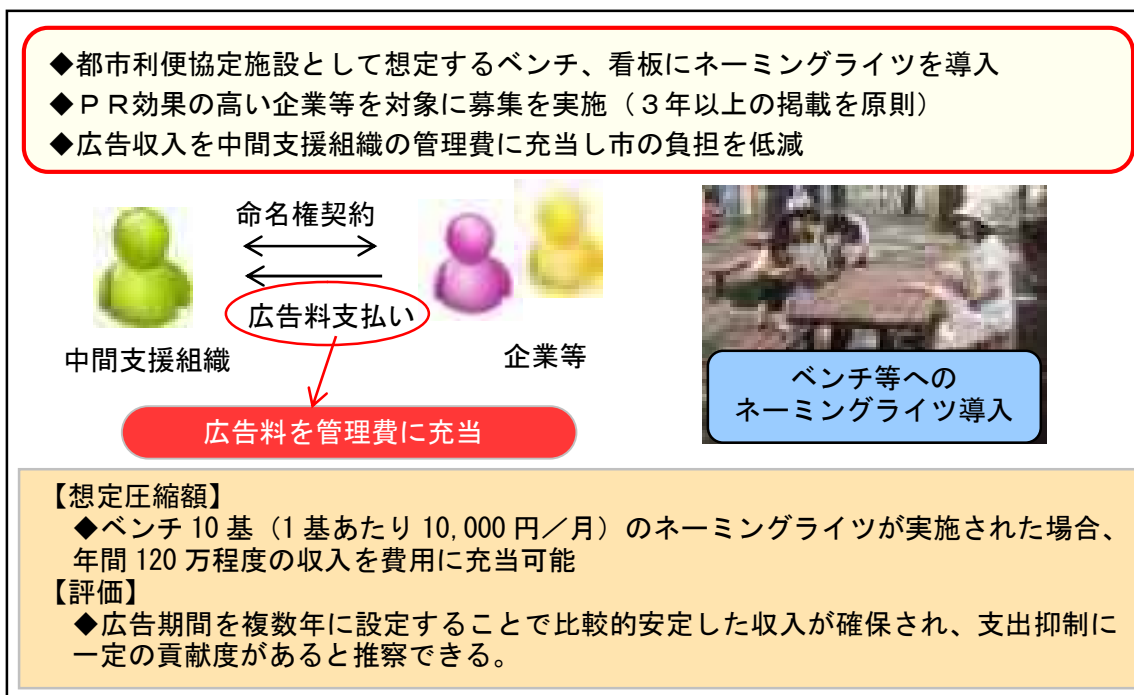
- ◆大きな収入源とはならないが、厳しい財政状況のもと、支出抑制に一定の貢献度があると推察できる

3.10.2. ケース②：エリアマネジメントの活用によるコスト削減

都市利便協定施設を予定するベンチや看板等へネーミングライツを導入し、広告収入により市の負担額を抑制する。

収入額を道路清掃等への人件費に充当し、日常的な管理費削減を期待する。

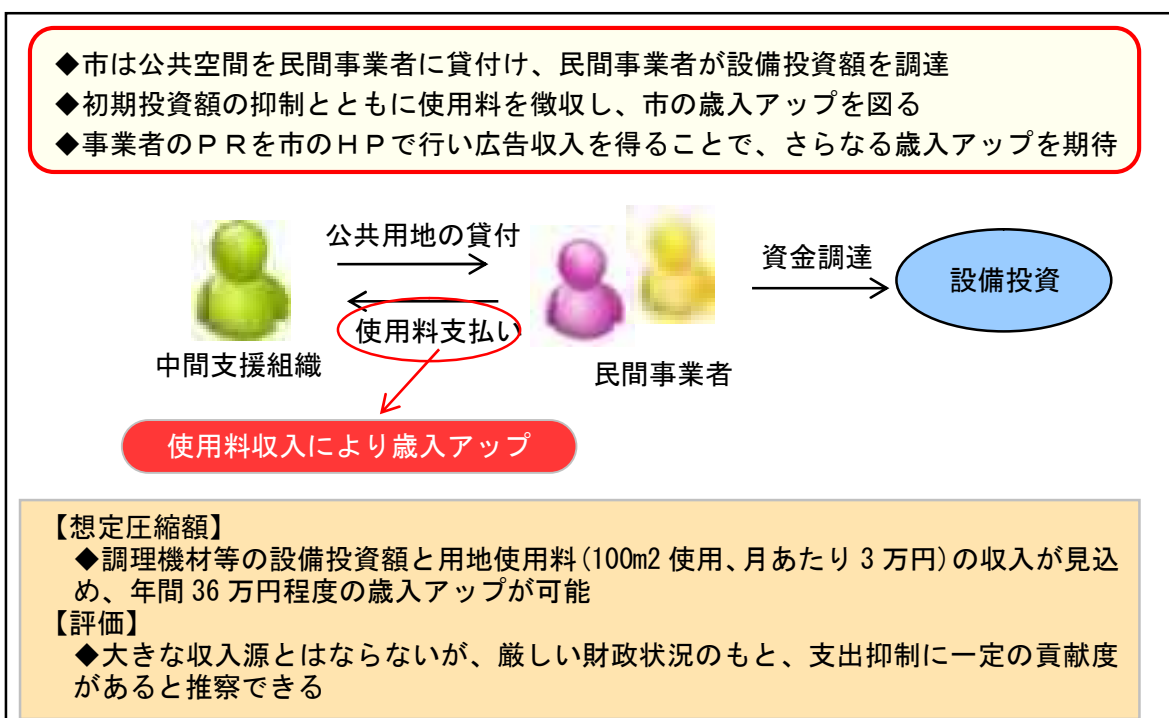
PRへのインセンティブが発現しやすい企業を対象に展開することが得策と考えられる。



3.10.3. ケース③：民間の設備投資負担によるコスト削減

エリア内で実施するオープンカフェやバーベキュー施設に係る設備を民間事業者が調達し、市の初期投資費用を抑制する。

市は公共空間という場所を提供し、不特定多数の集客が見込めるエリア内での収益事業の民間事業者へのインセンティブとする。



3.11. 現状の補助制度の整理

3.11.1. 市の補助制度

現在、美濃加茂市では、「美濃加茂市補助金等交付規則 平成25年12月4日規則第43号」により、「公益上助成し、育成し、又は奨励する必要があると認める事務又は事業を行うものに対して、予算の範囲内において補助金等を交付することができる」とされており、一定の財政的な補助制度が整備されている。

また、商店街活性化を目的とした「商業活性化事業助成制度」が新設され、商業者への補助制度も新たに整備されている。

補助金の種別	活性化事業	商店街向上事業
補助対象事業	商店街の活性化が期待される事業の増加を図る事業	店舗の改善により商店街の活性化や魅力を向上させる事業
補助対象事業	商業者で組織し、町内・町外・事業所等のある商店街の活性化を図る（商店街、または、店舗の集積地、集積地の創出）	従来の商業者の存在する店舗の活性化を図る
補助対象事業の種別	町内第1に認定するもの及び町内第2の事業で指定地が自ら申請し実施するもの	町内第1
補助対象事業の種別	商店街の活性化に繋がると認められたもの	商店街の活性化に繋がると認められたもの
補助金額	補助対象事業の2/3以内 上限額は商店街の種別・補助事業等でも1商店街につき30万円 商店の単位、1商店街内10万円以上20万円以上10万円以内	補助対象事業が40万円以内 1商店街あたり10万円以内
補助対象の期間	1年度に4回まで	各店舗につき1回限り
その他		事業開始後3年以上当該店舗で営業の継続をすること

▲商業活性化事業助成制度の概要

3.11.2. 都市再生整備推進法人への支援

まちづくり会社が都市再生整備法人として認定された場合においては、エリアマネジメント融資と称した無利子貸し付けが受けられる。



融資の条件

- ◆貸付対象者は、都市再生整備推進法人のうち一般社団・財団法人と市町村から1/4以上の出資を受けている第3セクター法人
- ◆貸付限度額は、事業に要する額の1/2以内

出典：都市再生特別措置法に基づく制度活用手引き

3.12. 収益事業のフィジビリティ

収益事業のフィジビリティは、基幹事業となる駐車場及び飲食施設・物販施設に関して実施した。

以下に収益事業として採算性の評価を示す。

1

駐車場の運営→株式会社直営事業として採算性があると判断

- ・平均駐車時間 2 時間、回転率 3.5、駐車場料金 200 円の想定ケースにおいて、年間料金収入が 1,533 万円となり、年間 200 万円程度の営業利益を確保できると予測される。
- ・株式会社の人件費として 2 名分の給与が確保可能なことから、採算ベースにあると判断でき、収益事業として実施可能と推察できる。

2

飲食店の運営→株式会社直営事業としては不採算事業と判断

- ・土日運営で客単価 500 円の想定で日当たり 128 人の利用想定ケースにおいて、年間収入が 768 万円となり、年間 120 万円程度の営業利益を確保できると予測される。
- ・想定ケースの人件費は、アルバイト賃金を想定しており、株式会社の社員給与を考慮した場合、大幅な営業赤字となり不採算事業となる。
- ・よって、株式会社の収益事業として実施困難と推察できる。
- ・初期投資費用の負担ゼロの場合においても、減価償却費、固定資産税の約 20 万程度の費用減となり、採算ベースには至らない。
- ・事業実施に際しては、ノウハウを有する企業への委託が得策と考えられる。

3

物販店の運営→株式会社直営事業としては不採算事業と判断

- ・土日運営で客単価 1,500 円の想定で日当たり 70 人の購買想定ケースにおいて、年間収入が 1,260 万円となり、年間 30 万円程度の営業利益を確保できると予測される。
- ・想定ケースの人件費は、アルバイト賃金を想定しており、株式会社の社員給与を考慮した場合、大幅な営業赤字となり不採算事業となる。
- ・よって、株式会社の収益事業として実施困難と推察できる。
- ・初期投資費用の負担ゼロの場合においても、減価償却費、固定資産税の約 90 万程度の費用減となり、採算ベースには至らない。
- ・事業実施に際しては、ノウハウを有する企業への委託が得策と考えられる。

3.12.1. 駐車場のシミュレーション結果

スプレッドシート

店舗業態		基本スペック		損益計算(営業利益)		
項目	単位	数量等	備考	項目	金額	備考
店舗業態		平面駐車場	無人駐車場	営業収入		
営業日	日	365	24時間	売上高	15,330,000	
施設面積	m ²	750	(25m ² /台)	営業費用		
駐車可能台数	台	30		人件費	6,500,000	400万(代表)+250万(事務系社員)
株式会社雇用者	人	2		光水熱費	300,000	電気代、照明代
				設備保守点検	1,500,000	機械、料金システム等
				修繕費	500,000	
				保険料	250,000	
				賃借料	2,700,000	300円月/m ² 条例単価
				減価償却費(設備)	630,000	10年 0.9
				公租公課	83,300	固定資産税 0.7 0.017
				営業経費	1,000,000	
				小計	13,463,300	
				営業利益	1,866,700	
売上想定				損益分岐点(売上高)		
項目	単位	数量	備考	項目	金額	備考
占有時間	h	7	①	売上高	13,463,300	営業費用
平均駐車場時間	h	2	②			
回転率		3.5	①÷②			
駐車料金	円	200				
日利用台数	台	105				
年間利用台数	台	38,325				
年間料金収入	円	15,330,000				
合計	円	15,330,000				
事業費				損益分岐点(利用者数)		
項目	単位	金額	備考	項目	数量	備考
照明施設	円	1,000,000	500,000円/基 2基設置	必要駐車台数	92	
料金徴収システム	円	6,000,000		必要駐車台数	33,658	
合計	円	7,000,000				

3.12.2. 飲食店のシミュレーション（建設費有り）

スプレッドシート

店舗業態

喫茶

基本スペック			備考
項目	単位	数量等	
店舗業態		喫茶	
営業日	日	120 10:00~17:00の7時間	
店舗面積	m ²	15 厨房+食材倉庫	
ウエイター	人	17ルハト	
厨房人員	人	17ルハト	
客席数	席	32 4人掛け・8テーブル	
客単価	人	500 エビ二客単価 606円	

売上想定			備考
項目	単位	数量	
休日	日	120 土日・祝日を想定	
席数	席	32	
回転率		5	
満席率		0.8	
客単価	円	500	
日当たり売上げ	円	64,000 (利用者数) 128	
年間売上げ	円	7,680,000 (利用者数) 15,360	
平日	日		
席数	人		
回転率			
満席率			
客単価	円		
日当たり売上げ	円		
年間売上げ	円		
合計	円	7,680,000	

概算事業費			備考
項目	単位	金額	
建築費	円	3,285,000	219,000 円/m ²
厨房設備	円	1,000,000	
什器・備品購入費	円	2,000,000	テーブル、イス、食器等
合計	円	6,285,000	

損益計算(営業利益)				備考
項目	単位	金額		
営業収入				
売上高	円	7,680,000		
営業費用				
0.295 仕入原価	円	2,265,600	売上高×0.295(中小企業の原価指標(飲食店))	
人件費	円	1,344,000	17人×800円×7時間×120日×2人	
0.043 光水熱費	円	330,240	売上高×0.043(中小企業の原価指標(飲食店))	
修繕費	円	500,000		
保険料	円	250,000	火災保険	
賃借料	円	54,000		
減価償却費(建物)	円	155,605	300 円月/m ² 条列単価	
減価償却費(設備・什器)	円	540,000	19年 0.9 木造モルタル	
営業経費	円	1,000,000	5年 0.9	
公租公課	円	39,092	固定資産税	0.7 0.017
小計	円	6,478,537		
営業利益	円	1,201,463		

損益分岐点(売上高)				備考
項目	単位	金額		
売上高	円	5,975,797	①÷(1-②)	
① 固定費	円	4,212,937		
② 変動比率		0.295	仕入原価	

損益分岐点(利用者数)				備考
項目	単位	数量		
客単価	円	500		
必要利用者数	人/日	23		
必要利用者数	人/時			

3.12.3. 飲食店のシミュレーション（建設費無し）

スプレッドシート

店舗業態

喫茶

基本スペック			備考
項目	単位	数量等	
店舗業態		喫茶	
営業日	日	120	10:00~17:00の7時間
店舗面積	m2	15	厨房+食材倉庫
ウェイター	人	1	アルバイト
厨房人員	人	1	アルバイト
客席数	席	32	4人掛け・8テーブル
客単価	人	500	コンビニ客単価 606円

売上想定			備考
項目	単位	数量	
休日	日	120	土日・祝日を想定
席数	席	32	
回転率		5	
満席率		0.8	
客単価	円	500	
日当たり売上げ	円	64,000	(利用者数) 128
年間売上げ	円	7,680,000	(利用者数) 15,360
平日	日		
席数	人		
回転率			
満席率			
客単価	円		
日当たり売上げ	円		
年間売上げ	円		
合計	円	7,680,000	

概算事業費			備考
項目	単位	金額	
建築費	円	0	219,000 円/m2
厨房設備	円	1,000,000	
什器・備品購入費	円	2,000,000	テーブル、イス、食器等
合計	円	3,000,000	

損益計算(営業利益)			
項目	単位	金額	備考
営業収入			
売上高	円	7,680,000	
営業費用			
0.295 仕入原価	円	2,265,600	売上高×0.295(中小企業の原価指標-飲食店)
人件費	円	1,344,000	1人×1800円×7時間×120日×2人
0.043 光水熱費	円	330,240	売上高×0.043(中小企業の原価指標-飲食店)
修繕費	円	500,000	
保険料	円	250,000	火災保険
賃借料	円	54,000	300 円月/m2 条例単価
減価償却費(建物)	円	0	19年 0.9 木造モデル
減価償却費(設備・什器)	円	540,000	5年 0.9
営業経費	円	1,000,000	
公租公課	円	0	固定資産税
小計	円	6,283,840	0.7 0.017
営業利益	円	1,396,160	

損益分岐点(売上高)			
項目	単位	金額	備考
売上高	円	5,699,631	①÷(1-②)
① 固定費	円	4,018,240	
② 変動比率		0.295	仕入原価

損益分岐点(利用者数)			
項目	単位	数量	備考
客単価	円	500	
必要利用者数	人/日	22	
必要利用者数	人/時		

3.12.5. 物販店のシミュレーション（建設費無し）

スプレッドシート

店舗業態

基本スペック			備考
項目	単位	数量等	
店舗業態		物販	
営業日	日	120	10:00～17:00の7時間
店舗面積	m2	70	
販売人員	人	2	7ルバ1
客単価	円	1,500	

売上予測			備考
項目	単位	数量	
休日	日	120	土日・祝日を想定
客単価	円	1,500	
利用者数	人	70	10人/時間の購買
日当たり売上げ	円	105,000	
年間売上げ	円	12,600,000	利用者数 8,400
平日	日		
客単価	円		
利用者数	人		
日当たり売上げ	円		
年間売上げ	円		利用者数
合計	円	12,600,000	

事業費			備考
項目	単位	金額	
建築費	円	0	219,000 円/m2
什器・備品購入費	円	2,000,000	陳列棚等
合計	円	2,000,000	

損益計算（営業利益）			
項目	単位	金額	備考
営業収入			
売上高	円	12,600,000	
営業費用			
0.577 仕入原価	円	7,270,200	売上高×0.577(中小企業の原価指標-飲食品小売業)
人件費	円	1,344,000	1/1800円×7時間×120日×2人
0.014 光水熱費	円	176,400	売上高×0.014(中小企業の原価指標-飲食品小売業)
修繕費	円	500,000	
保険料	円	250,000	火災保険
賃借料	円	252,000	300 円月/m2 条例単価
減価償却費(建物)	円	0	19 年 0.9 木造R/L外
減価償却費(設備・什器)	円	360,000	5 年 0.9
営業経費	円	1,000,000	
公租公課	円	0	固定資産税
小計	円	11,152,600	0.7 0.017
営業利益	円	1,447,400	

損益分岐点(売上高)		
項目	単位	金額
売上高	円	9,178,251
① 固定費	円	3,882,400
② 変動比率		0.577 仕入原価

損益分岐点(利用者数)		
項目	単位	数量
客単価	円	1,500
必要利用者数	人/日	51
必要利用者数	人/時	7

3.13. 運営事業のスキーム検討

運営事業のスキームは、官民連携手法を導入する以下の施設に関して、比較検討を行った検討に際しては、業務内容を明確に整理し、定量的、定性的な評価を実施した。

3.13.1. 導入予定施設



3.13.2. 比較検討一覧表

区分	中之島公園	駅北駐車場	空き店舗
施設規模	約 6,000m ²	駐車場台数 30 台	現状施設活用
比較区分	従来方式	従来方式	家賃補助方式
	PFI 方式	PFI 方式 民設民営方式	サブリース方式
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆設計 ◆建設 ◆維持管理（建築物・設備保守管理、警備業務、園内清掃業務、トイレ清掃、植物管理） ◆運営（許可申請業務、拾得物管理等） ◆自主事業（事業運営、設備投資） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆設計 ◆建設（料金ゲート、照明設備） ◆維持管理（清掃、警備、設備保守点検） ◆運営（料金徴収、回数券発行、備品調達等） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談窓口 ◆空き店舗紹介窓口 ◆所有者調整 ◆転貸借契約 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 公共施設でないため、PFI 等の検討は対象外 </div>

3.13.3. 中之島公園スキーム比較表

区分	従来方式	PFI方式																																										
施設の所有者	美濃加茂市	美濃加茂市																																										
事業期間	15年（VFMの比較のためPFIと同設定）	15年																																										
役割分担	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理</th> <th>公園運営</th> <th>自主事業運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理者 (中間支援組織)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運営事業者</td> <td></td> <td>○ (設備関連)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計	建設	維持管理	公園運営	自主事業運営	市	○	○				指定管理者 (中間支援組織)			○	○		運営事業者		○ (設備関連)			○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理</th> <th>公園運営</th> <th>自主事業運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PFI事業者 (中間支援組織)</td> <td></td> <td>○ (設備関連)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計	建設	維持管理	公園運営	自主事業運営	市	○	○				PFI事業者 (中間支援組織)		○ (設備関連)	○	○	○
区分	設計	建設	維持管理	公園運営	自主事業運営																																							
市	○	○																																										
指定管理者 (中間支援組織)			○	○																																								
運営事業者		○ (設備関連)			○																																							
区分	設計	建設	維持管理	公園運営	自主事業運営																																							
市	○	○																																										
PFI事業者 (中間支援組織)		○ (設備関連)	○	○	○																																							
事業スキーム	<p>美濃加茂市 ← 委託・請負契約 → 設計・建設</p> <p>指定管理料の支払い ↓ 指定管理者の指定 ↓ 中間支援組織</p> <p>中間支援組織 → サービス提供 → 公園利用者</p> <p>中間支援組織 ↔ 委託契約(自主事業部分) ↔ 運営事業者等</p> <p>運営事業者等 → サービス提供 → 附帯施設利用者</p> <p>附帯施設利用者 → 料金支払い → 運営事業者等</p> <p>維持管理運営業務</p>	<p>事業方式：BTO方式 事業類型：サービス購入型</p> <p>金融機関 ↔ サービス対価支払い / 融資・返済 ↔ PFI事業者</p> <p>美濃加茂市 ↔ PFI事業契約 ↔ PFI事業者</p> <p>出資者 → 出資・配当 → PFI事業者</p> <p>PFI事業者 → サービス提供 → 公園利用者</p> <p>公園利用者 → 料金支払い → PFI事業者</p> <p>中間支援組織</p> <p>中間支援組織 → 委託・請負契約 → 設計・建設 維持管理運営業務 自主事業運営(設備投資含む)</p>																																										
定量評価 (VFMの結果)	PSC(現在価値換算後) = 783,569(千円) PFI(現在価値換算後) = 820,913(千円)	VFM = -4.8%																																										
定性評価	◆事例の多い案件であり、事業者参画の容易性が高い	◆事業規模が小さいため、事業者の参画が懸念(事業不成立)																																										
総合評価	○	× (事業規模が小さいためVFMが発現せず、従来方式が得策)																																										

中之島公園VFM算定前提条件表

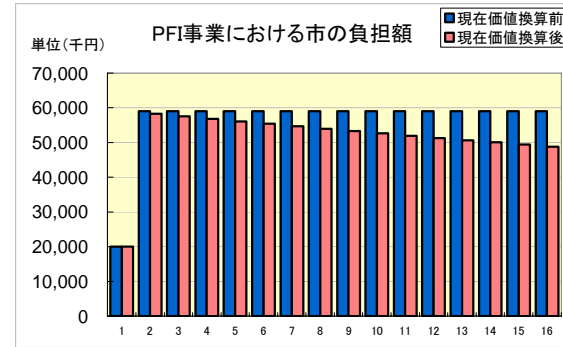
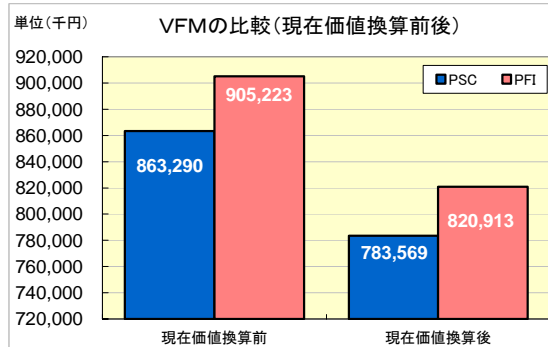
前提条件表(BTO方式)		単位:千円	
項目	従来方式	PFI方式	備考
施設規模(m2)	6,000	6,000	
事業期間	建設後15年		
事業方式		BTO	
初期費用			
設計・監理費	5,000	4,750	本体工事費×5%
本体工事費	100,000	95,000	
備品調達費	0	0	
公租公課(開業時)	-	非課税	
建中金利(本体のみ)	-	998	建設費半期借入れ/金利2%
事業諸経費	-	950	本体工事費×1%
	-		
	事業費計 105,000	101,698	
資金調達			
一般財源/資本金	26,250	5,278	PSC=25% PFI=2.5%
国庫補助金	0	0	
借入条件			
地方債	78,750		75%充当
金利	1.278%		長期国債10年平均1.278%
返済条件	15年間元利均等		
民間融資		96,419	
金利		2.780%	SWAP-R0.78%+スプレッド2.0%
返済条件		15年間元本均等	
	資金調達計 105,000	101,698	
維持管理運営			
維持管理運営費	50,000	47,500	PFIは5%削減
	維持管理費計 50,000	47,500	
公募費用			
アドバイザー費用		20,000	
モニタリング費用		2,000	
税金等			
法人税等	-	40.87%	
減価償却	-	開業費償却	5年償却
公租公課(運営時)	非課税	非課税	
割引率	1.3%		PCS調達金利採用

中之島公園VFM算出シート

従来方式による公共セクター収支【単位:千円】			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計	
事業年			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
運営年			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
【支出】	初期費用	建設費	105,000																	105,000
		起債償還	1,278%	1,006	945	883	820	757	692	627	561	494	426	357	287	217	146	73		8,290
		利息(a)	78,750	73,954	69,096	64,177	59,194	54,148	49,037	43,861	38,619	33,310	27,933	22,488	16,972	11,387	5,729	0		78,750
		償還残高	15	4,796	4,858	4,920	4,982	5,046	5,111	5,176	5,242	5,309	5,377	5,446	5,515	5,586	5,657	5,729		87,040
		元金返済(b)		5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	
		元金合計(a+b)		5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803		87,040
		小計①	105,000																	105,000
【支出】	維持管理費	維持管理費用	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	750,000
		小計③	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
【支出】	運営費	運営費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		支出合計⑤	105,000	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	942,040
【収入】	国庫補助金 地方債		0	0																0
			-78,750	-78,750																
		収入合計⑥	-78,750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計⑤+⑥	26,250	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	55,803	863,290
		現在価値	1.3%	26,250	55,098	54,403	53,717	53,039	52,370	51,709	51,056	50,412	49,776	49,148	48,528	47,915	47,311	46,714	46,124	783,569
PSC																				863,290
PSC(NPV)																				783,569

PFI事業による公共セクター収支【単位:千円】			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計		
事業年			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
運営年			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
【支出】	サービス購入料	割賦費用	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	9,515	142,723	
		維持管理・運営費用	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	712,500	
		アドバイザー費用	20,000	20,000																	20,000
		モニタリング費用	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	30,000	
		①市の支払額	20,000	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	905,223
		合計①+②	20,000	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	59,015	905,223	
		現在価値	1.3%	20,000	58,270	57,535	56,809	56,092	55,384	54,685	53,995	53,314	52,641	51,977	51,321	50,673	50,034	49,403	48,779	820,913	
PFI事業のLCC																				905,223	
PFI事業のLCC(NPV)																				820,913	

VFMの結果		▼計算式
現在価値換算前(千円)	-41,933	A-D
VFM	-4.9%	(A-D)/A
現在価値換算後(千円)	-37,344	B-E
VFM	-4.8%	(B-E)/B



3.13.4. 駅北駐車場スキーム比較表

区分	従来方式	PFI方式	民設民営方式																																													
施設の所有者	美濃加茂市	美濃加茂市	中間支援組織																																													
事業期間	15年（VFMの比較のためPFIと同設定）	15年	最長30年（普通財産の貸し付け期間）																																													
役割分担	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理</th> <th>運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理者 (中間支援組織)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計	建設	維持管理	運営	市	○	○			指定管理者 (中間支援組織)			○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理</th> <th>運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PFI事業者 (中間支援組織)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計	建設	維持管理	運営	市					PFI事業者 (中間支援組織)	○	○	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理</th> <th>運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間支援組織</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計	建設	維持管理	運営	市					中間支援組織	○	○	○	○
区分	設計	建設	維持管理	運営																																												
市	○	○																																														
指定管理者 (中間支援組織)			○	○																																												
区分	設計	建設	維持管理	運営																																												
市																																																
PFI事業者 (中間支援組織)	○	○	○	○																																												
区分	設計	建設	維持管理	運営																																												
市																																																
中間支援組織	○	○	○	○																																												
事業スキーム	<p>美濃加茂市 ← 委託・請負契約 → 設計・建設 指定管理料の支払い ↓ 指定管理者の指定 ↓ サービス提供 → 利用者 中間支援組織 ← 料金支払い → 利用者 委託契約 ↓ 維持管理・運営 利用料金制度導入 収入は、指定管理者が収受</p>	<p>直接協定 → 美濃加茂市 サービス対価の支払い ↓ PFI事業契約 ↓ サービス提供 → 利用者 中間支援組織 ← 料金支払い → 利用者 委託・請負契約 ↓ 設計・建設 維持管理・運営 利用料金制度導入 収入は、指定管理者が収受 出資・配当 ← 出資者 → 中間支援組織 融資・返済 ← 金融機関 → 中間支援組織</p> <p>事業方式：BTO方式 事業類型：サービス購入型</p>	<p>美濃加茂市 普通財産貸付け許可 ↓ 普通財産貸付け申請 ↓ サービス提供 → 利用者 中間支援組織 ← 料金支払い → 利用者 委託・請負契約 ↓ 設計・建設 維持管理・運営 劣後ローン 供与 ← 出資者 → 中間支援組織 劣後ローン 配当 ← 出資者 → 中間支援組織</p>																																													
想定規模	立体駐車場（駐車台数100台）		平面駐車場（駐車台数30台）																																													
定量評価	PSC（現在価値換算後）＝611,498（千円） PFI（現在価値換算後）＝692,940（千円） } VFM＝-13.3%		年間200万円程度の営業利益を確保																																													
定性評価	◆事例の多い案件であり、事業者参画の容易性が高い	◆事業規模が小さいため、事業者の参画が懸念（事業不成立）	◆市場性の高い業態で、事業採算性も有すると判断でき、運営の持続が可能と推察																																													
総合評価	△ 利用料金制度導入により市の負担は低減されるが、負担が発生しない民設民営が得策	× VFMが発現しない	○ 駐車場の規模は大きくないものの、美濃加茂市の負担がゼロとなる																																													

駅北駐車場VFM算定前提条件表

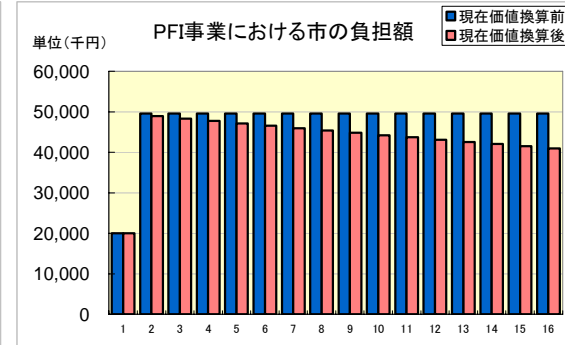
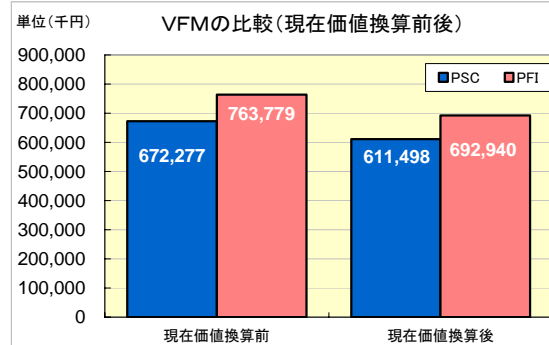
前提条件表(BTO方式)		単位:千円		
項目		従来方式	PFI方式	備考
施設規模(m2)		6,000	6,000	
事業期間		建設後15年		
事業方式			BTO	
初期費用				
	設計・監理費	6,500	6,175	本体工事費×5%
	本体工事費	130,000	123,500	
	備品調達費	0	0	
	公租公課(開業時)	-	非課税	
	建中金利(本体のみ)	-	1,297	建設費半期借入れ/金利2%
	事業諸経費	-	1,235	本体工事費×1%
		-		
	事業費計	136,500	132,207	
資金調達				
	一般財源/資本金	34,125	5,000	PSC=25% PFI=2.5%
	国庫補助金	0	0	
	借入条件			
	地方債	102,375		75%充当
	金利	1.278%		長期国債10年平均1.278%
	返済条件	15年間元利均等		
	民間融資		127,207	
	金利		3.780%	SWAP-R0.78%+スプレッド3.0%
	返済条件		15年間元本均等	
	資金調達計	136,500	132,207	
維持管理運営				
	維持管理運営費	35,000	33,250	PFIは5%削減
	維持管理費計	35,000	33,250	
公募費用				
	アドバイザー費用		20,000	
	モニタリング費用		2,000	
税金等				
	法人税等	-	40.87%	
	減価償却	-	開業費償却	5年償却
	公租公課(運営時)	非課税	非課税	
割引率		1.3%		PCS調達金利採用

駅北駐車場VFM算出シート

従来方式による公共セクター収支(単位:千円)			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計		
事業年																					
運営年			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
【支出】	初期費用	建設費	136,500	136,500																136,500	
		設計費・工事費		136,500																	136,500
		起債償還	1.278%		1,308	1,229	1,148	1,066	983	900	815	729	642	553	464	374	282	189	95		10,777
		償還残高	102,375	96,140	89,825	83,430	76,952	70,392	63,749	57,020	50,205	43,303	36,313	29,234	22,064	14,803	7,448	0			0
		元金返済(b)	15	6,235	6,315	6,395	6,477	6,560	6,644	6,729	6,815	6,902	6,990	7,079	7,170	7,261	7,354	7,448			102,375
	元利金合計(a+b)		7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543			113,152
	小計①			7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543	7,543			113,152
維持管理費	維持管理費用	維持管理費	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	525,000
	小計③			35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000		525,000
運営費	運営費用	運営費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計④			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	支出合計⑤		136,500	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543		774,652
【収入】	国庫補助金		0	0																	0
	地方債		-102,375	-102,375																	0
	収入合計⑥			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
【合計】	合計⑤+⑥		34,125	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543	42,543		672,277
	現在価値	1.3%	34,125	42,007	41,477	40,953	40,436	39,926	39,422	38,925	38,434	37,949	37,470	36,997	36,530	36,069	35,614	35,165			611,498
PSC																					672,277
PSC(NPV)																					611,498

PFI事業による公共セクター収支(単位:千円)			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計			
事業年																						
運営年			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			
【支出】	サービス購入料	割賦費用	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	14,335	215,029	
		維持管理・運営費用	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	33,250	498,750	
	その他	アドバイザー費用	20,000	20,000																		20,000
		モニタリング費用	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	30,000
		①市の支払額		20,000	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	763,779
合計	合計①+②		20,000	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	49,585	763,779	
	現在価値	1.3%	20,000	48,960	48,342	47,732	47,129	46,535	45,948	45,368	44,795	44,230	43,672	43,121	42,577	42,039	41,509	40,985			692,940	
PFI事業のLCC																					763,779	
PFI事業のLCC(NPV)																					692,940	

VFMの結果		▼計算式
現在価値換算前(千円)	-91,502	A-D
VFM	-13.6%	(A-D)/A
現在価値換算後(千円)	-81,442	B-E
VFM	-13.3%	(B-E)/B



3.13.5. 空き店舗活用事業スキーム比較表

区分	家賃補助方式					サブリース方式																																								
役割分担	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>店舗登録窓口</th> <th>問合せ窓口</th> <th>事業計画審査</th> <th>補助金申請</th> <th>補助金交付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>商工会議所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	店舗登録窓口	問合せ窓口	事業計画審査	補助金申請	補助金交付	市			○		○	商工会議所	○	○		○		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用者相談紹介窓口</th> <th>所有者調整</th> <th>転賃借契約</th> <th>所有者家賃支払い</th> <th>リフォーム補助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中間支援組織</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	利用者相談紹介窓口	所有者調整	転賃借契約	所有者家賃支払い	リフォーム補助	市					○	中間支援組織	○	○	○	○	
	区分	店舗登録窓口	問合せ窓口	事業計画審査	補助金申請	補助金交付																																								
	市			○		○																																								
商工会議所	○	○		○																																										
区分	利用者相談紹介窓口	所有者調整	転賃借契約	所有者家賃支払い	リフォーム補助																																									
市					○																																									
中間支援組織	○	○	○	○																																										
事業スキーム																																														
定量評価	◆月額10万円を限度に1年間補助					◆基本的に美濃加茂市からの資金供与なし。 (但し、今後リフォーム代金等に関して家賃補助方式と同額補助を検討)																																								
定性的評価	◆現状は、商工会議所が無償で窓口業務を実施しており、店舗活用促進へのインセンティブの発現が低調 ◆空き店舗等の活用によるまちづくりへの実現性が低調					◆所有者への家賃対応リスクが中間支援組織にヘッジされ、安定的な家賃収入によるメリットが発現 ◆サブリースによる家賃収入によって一定の収益性が確保																																								
総合評価	×					○																																								

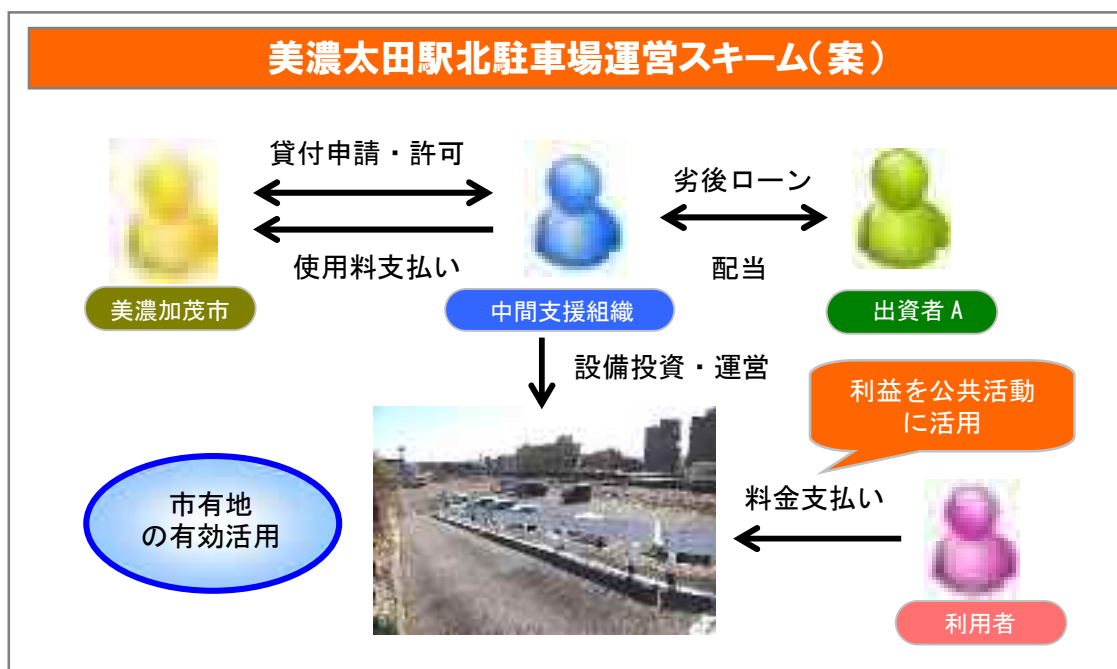
3.13.6. 導入を予定する運営スキーム（駐車場編）

駐車場運営スキームは、現在市有地（普通財産）となっている美濃太田駅北側の用地を活用し、中間支援組織直営での実施を想定する。



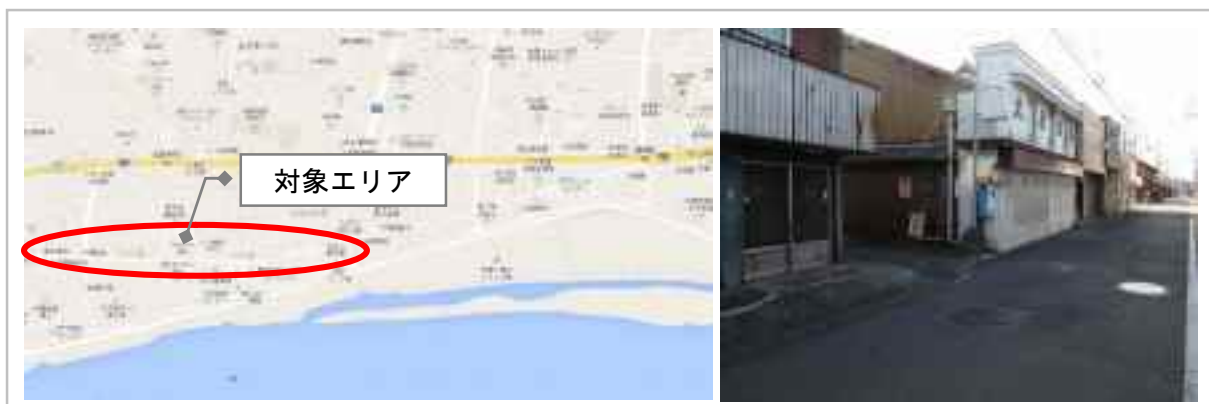
以下に、運営スキームのポイントを整理する。

項目	概要
運営形態	中間支援組織直営
設備投資	ゲート式駐車場、照明設備
資金調達	出資者からの劣後ローン活用
集客予測・売上高（年間）	38,325台 15,330,000円
その他	用地は、普通財産貸付け申請により許可を取得 使用料は、年額270万円



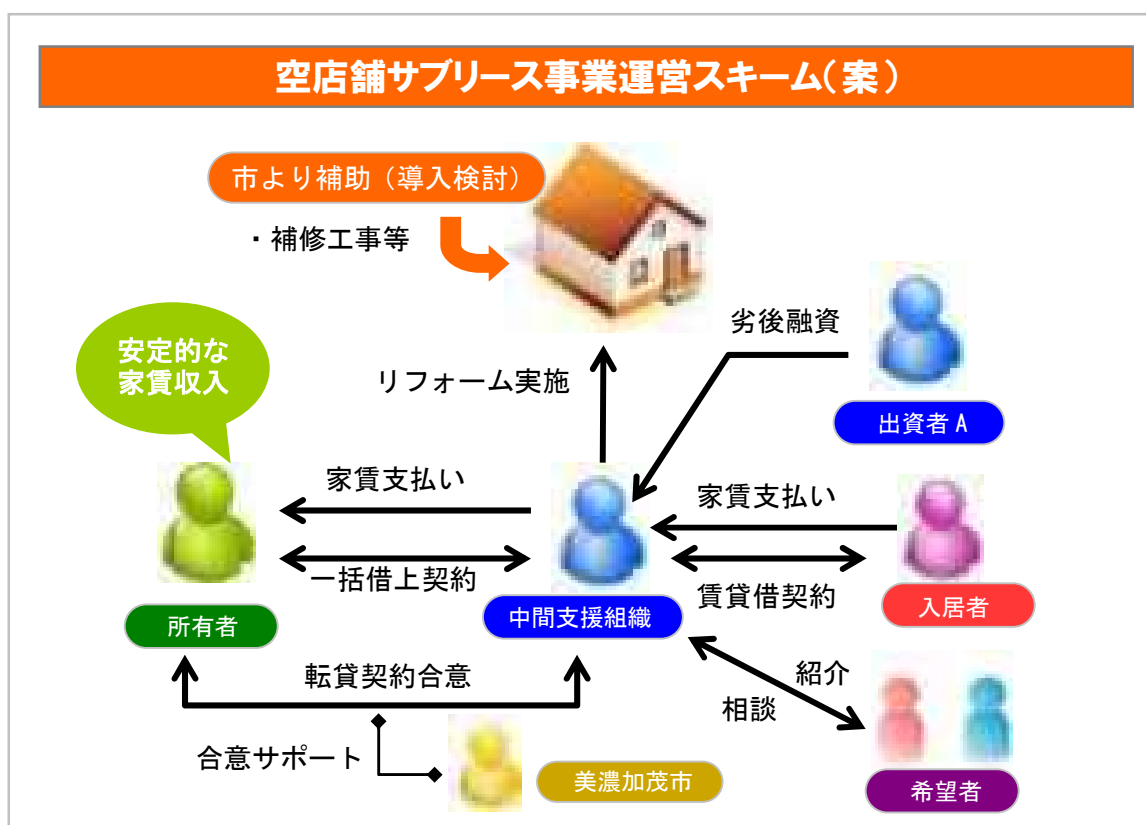
3.13.7. 導入を予定する運営スキーム（空家サブリース編）

空家サブリースの運営スキームは、中山道沿線を対象に、所有者から一括借上契約により中間支援組織が希望者に転貸借を行う。



以下に運営スキームのポイントを整理する。

項目	概要
運営形態	中間支援組織直営
設備投資	対象物件のリフォーム（補修工事等）
資金調達	出資者からの劣後ローン活用 市からの補助金活用（今後の検討事項）
契約形態	所有者、中間支援組織 一括借上契約 中間支援組織、入居者 賃貸借契約
市の関与	所有者への転貸借に関する合意サポート



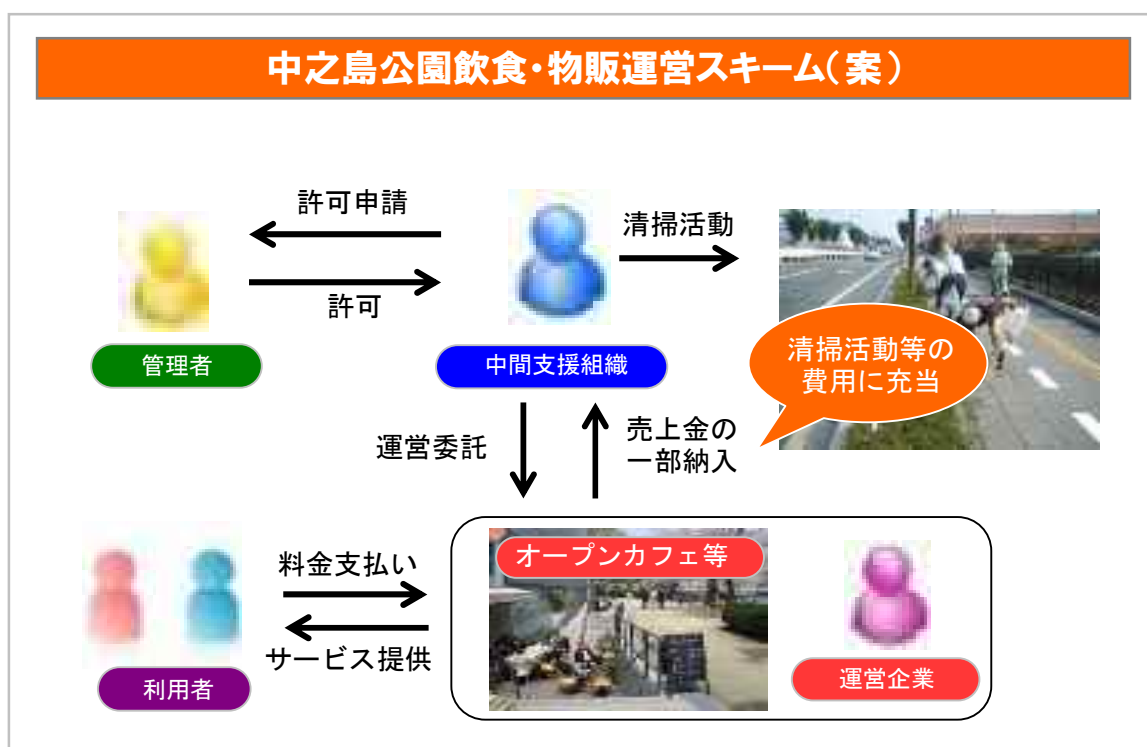
3.13.8. 導入を予定する運営スキーム（飲食・物販施設編）

飲食・物販施設の運営スキームは、美濃太田駅周辺、中山道沿線、中之島公園を対象に、専門業者等に運営を委託する方法を採用する。



以下に運営スキームのポイントを整理する。

項目	概要
運営形態	中間支援組織が専門業者に運営委託契約
設備投資	運營業者の負担
許可申請者	中間支援組織
サービス提供者	運營業者
料金の收受	運營業者の収入。売上額の一定割合を中間支援組織に納付
地域還元	中間支援組織は納付額を周辺の清掃活動費用等に充当



3.13.9. 導入を予定する運営スキーム（アクティビティ事業編）

アクティビティ事業の運営スキームは、木曾川の水面を活用したラフティングやカヌーを対象とした収益事業を想定し、運営ノウハウを有した専門業者への委託方式により実施する。

本スキームは、水面を活用した収益事業であり、まちづくり会社における先導性の高い仕組みとして位置づける。



以下にスキームのポイントを整理する。

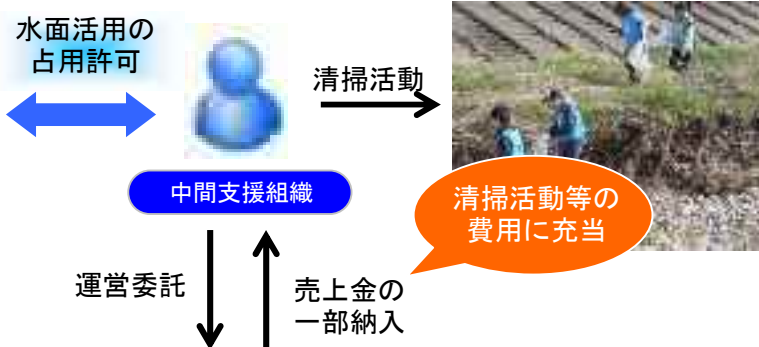
項目	概要
運営形態	中間支援組織が専門業者に運営委託契約
設備投資	既存施設の活用（トイレ、日本ライン下りの出発港）
備品等の調達	運営事業者
許可申請者	中間支援組織
サービス提供者	運営業者
料金の收受	運営事業者の収入。売上額の一定割合を中間支援組織に納付
地域還元	中間支援組織は納付額を周辺の清掃活動費用等に充当

日本ライン下りの出発港を活用したアクティビティ運営スキーム(案)

PPPによる
公共貢献

- ◆中之島公園、日本ライン下り出発港の活用による環境整備費の低減
- ◆初期投資費用抑制による事業収益性のアップ
- ◆事業収益を原資とした清掃等の管理費の確保

新規性



3.14. 河川を活用した将来的な官民連携スキーム

前頁において木曾川水面を活用した運営スキームを実現性を有した新規性の高いメニューとして整理した。

以下では、河川空間を活用した今後の展望的な視点でのメニュー案を検討した。

「浮き棧橋」の負担付き寄附行為による水面活用

浮き棧橋を占有し、収益性の高いアクティビティ事業等の実施により集客力を高める。

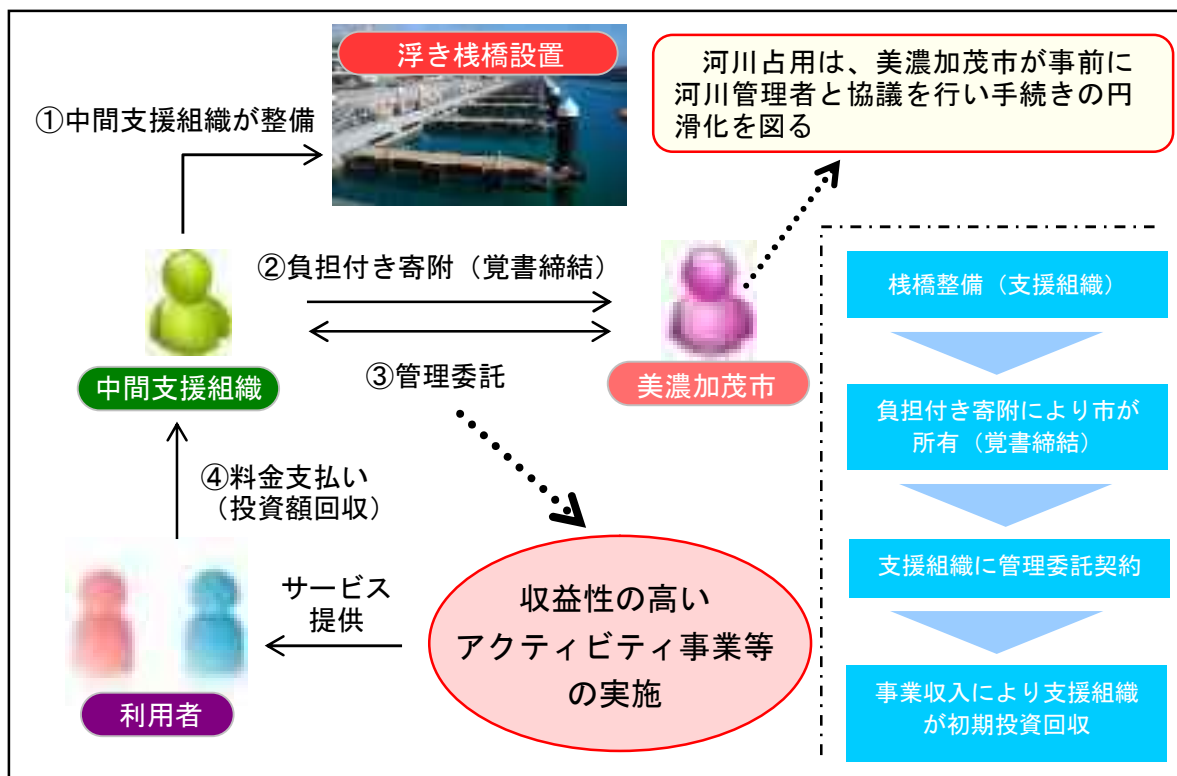
浮き棧橋の費用負担者は、中間支援組織とし、事業収入により投資額を回収するスキームを想定する。（一例として、人気の高いジェットボートなど）

美濃加茂市は、初期投資費用が無く、新たな集客スポット創出による活性化が期待できるメリットが発現し、民間事業者に対しては、占有手続きの迅速化を図るため、河川管理者との事前調整を担いインセンティブを発現させる。

また、イベントの開催等、民間アイデアの導入の余地が高まると考えられる。

ただし、負担付き寄附行為は議会の議決事件（地方自治法第96条）となる

- ① 民間資金を活用した初期投資（負担付き寄附により市に引渡し）
 - ② 集客の安定期を見据えた事業展開
 - ③ 管理運営は中間支援組織に委託
- ↓
利用料金により
資金回収



3.15. 新たな官民連携スキームの検討

新たな官民連携スキームとして、包括的民間委託、PFI法に基づくコンセッション方式に関して検討を行った。

3.15.1. 検討対象エリアの設定

検討対象エリアの設定は、美濃加茂市かわまちづくり計画区域とする。



3.15.2. 検討対象エリア内の公共施設等

検討対象エリア内に存在する公共施設等は、庁舎をはじめ、文化施設、体育施設、図書館、都市公園が集積する市街地を形成している。

特に都市公園は、今後整備予定の中之島公園を含め19箇所の集積となっている。



3.15.3. 包括的民間委託の導入検討

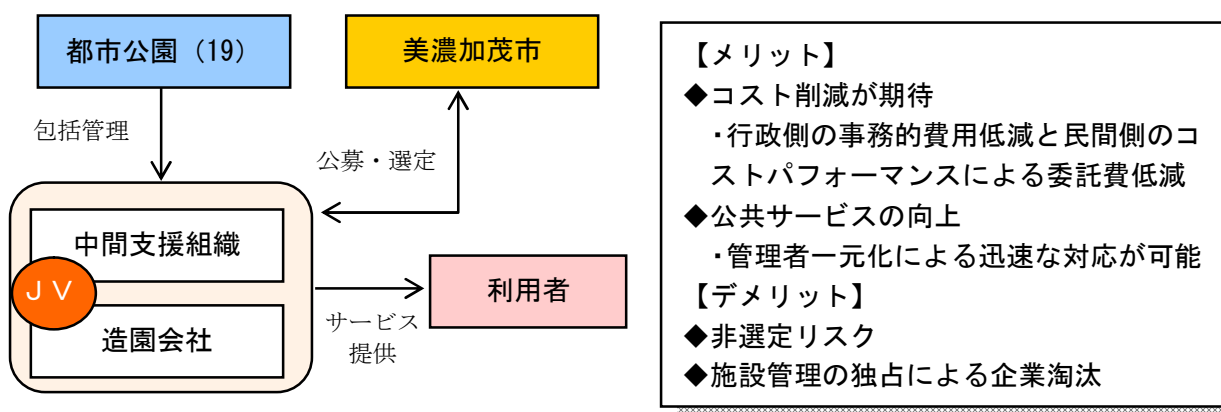
包括的民間委託の検討に際しては、市の維持管理コストの削減を基調とするとともに、公共サービス水準の向上及び多様な参画主体の創出による「新たな公共」の担い手育成を導入のポイントと位置づける。

また、導入に際しては、施設の類似性、施設の複数化によるスケールメリットを活かした包括化を前提にスキーム検討を行った。



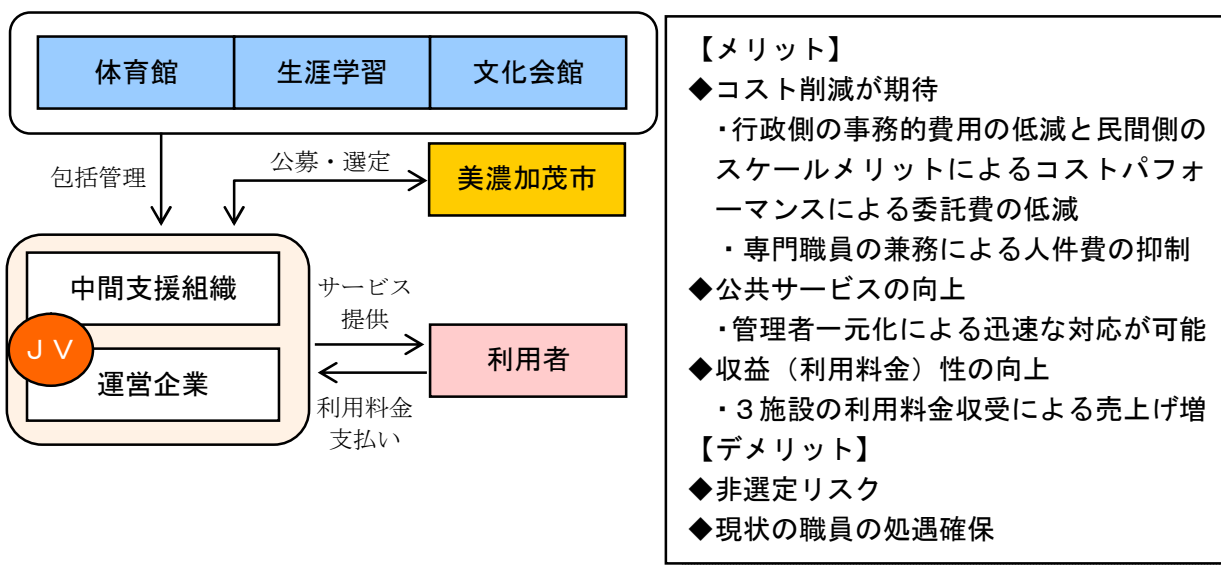
(1) スキーム検討【ケース①：19箇所の都市公園の包括的民間委託】

◆導入施設：エリア内19箇所の都市公園



(2) スキーム検討【ケース②：有料貸し館系施設の包括的民間委託】

◆導入施設：中央体育館、生涯学習センター、文化会館の3施設



3.15.4. コンセッション方式の検討

コンセッション方式の検討に際しては、導入対象施設として中之島公園を対象に実施した。

(1) コンセッションの定義

公共施設等運営権利及び公共施設等運営事業に関するガイドラインでは、以下のように定義されている。



運営権は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、当該施設の運営を行う権利を民間事業者に設定すること

(2) 利用料金の定義

利用料金の定義は、地方自治法において以下のように定められている。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

- 8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(3) 導入対象施設の性格

本公園は、都市公園に位置づけられ、入園料及び有料公園施設を有しない公園であり、利用料金が発生しない施設となっている。

よって、現状機能においては、コンセッション方式の導入は困難であることから、利用料金の対象となる施設として周辺環境を活用した自然体験機能を有した教養施設を都市公園法に基づく公園施設に位置づけ、PFI手法（施設を新設して運営権を設定する場合）を導入するスキームを検討した。

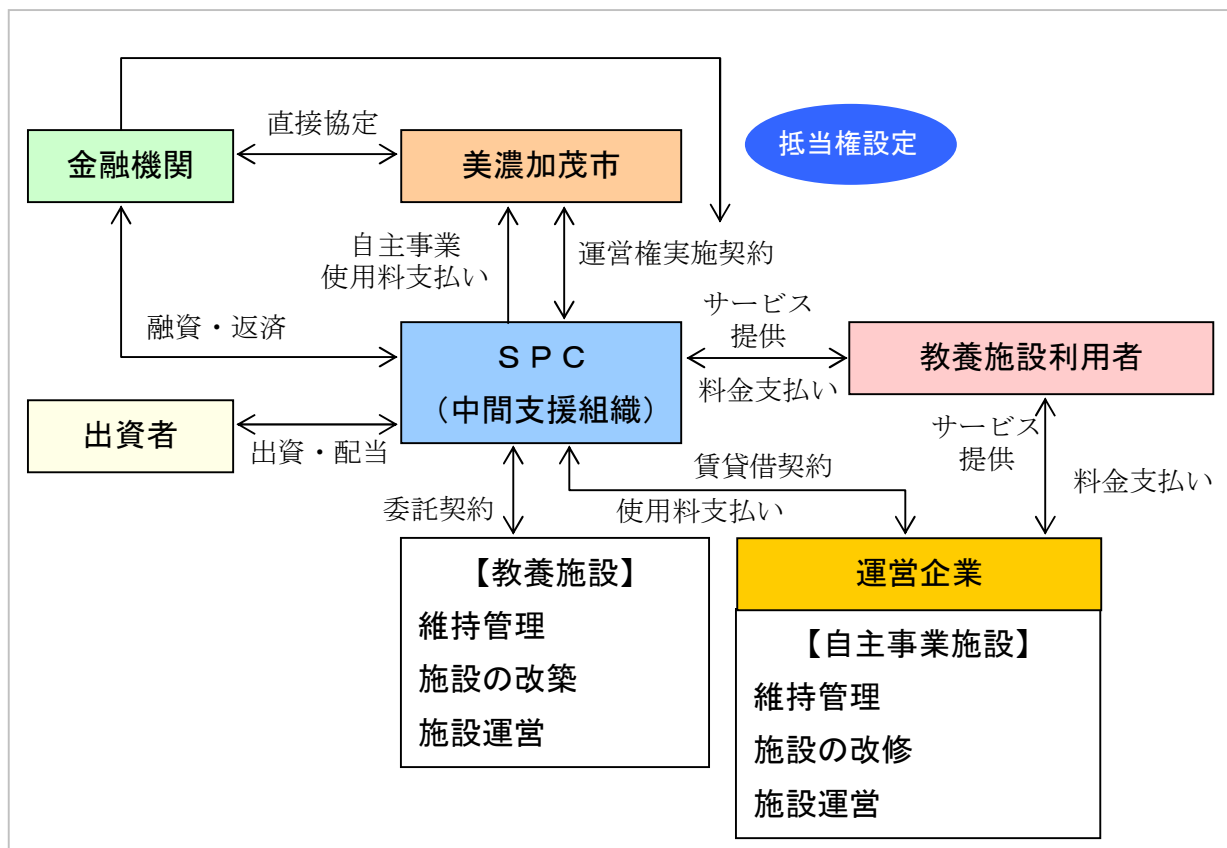
都市公園法 第2条に基づく公園施設

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

(4) スキーム検討



中之島公園内に教養施設を整備し、コンセッションを導入



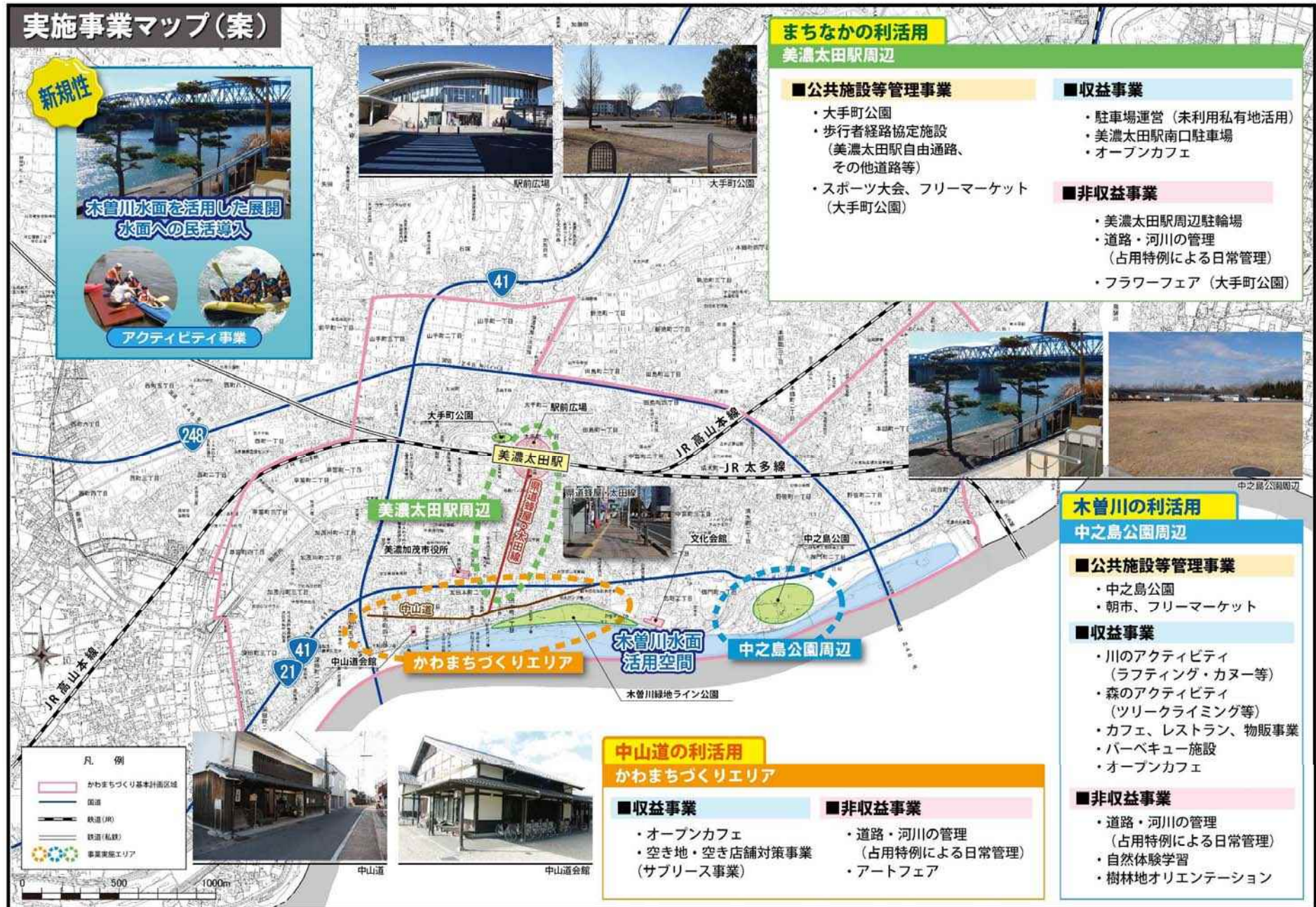
【役割分担】

項目	美濃加茂市	SPC
実施方針作成	○	
特定事業の選定（議決）	○	
事業者選定	○	
事業契約締結（議決）	○	
設計	○	
建設	○	
維持管理		○
施設改築（大規模修繕は含まず）		○
運営		○
自主事業（独立採算）		○（教養施設の一部活用）

【メリット・デメリット】

	美濃加茂市	SPC
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ◆維持管理費用の抑制 ◆民間ノウハウの活用による集客力及びサービスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営権への抵当権設定による資金調達の円滑化 ◆集客促進による利益拡大
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ◆PFI 事業者の参加リスク（民間事業者の参加者が動向が不明） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆需要変動による減収リスク ◆長期間の運営による利用者ニーズの変容

3.16. 実施事業マップ(案)



3.17. 都市施設を活用した事例整理

道路・河川・公園等を活用したまちづくり会社の事例を調査し、活動における問題点等を整理した。整理に際しては、事業スキーム、特徴、課題等を調書としてとりまとめた。

3.17.1. 抽出事例一覧

事例番号	事業概要	事業区分	施設区分
①	札幌大通まちづくり株式会社 ◆国道において、札幌大通まちづくりと札幌市が連盟により占用許可を受けてオープンカフェ事業を実施し、まちづくり活動として周辺道路の美化や自主警備等もあわせて実施	オープンカフェ	道路
②	札幌大通まちづくり株式会社 ◆国道において、札幌大通まちづくりと札幌市が連盟により占用許可を受けてエリアマネジメント事業を実施し、収入は、道路維持や環境美化などの取り組みに充当	屋外広告物マネジメント	道路
③	水の都ひろしま推進協議会 ◆河川管理者である国、広島県、広島市の行政に加え、市民、企業・観光関係者、学識経験者で構成する「水の都ひろしま推進協議会」を設立し、水の都ひろしま推進協議会が占用主体となり、河川緑地空間においてオープンカフェを実施	オープンカフェ	河川
④	まちづくり大津株式会社 ◆大津市の琵琶湖岸にある公園に、オープンカフェの飲食施設を整備した事業 ◆まちづくり大津が、公園管理者である大津市に対し、都市公園法第5条に基づく工作物等の設置による公園の占用を申請し、大津市がこれを許可。まちづくり会社は、大津市が定める「大津市都市公園条例」の規定に基づき、大津市に対して公園の使用路料を支払い	オープンカフェ	公園
⑤	NPO 大丸有エリアマネジメント協会 ◆東京都の「東京のしゃれた街並みづくり条例」の仕組みのもと公開空地を活用し、イベントを開催	イベント開催	公開空地

3.17.2. 事例①：札幌大通まちづくり株式会社（オープンカフェ）

事例①：札幌大通まちづくり株式会社【オープンカフェ・道路利用】

【概要】

◆国道において、札幌大通まちづくりと札幌市が連盟により占有許可を受けてオープンカフェ事業を実施し、まちづくり活動として周辺道路の美化や自主警備等もあわせて実施

事業スキーム

```

graph TD
    Police[警察] -- 使用許可 --> SPC[札幌大通まちづくり(株)]
    Police -- 使用許可 --> Shopper[出店者]
    Hokkaido[北海道開発局(道路管理者)] -- 道路占有許可申請 --> SPC
    Hokkaido -- 道路占有許可 --> SPC
    SPC -- 出店契約協定等 --> Shopper
    Shopper -. 出店料等 .-> SPC
    SPC -- 公益活動に還元 --> Activity[まちづくり活動]
    
```

【取り組みの特徴・ポイント】

- ◆道路占有許可・道路使用許可を受けて事業実施
- ◆札幌市と連盟による申請許可（占有主体は札幌市と札幌大通まちづくり）
- ◆社会実験の取り組みを札幌大通まちづくり（株）継続実施
- ◆オープンカフェの出店者と出店協定の締結（役割・リスク分担）
- ◆協定料金の徴収（テーブル、椅子のレンタル代等）
- ◆占有期間は約3ヶ月
- ◆占有物件はテーブル、椅子
- ◆占有料は無償
- ◆歩道上の看板や自転車等の整理、清掃等による歩道環境の美化

【事業実施の課題等】

① 占有主体としての公共・公益性の確保

- ・道路の活用には、公共・公益性の客観的な説明等が必要
- ・占有許可の申請においては、地方公共団体の連携が必要
- ・まちづくり会社を公共公益的団体として認定することが必要

② 安定的な収益の確保

- ・道路の安全性確保の観点で目立った店舗づくりや広告などが制限され、積極的な事業展開は難しい

3.17.3. 事例②：札幌大通まちづくり株式会社（屋外広告物）

事例②：札幌大通まちづくり株式会社【屋外広告物・道路利用】	
<p>【概要】</p> <p>◆国道において、札幌大通まちづくりと札幌市が連盟により占有許可を受けてエリアマネジメント事業を実施し、収入は、道路維持や環境美化などの取り組みに充当</p>	<p>【取り組みの特徴・ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆道路占有許可・使用許可を受けて事業実施 ◆札幌市と連盟による申請許可 ◆国、警察、市、札幌都市開発公社、まちづくり協議会で構成される連絡協議会により取り扱い方針策定 ◆占有物件は、広告幕 ◆占有期間広告幕の掲示期間と同期間 ◆占有料は無償（地域貢献事業とになされ無償） ◆収入は環境美化、道路維持などのまちづくりへの取り組みに充当
事業スキーム	
<pre> graph TD A[北海道開発局 道路管理者] -- "広告物の占有許可申請" --> B[札幌大通まちづくり 株] B -- "広告物の占有許可" --> A C[広告主] -.-> "広告料" B B -- "公益活動に還元" --> D[まちづくり活動] </pre>	
<p>【事業実施の課題等】</p> <p>① 占有主体としての公共・公益性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の活用には、公共・公益性の客観的な説明等が必要 ・占有許可の申請においては、地方公共団体の連携が必要 ・まちづくり会社を公共公益的団体として認定することが必要 <p>② 安定的な収益の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の経済環境の影響もあり、安定的な収益が得られにくい ・場所が限定され広告主の条件を用意できないケースあり <p>③ 収益の還元先が限定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益還元を公共施設の活動のみに限定せず、広くまちづくり活動に還元する柔軟性が必要 	

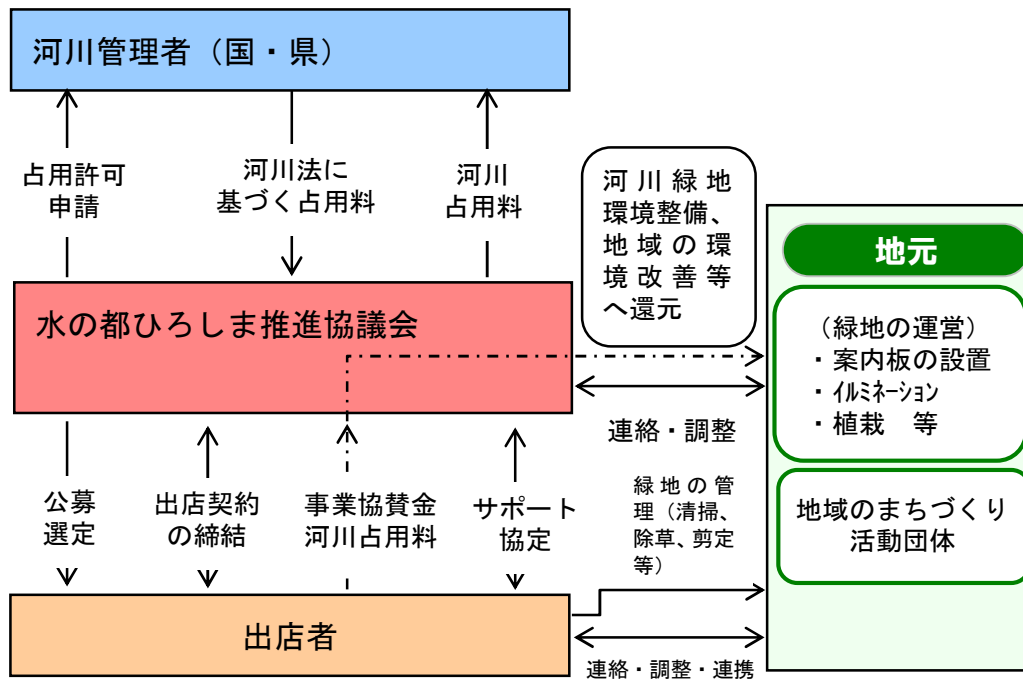
3.17.4. 事例③水の都ひろしま推進協議会（オープンカフェ）

事例③：水の都ひろしま推進協議会【オープンカフェ・河川利用】

【概要】

◆河川管理者である国、広島県、広島市の行政に加え、市民、企業・観光関係者、学識経験者で構成する「水の都ひろしま推進協議会」を設立し、水の都ひろしま推進協議会が占用主体となり、河川緑地空間においてオープンカフェを実施

事業スキーム



【取り組みの特徴・ポイント】

- ◆河川敷地占用許可を受けて事業実施
- ◆河川管理者を含めた推進協議会の設置により占用許可を受けやすくしている
- ◆地先利用型と独立店舗型による事業を実施
- ◆出店者と出店契約を締結
- ◆出店者と河川緑地サポート活動に関する協定を締結
- ◆10年を限度に出店者と契約
- ◆出店者から河川占用料と事業協賛金を徴収し、地域の環境改善等へ還元

【事業実施の課題等】

①継続的な事業推進のための組織の設立

・現状の市職員が事務局として実施している体制でなく、NPOや一般社団法人などの新たな事業推進組織の検討も必要

②得られた収益の還元先の拡大

・収益は河川緑地内への還元しか認められないが、地域への貢献活動への収益先の拡大によりまちづくりのインセンティブを付与

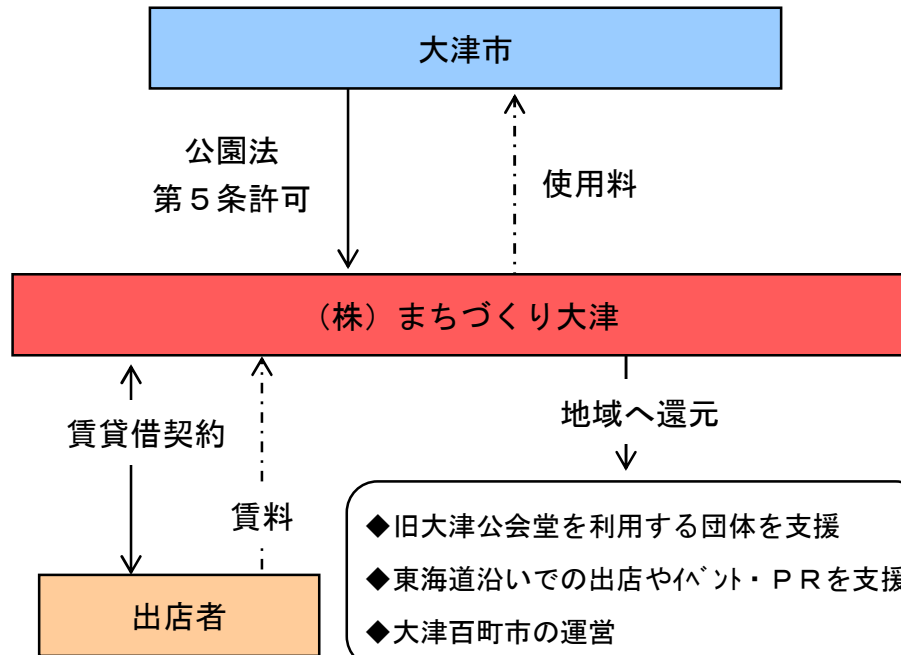
3.17.5. 事例④まちづくり大津株式会社（オープンカフェ）

事例④：まちづくり大津株式会社【オープンカフェ・河川利用】

【概要】

- ◆琵琶湖岸にある公園に、オープンカフェの飲食施設を整備した事業
- ◆まちづくり大津が、公園管理者である大津市に対し、都市公園法第5条に基づく工作物等の設置による公園の占用を申請し、大津市がこれを許可

事業スキーム



【取り組みの特徴・ポイント】

- ◆都市公園法第5条を活用した公園施設の設置
- ◆本事業の実施主体として設立された株式会社による事業実施
- ◆大津市や商工会議所の主導による円滑な事業推進
- ◆大津市の各種法令に及び手続き面での指導
- ◆建物はまちづくり会社が所有
- ◆占用期間は、入居テナントとの定期建物賃貸借契約期間と同じ5年
- ◆出店者との契約は、退店申し出のない限り自動更新
- ◆使用料は有償
- ◆利益をまちづくりに還元する旨を株主に説明し同意書に記載

【事業実施の課題等】

①オープンカフェの整備費用の工面

- ・初期投資費用の資金調達が課題
- ・財政基盤の脆弱なまちづくり会社では、実施が困難
(市、商工会議所に加え地元関係者から想定よりも多くの出資を受けたこと及び経済産業省から補助)

②官民連携による事業推進

- ・市職員がまちづくり会社に出向し、都市公園法第5条等の手続き面への円滑化に貢献

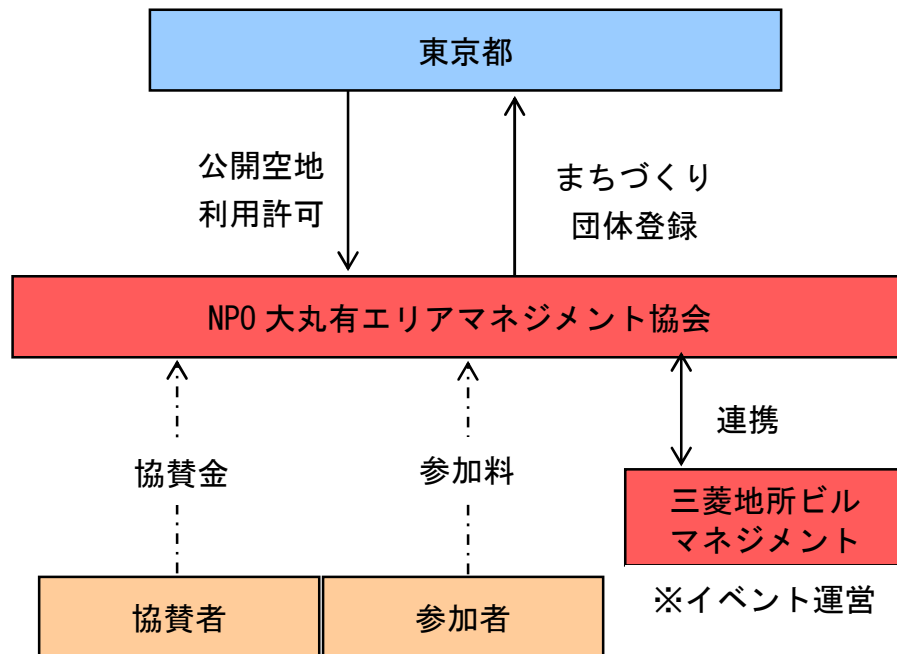
3.17.6. 事例⑤NPO大丸有エリアマネジメント（イベント）

事例⑤：NPO 大丸有エリアマネジメント【イベント・公開空地利用】

【概要】

- ◆東京都の「東京のしゃれた街並みづくり条例の仕組みのもと公開空地を活用し、イベントを開催
- ◆法人組織がまちづくり団体として登録すれば、イベント、広告、オープンカフェ等の事業を行いやすい仕組みを導入

事業スキーム



【取り組みの特徴・ポイント】

- ◆年間延べ 180 日を越えるイベント開催が許可
- ◆条例制定によるルールの法制度化（東京のしゃれた街並み条例）
- ◆昭和 21 年から続く野球大会の運営、月 1 回程度のセミナー開催
- ◆セミナーの参加料は収支ぎりぎりの水準とし参加を促進
- ◆NPO 法人の特性（地域ぐるみの取組み）より、自治体、警察、消防の許可を受けやすい

【事業実施の課題等】

事業コントロール可能な人材育成

- ・今後、新分野に取り組んでいくため、各分野について知識を有し、事業をコントロールできる人材の確保

平成25年度

かわまち委第3号

美濃加茂市かわまちづくり地域活性化官民連携手法検討調査

第4編 新たな財源確保を目的とする
官民連携メニューの検討

平成26年2月

美 濃 加 茂 市
大日コンサルタント・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体

— 目 次 —

1. 本格実施に向けた課題整理	1-1
1.1. イベント（燈籠流し）のアンケート結果分析	1-2
1.1.1. 「チャリティー 千の燈籠流し」のイベント概要	1-2
1.1.2. 調査概要	1-4
1.1.3. 調査結果	1-5
1.2. ヒアリングの実施	1-12
1.2.1. 地域活性化事業実施者に対するヒアリング	1-12
1.2.2. 新規出店者に対するヒアリング	1-13
1.2.3. ラフティング等のアクティビティ事業者に対するヒアリング	1-13
1.3. 事業実施に向けた課題及び要望の整理	1-14
2. 官民連携メニューの整理	2-1
2.1. メニュー抽出の基調	2-1
2.1.1. かわまちづくり基本計画の概要	2-2
2.2. 官民連携メニュー案 抽出シート	2-3
2.3. 提案メニューマップ	2-4
2.4. 参加促進のための仕組み	2-5
2.5. 組織の活動段階と連携メニューのベース案	2-5

1. 本格実施に向けた課題整理

木曾川緑地ライン公園で実施されたイベント「チャリティー 千の燈籠流し」のアンケート結果や地域活性化事業実施者、美濃加茂市における新規出店者、ラフティング等のアクティビティ事業者に対するヒアリング結果を踏まえ、美濃加茂市で実施する官民連携メニューの本格実施に向けた課題抽出を目的に、現在の事業上での問題点があれば欲しい支援内容、行政に求めることなどを把握した。

併せて、今後のかわまちづくりの対象地域（中之島公園や中山道など）での事業展開の可能性を把握した。

表 1-1 調査項目と調査内容

調査項目	調査内容
① イベント（燈籠流し）のアンケート結果分析	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 8 月 18 日に実施された、特定非営利活動法人六調会が主催の「チャリティー 千の燈籠流し」のイベント参加者を対象としたイベントに関するアンケート調査より、事業実施における課題や利用者の要望を抽出した。
② 過去に実施されたチャレンジショップ等の実施者に対するヒアリング（地域活性化事業実施者に対するヒアリング）	<ul style="list-style-type: none"> 美濃加茂市商工会議所が、空き店舗対策事業として空き店舗を借り受け、当該店舗で事業にチャレンジする者を募集し、商店街空き店舗活用委員会で承認を得たチャレンジャーに転貸し、その際の家賃を補助するチャレンジショップ家賃補助事業を実施している。しかし、平成 19 年度の事業をもって事業が終了しており、現在の美濃加茂市が抱える課題の把握は困難である。 そのため、空き店舗を活用したチャレンジショップではないが、公共空間等を活用して、イベントとして物販事業を実施している団体に対し、ヒアリングを行い、事業を実施するうえでの課題や今後の事業展開について整理した。
③ 新規出店者に対するヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 美濃加茂市中山道で近年新たに開店した店舗や、改修した店舗の経営者に対してヒアリングを行い美濃加茂市における官民連携メニューの本格実施（常設化、有料化）に向けた課題を整理した。
④ ラフティング等のアクティビティ事業者に対するヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 長良川等、他の場所を含め、ラフティング等のアクティビティを実施している団体に対しヒアリングを行い、木曾川（中之島公園）でラフティングを事業化した際の利用者数の想定や課題、常設化に向けた必要な施設等を整理した。

1.1. イベント（燈籠流し）のアンケート結果分析

平成25年8月18日に実施された、特定非営利活動法人六調会が主催の「チャリティー 千の燈籠流し」のイベント参加者を対象としたアンケート調査より、事業実施における課題や利用者の要望を抽出した。

1.1.1. 「チャリティー 千の燈籠流し」のイベント概要

「チャリティー 千の燈籠流し」のイベント概要は以下の通りである。

表 1-2 「チャリティー 千の燈籠流し」イベント概要

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・習得した雅楽を駆使して、地域のすべての人々に場所を選ばずお披露目して、雅楽への理解を深めていただきながら、地域の文化と認めていただき誇りを持って観光の目玉として後押しをしていただく。 ・岐阜県立可茂特別支援学校の生徒に参加者全員の燈籠キットを製作いただくと共に参加していただき、健常者と身障者のきずなも深め、つながりを強いものにする。 <p>(引用：提示用みのかも定住自立圏具体的取組補助事業計画書)</p>
<p>内容</p>	<p>第1回（平成24年9月1日実施）から、東日本大震災のチャリティーイベントとして実施されており、今年で2回目の開催となる。</p> <p>プログラムの内容は以下に示す（イベントチラシを次ページに記載）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 燈籠作成 ② 音楽イベント・占い・統合医療相談 ③ 盆踊り（花まる姫音頭）、篝火点火 ④ 雅楽（童舞 迦陵頻） ⑤ 燈籠流し
<p>日時</p>	<p>平成25年8月18日（日） 15:00～20:00</p>
<p>場所</p>	<p>木曾川緑地ライン公園</p>



図 1-1 当日の状況写真（左：音楽イベント 中：雅楽 右：燈籠流し）

今回は可成特別支援学校の生徒の皆さんに
1,000個の燈籠を製作していただきました。

フィナーレでは参加者全員で
「千の風になって」を合唱し、
燈籠を流します。

安らぎと心からのご冥福を
おくりませんか？

音楽と燈籠流しにより故人の魂を癒しませんか？

チャリティー 千の燈籠流し

開催日時：8月18日(日) PM 3:00~PM 8:00
 <雨天・増水及びおん祭延期の際は、8月24日(土)に延期>

PM 3:00~PM 5:00	受付及び燈籠製作
PM 4:00~PM 5:00	音楽イベント・石い・総合運動会
PM 6:00~PM 6:40	巨漕り(花まる稲倉園)開社・真元の火
PM 6:40~PM 7:00	舞臺(舞臺・音聲隊)
PM 7:00~PM 8:00	燈籠流し(参加者全員での合唱でおくる)
PM 8:00	閉会

開催場所：美濃加茂市 本善川緑地ライン公園

全費無料
 但し定額ご希望の方は、指前代
 (大人1,000円・学生・500円・
 中学生まで無料)

なお、中学生以下の方は
 保護者同伴の上で参加ください。

申込受付期間(8月19日(土)までに、
 予約が満席です。

主催：特定非営利活動法人 六調会
 後援：美濃加茂市

図 1-1 イベントチラシ

1.1.2. 調査概要

アンケート調査の調査場所、調査日、調査時間、回収数、調査手法、調査項目は以下の通りである。

表 1-3 「チャリティー 千の燈籠流し」イベント概要

調査場所	木曾川緑地ライン公園
調査日	平成 25 年 8 月 18 日 (日)
調査時間	15:00～20:00
回収数	107 サンプル
調査手法	アンケート調査票 (A 4) を使用し、調査員がイベント退場者を対象に回答を依頼。
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本属性 (性別/イベントの参加経験/年齢/住まい/同行者) ・ 各イベントの期待度と満足度 ・ 燈籠代 ・ 認知媒体 ・ 今後の参加意向 ・ その他イベントの参加意向



図 1-2 アンケート調査の実施場所



図 1-3 アンケート調査時の様子

1.1.3. 調査結果

「チャリティー 千の燈籠流し」におけるアンケート調査結果をとりまとめた。

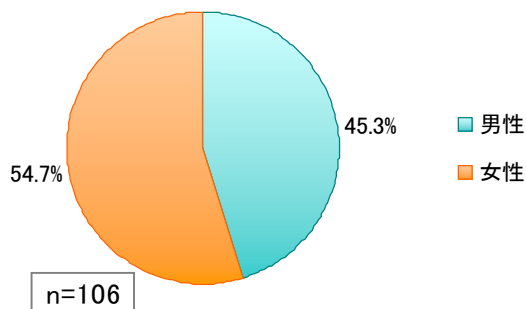
(1) 集計結果

■性別

・「女性」が54.7%を占める。

No.	カテゴリー名	n	%
1	男性	48	45.3%
2	女性	58	54.7%
	無効票	1	-
	全体	107	100.0%

■性別

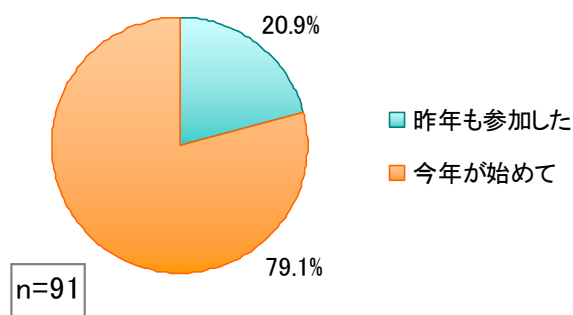


■イベントの参加経験

・「今年始めて参加」が79.1%を占める。

No.	カテゴリー名	n	%
1	昨年も参加した	19	20.9%
2	今年が初めて	72	79.1%
	無効票	16	-
	全体	107	100.0%

■当イベントの参加経験

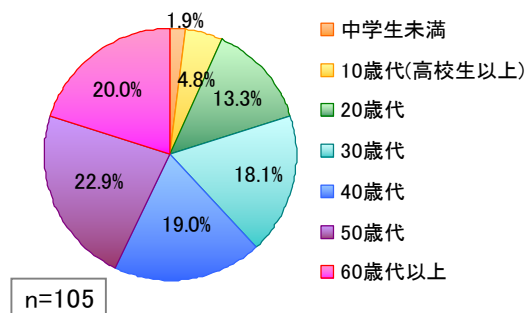


■年齢

・「今年始めて参加」が79.1%を占める。

No.	カテゴリー名	n	%
1	中学生未満	2	1.9%
2	10歳代(高校生以上)	5	4.8%
3	20歳代	14	13.3%
4	30歳代	19	18.1%
5	40歳代	20	19.0%
6	50歳代	24	22.9%
7	60歳代以上	21	20.0%
	無効票	2	-
	全体	107	100.0%

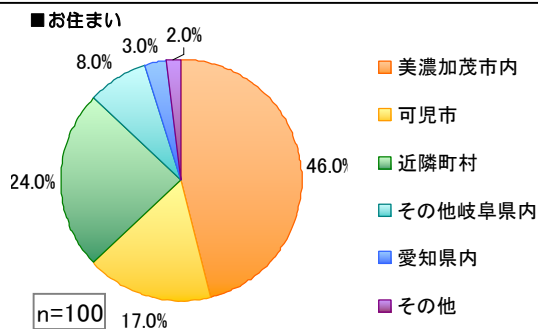
■年齢



■住まい

・「今年始めて参加」が79.1%を占める。

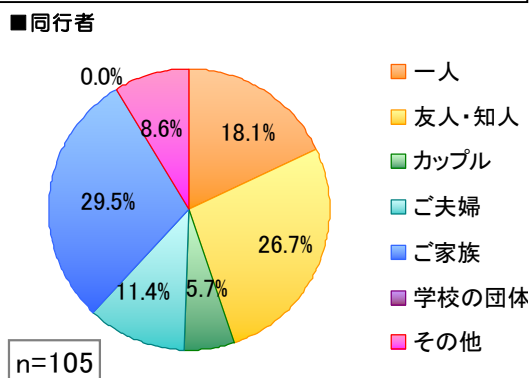
No.	カテゴリー名	n	%
1	美濃加茂市内	46	46.0%
2	可児市	17	17.0%
3	近隣町村	24	24.0%
4	その他岐阜県内	8	8.0%
5	愛知県内	3	3.0%
6	その他	2	2.0%
	無効票	7	-
	全体	107	100.0%



■同行者

・「ご家族」が29.5%を占める。

No.	カテゴリー名	n	%
1	一人	19	18.1%
2	友人・知人	28	26.7%
3	カップル	6	5.7%
4	ご夫婦	12	11.4%
5	ご家族	31	29.5%
6	学校の団体	0	0.0%
7	その他	9	8.6%
	無効票	2	-
	全体	107	100.0%



※「その他」の自由回答

- ・リカンターレ
- ・グループ

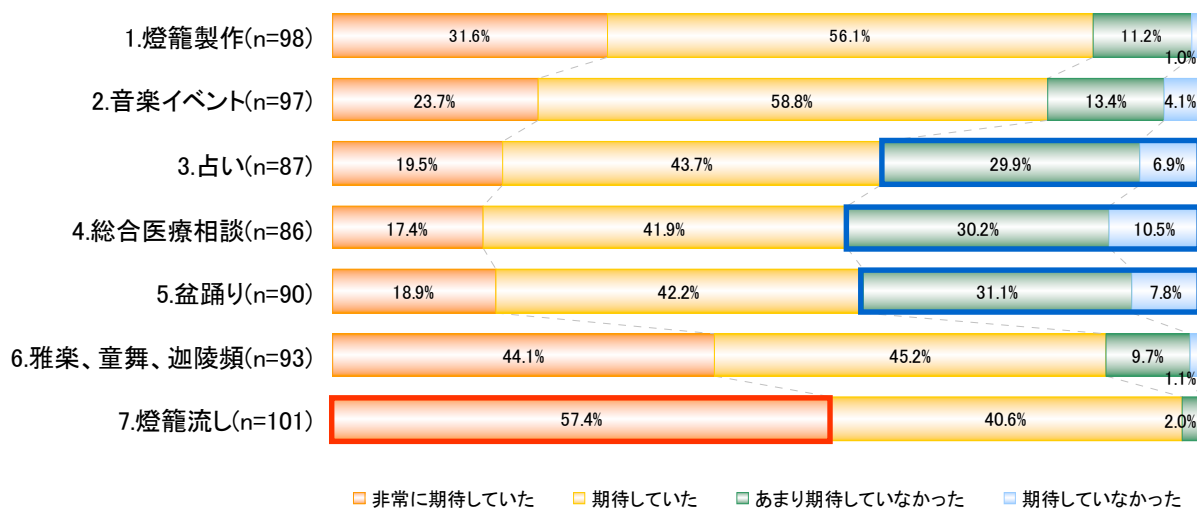
■各イベントの期待度

Q1-1：本日開催した各イベントの期待度について教えてください。

・「燈籠流し」は「非常に期待していた」が57.4%を占める。
 ・「占い」「総合医療相談」「盆踊り」は「あまり期待していなかった」「期待していなかった」を含めると約4割を占める。

カテゴリー名	n — %	非常に期待していた	期待していた	あまり期待していなかった	期待していなかった	無効票
1. 燈籠製作	107 100.0%	31 31.6%	55 56.1%	11 11.2%	1 1.0%	9 —
2. 音楽イベント	107 100.0%	23 23.7%	57 58.8%	13 13.4%	4 4.1%	10 —
3. 占い	107 100.0%	17 19.5%	38 43.7%	26 29.9%	6 6.9%	20 —
4. 総合医療相談	107 100.0%	15 17.4%	36 41.9%	26 30.2%	9 10.5%	21 —
5. 盆踊り	107 100.0%	17 18.9%	38 42.2%	28 31.1%	7 7.8%	17 —
6. 雅楽、童舞、迦陵頻	107 100.0%	41 44.1%	42 45.2%	9 9.7%	1 1.1%	14 —
7. 燈籠流し	107 100.0%	58 57.4%	41 40.6%	2 2.0%	0 0.0%	6 —

Q1-1 各イベントの期待度



■各イベントの満足度

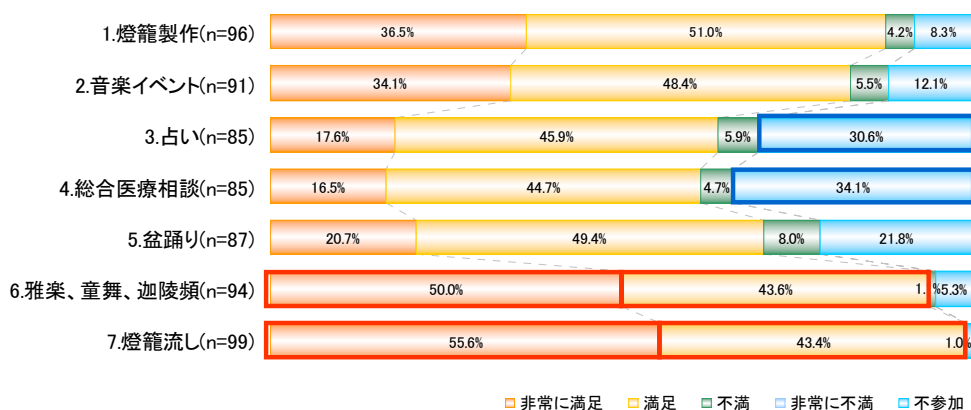
Q1-2：本日開催した各イベントの満足度について教えてください。

・「雅楽、童舞、迦陵頻」「燈籠流し」は「非常に満足」が5割以上占め、「満足」を含めると9割を超える。

・「占い」「総合医療相談」は「不参加」が約3割を占める。

カテゴリー名	n — %	非常に満足	満足	不満	非常に不満	不参加	無効票
1. 燈籠製作	107 100.0%	35 36.5%	49 51.0%	4 4.2%	0 0.0%	8 8.3%	11 —
2. 音楽イベント	107 100.0%	31 34.1%	44 48.4%	5 5.5%	0 0.0%	11 12.1%	16 —
3. 占い	107 100.0%	15 17.6%	39 45.9%	5 5.9%	0 0.0%	26 30.6%	22 —
4. 総合医療相談	107 100.0%	14 16.5%	38 44.7%	4 4.7%	0 0.0%	29 34.1%	22 —
5. 盆踊り	107 100.0%	18 20.7%	43 49.4%	7 8.0%	0 0.0%	19 21.8%	20 —
6. 雅楽、童舞、迦陵頻	107 100.0%	47 50.0%	41 43.6%	1 1.1%	0 0.0%	5 5.3%	13 —
7. 燈籠流し	107 100.0%	55 55.6%	43 43.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.0%	8 —

Q1-2 各イベントの満足度



※「不満」「非常に不満」の自由回答

- ・ 占い、医療相談、盆踊り
→このイベントにマッチする？
→ブース作りが不満
- ・ 音楽イベント
→昔の歌が多かったように思う
→音楽イベントの時間が暑いので
- ・ イベントの中身に問題有り
- ・ 倒れやすいので、テープなどで止められるようにしてほしい。
- ・ 段取りがわるい
- ・ 流す燈籠の数を増やしてほしい。音楽イベントは学生も入れてみては？

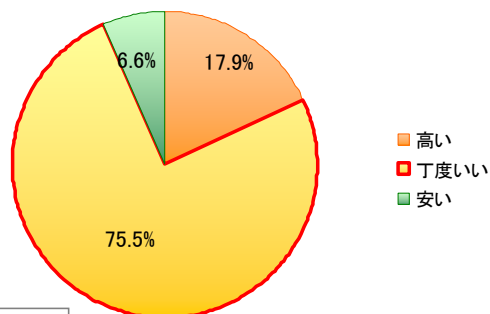
■ 燈籠代

Q2：燈籠代（大人 1000 円・学生 500 円・中学生まで無料）は満足いく金額でしたか。

・「丁度いい」が 75.5%を占める。

Q2：燈籠代

No.	カテゴリー名	n	%
1	高い	19	17.9%
2	丁度いい	80	75.5%
3	安い	7	6.6%
	無効票	1	-
	全体	107	100.0%



n=106

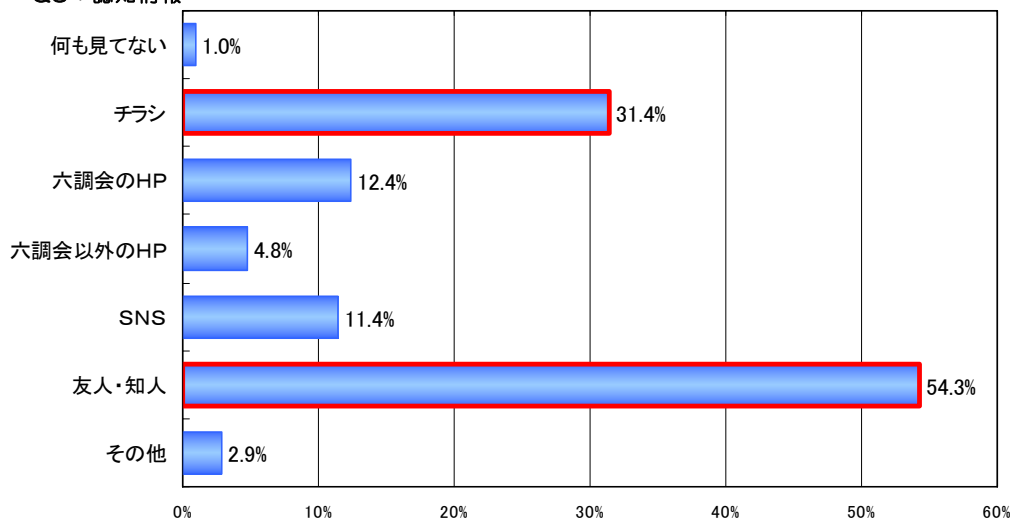
■ 認知媒体

Q3：「チャリティー 千の燈籠流し」に関する情報を何でお知りになりましたか。

・「友人・知人」による認知が 54.3%で最も多く、次いで「チラシ」が 31.4%を占める。

No.	カテゴリー名	回答数 (重複可)	%
1	何も見てない	1	1.0%
2	チラシ	33	31.4%
3	六調会のHP	13	12.4%
4	六調会以外のHP	5	4.8%
5	SNS	12	11.4%
6	友人・知人	57	54.3%
7	その他	3	2.9%
	有効票	105	-
	無効票(無回答)	2	-
	全体	107	-

Q3：認知情報



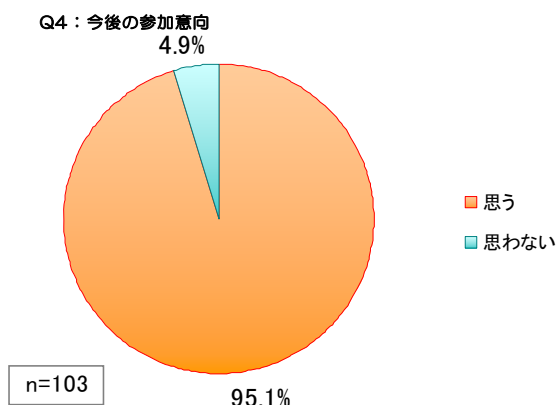
n=105

■今後の参加意向

Q4：「チャリティー 千の燈籠流し」に今後も参加したいと思いますか。

・「思う」が95.1%を占める

No.	カテゴリー名	n	%
1	思う	98	95.1%
2	思わない	5	4.9%
	無効票	4	-
	全体	107	100.0%



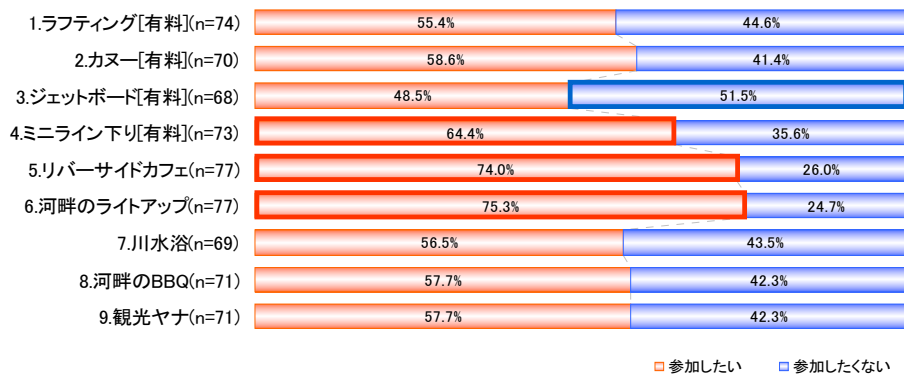
■その他イベントの参加意向

Q5：木曾川を活用して、下記のようなイベントや事業等があれば、参加したいと思いますか。

・「ミニライン下り」「リバーサイドカフェ」「河畔のライトアップ」は「参加したい」が7割前後を占める。
・「ジェットボード」は「参加したくない」が51.5%を占める。

カテゴリー名	n %	参加 したい	参加 したくない	無 効 票
1. ラフティング (有料)	107 100.0%	41 55.4%	33 44.6%	33 -
2. カヌー (有料)	107 100.0%	41 58.6%	29 41.4%	37 -
3. ジェットボード (有料)	107 100.0%	33 48.5%	35 51.5%	39 -
4. ミニライン下り (有料)	107 100.0%	47 64.4%	26 35.6%	34 -
5. リバーサイドカフェ	107 100.0%	57 74.0%	20 26.0%	30 -
6. 河畔のライトアップ	107 100.0%	58 75.3%	19 24.7%	30 -
7. 川水浴	107 100.0%	39 56.5%	30 43.5%	38 -
8. 河畔のBBQ	107 100.0%	41 57.7%	30 42.3%	36 -
9. 観光ヤナ	107 100.0%	41 57.7%	30 42.3%	36 -

Q5 その他イベントの参加意向



(2) 自由回答

調査票の自由回答欄（Q6：「チャリティー 千の燈籠流し」に参加して、お気づきの点がありましたらご記入ください。）に記載された回答内容をイベントに対する感想を述べた「ポジティブな回答」とイベントに対する意見や要望を述べた「意見や要望」の2つに分類した。また、「意見や要望」については、意見の内容を踏まえ、以下のとおり分類した。

【意見や要望の分類】
①「プログラムの品質向上」：イベントのプログラム内容に関する意見
②「広報強化、参加者増加」：さらなる広報展開や参加者の増加を望む意見
③「時間設定」：イベントの開催時間に関する意見
④「料金設定」：協賛金の料金設定に関する意見
⑤「会場設備」：イベントの会場設備に関する意見

表 1-4 自由回答の一覧

意見や要望	余分なイベントなしで、燈籠流しと雅楽だけで良い。	プログラムの品質向上
	流れをややゆるくするとよい(情緒豊かにして)	
	チラシの予定通りやってほしい	
	とてもおごそかな気持ちになれた。雅楽をやる団体がこのようなイベントを企画することに意味があった。趣旨について、もう少し分かりやすく伝えてほしい。	
	もっと多くの人に知ってもらえたらいいですね。	広報強化、参加者増加
	もっともっと宣伝して広めて沢山の方に参加してもらえたら！	
	みんなにもっとイベントのことを知っていただき、たくさんの人に集ってもらいたいですね。	
	お客さんがもっと多いといいなー	時間の設定
	時間を短くして、中身のあるイベントにしてはどうでしょうか。	
	始めから参加すると長いので、もっと時間を短く、凝縮してほしいです。とてもきれいでした。ありがとうございました。	
協賛金大人 500 円くらいが良いと思います。	料金設定	
まだ日のあるうちはパラソルなどで日陰がほしい	会場設備	
ポジティブな回答	大変良かった	
	良かったです。来年も実施して下さい。	
	全体的にすごく良かったです。天気もよく広々とした所で良かったです。その割には、来場者が少なくでどうしてだろうと思いました。	
	とても素敵なイベントでした。来年、再来年と、どんどんと続けて大きなイベントになっていって欲しいと思います。	
	とてもステキな時間をすごさせて頂きました。	
	子供たちが初めての経験ですごく楽しそうだった。	
	よかったよ ありがとう	

1.2. ヒアリングの実施

1.2.1. 地域活性化事業実施者に対するヒアリング

公共空間等を活用して、イベントとして物販事業を実施している団体に対し、ヒアリングを行い、事業実施上の課題や今後の事業展開について整理した。

ヒアリング項目を以下に示す。

表 1-5 地域活性化事業実施者に対するヒアリング概要

	団体 A	団体 B
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○若手農業者の団体。 ○アンテナショップの運営（地元農産物の販売及び地元企業に農産物の提供）を行っている。 ○地元の農産物を使用した総菜コーナーで総菜の販売している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性が中心となった団体。 ○雑貨作り、各種セミナー、ワークショップ、講演会など、様々な活動を実施している。
対象理由	<ul style="list-style-type: none"> ○軽トラ市を、美濃加茂市内の公共施設で実施している。 ○官民連携中間支援組織の実施事業として、朝市の開催が挙げられており、対象者による事業展開の可能性や朝市実施における課題を把握できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○主催イベントでは、40 以上の団体がブースを出店している。 ○空き店舗対策ではないが、イベントの概要を把握することで、チャレンジショップ等の事業実施時の参考とする。 ○また、中之島公園等、他の場所での開催の可能性を把握することで、中之島公園を活用した地域活性化事業に繋げる。
ヒアリング項目	<ul style="list-style-type: none"> ○組織概要 ○軽トラ市について ○今後の展望 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織概要 ○団体の事業について ○今後の展望

1.2.2. 新規出店者に対するヒアリング

美濃加茂市中山道で近年新たに開店した店舗の経営者に対してヒアリングを行い美濃加茂市における官民連携メニューの本格実施に向けた課題を整理した。

ヒアリング項目を以下に示す。

表 1-6 新規出店者に対するヒアリング概要

	団体C	団体D
概要	○手作り家具屋	○コーヒー専門店
ヒアリング項目	○組織概要 ○出店及び運営について ○今後の展望	

1.2.3. ラフティング等のアクティビティ事業者に対するヒアリング

長良川等、他の場所を含め、ラフティング等のアクティビティを実施している団体に対しヒアリングを行い、木曾川（中之島公園）でラフティングを事業化した際の利用者数の想定や課題、常設化に向けた必要な施設等を整理した。

ヒアリング項目を以下に示す。

表 1-7 アクティビティ事業者に対するヒアリング概要

	団体E	団体F
概要	○長良川を中心にラフティング、シャワークライミング、キャンプ場の運営、トレッキングを実施している団体	○木曾川を中心に、ラフティングを実施している団体
ヒアリング項目	○実施事業における利用者等について ○ラフティング事業について ○木曾川での事業展開	

1.3. 事業実施に向けた課題及び要望の整理

木曾川緑地ライン公園で実施されたイベント「チャリティー 千の燈籠流し」のアンケート結果や地域活性化事業実施者、美濃加茂市における新規出店者、ラフティング等のアクティビティ事業者に対するヒアリング結果を踏まえ、美濃加茂市で実施する官民連携メニューの実施に向けた課題及び要望を整理した。

(1) 課題と要望の整理

a) イベントアンケート結果からみる課題と要望

「千の燈籠流し」で実施した個別イベント（プログラム）の満足度では、「雅楽」や「燈籠流し」の満足度が高いが、その他のプログラムは内容や品質に不満が挙げられている。このことを踏まえると、実施イベントの目的に応じてプログラム内容を検討することが重要であることがわかる。

また、木曾川を活用したイベントでは、「ミニライン下り」など地域に根ざし伝統・文化あるイベントや、木曾川の景観や環境を活かした「リバーサイドカフェ」「河畔のライトアップ」などの事業のニーズが高く、官民連携メニューの検討に反映することが求められる。

b) 地域活性化事業実施者へのヒアリング結果からみる課題と要望

駐車場が不足しているとの意見があり利用者の満足度低下が懸念される。集客を目的とした事業を実施する場合は、臨時駐車場も含め駐車場確保することで、利用者の満足度低下を防ぐとともに、利用者数の増加も期待できる。

実施している事業は、行政や施設管理者の協力（施設利用料の免除、助成金等）のおかげで事業が成り立っている。継続的に事業を実施するためには、他団体と協働して合同で事業を実施し、事業実施に必要な経費を抑える、広報を統一化して広報効果の拡大を図るなど工夫が必要である。

c) 新規出店者へのヒアリング結果からみる課題と要望

美濃加茂市内の空き家・空き店舗のリストがなく、入店希望者がいても自らが空き家・空き店舗を探して、地主との交渉も自ら行う必要があり、このことが新規出店の増えない要因になっていると考えられる。

また、外装改修や家賃に対する補助があるが、補助申請の条件や手続きが複雑との意見があり活用されているとは言いがたい。そのため、手続きの簡素化、窓口の一元化などを含めて行政からの情報発信を強化、最低限の改装費（雨漏り・老朽化対策等）に対する補助制度の創設などの支援を行うことが新規出店者の増加に繋がると考えられる。

※「第3編 「かわまちづくり計画」の実施に向けた具現化」で実施した商工会議所へのヒアリングの結果、行政は、地主が登録した空き店舗を把握しているが、未登録の店舗や空き家は把握していない。また家賃補助についても出店時の事前審査会、運営1年後の実績報告会で承認を受けて始めて補助金を申請できるなど、手続きが複雑となっている。

d) アクティビティ事業者へのヒアリング結果からみる課題と要望

ラフティング等のアクティビティは、自然を対象にした事業のため安全対策、万が一の事故発生時の事故対策が重要である。安全対策を徹底することで利用者が安心して楽しめるなど利用者へのサービス向上、ひいては利用者数増に繋がると考えられる。

また、事業の常設化を行うためには、スタッフの人件費を確保できる事業売上を確保しなければならない。トイレや更衣室等の施設充実、サービス内容（他事業との連携など）の向上によるリピーター確保、広報の充実による新規利用者の確保などにより利用者数の増加を図る必要がある。特に広報については、行政の全面的な協力があれば美濃加茂市の事業としてPRでき広報効果が高いと考えられる。

(2) 美濃加茂市の地域活性化に向けた展望

地域活性化事業実施者、新規出店者、アクティビティ事業者のヒアリングの結果、美濃加茂市の地域活性化に向けた展望も明らかになった。

a) 事業に関すること

軽トラ市のみでの事業では、収益性が見込めず継続的・常設的な事業実施は難しいが、地産地消の考え方を盛り込んだ市民農園等とバーベキューハウスによる運営及び販売であれば、集客や事業性が見込める。

また、ここでしか出来ない事業（例：ジェットボードの導入など）があれば、集客効果が見込める。ジェットボードの導入は実施に向け解決すべき課題（関係者合意、購入資金の確保）はあるが、全国に対してPRできる事業が必要である。

b) 中山道の活性化及び地域連携に関すること

地域の活性化には、中山道において新規店舗が増加し賑わいが創出させることが望ましい。しかし、中山道そのものを観光地化するのではなく、中之島公園や中山道会館を観光拠点として、中山道は歩いて楽しい生活感を感じる落ち着いた街並みが望ましいとの意見がある。

一方、空き地・空き店舗対策により新たな住民が増えたときには、昔の住人と新たにきた人とのコミュニティ醸成に向けた仕組みやルールづくりが必要である。

c) 官民連携中間支援組織に関すること

官民連携中間支援組織があることのメリットとして、団体間の連携や広報協力などへの期待や他団体が実施している事業と連携した事業実施などが挙げられている。

また、広報の統一化など、官民連携中間支援組織の果たすべき役割を担うことで解決できる課題もあると考えられる。

表 1-8 事業実施に向けた課題及び要望の整理

調査項目	調査対象者	課題	要望	展望
①イベント（燈籠流し）のアンケート結果分析	イベント参加者	<ul style="list-style-type: none"> 「雅楽」「灯籠流し」が高い満足を得られている一方で、「古い、医療相談、盆踊り等」のプログラム内容や品質に関する不満がある。また、「雅楽」「灯籠流し」に特化した方が良いとの意見もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「広報強化、参加者増加」によるイベントの賑わいを創出することが求められている。 「ミニライン下り」「リバーサイドカフェ」「河畔のライトアップ」は「参加したい」が7割前後を占める。 	
②地域活性化事業実施者に対するヒアリング	団体A	<ul style="list-style-type: none"> 農家の繁忙期（春・秋の収穫期）には軽トラ市の開催が困難になる。 単価が安いので直接的な売上げ効果は低い。 中山道は駐車場が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在特に行政からの支援がないため、他団体等との調整などの支援などがあると助かる。 地域の活性化には、外部の意見を取り入れた方が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 中之島公園の近接地に市民農園等ができれば、運営から野菜の販売、パーベキューハウスと一連の流れで集客や事業性が見込める。 パーベキューハウスに地産地消の考え方を盛り込み、常設できればパートさんの活用も含めて事業性はある。
	団体B	<ul style="list-style-type: none"> 支援センターが有るが、調整的なことはされていない。 中之島公園の場合、化石林公園付近も含めて駐車場不足している。 市役所に助成金等のことで相談に行っても対応してもらえない場合がある。 各団体の広報が統一されておらず手段も少ないため、知り得ないことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> イベントで収益が上がれば、施設が使えなくなるため、行政側の理解が欲しい。 事業補助、他の団体との連携について相談できる組織があれば助かる。 雨対策として、屋根のある建物があれば助かる。 イベント時に駐車場を誘導するなどの安全管理を担う人が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中之島公園と中山道までの動線が繋がれば良い。 まちづくり会社のような相談や教えてくれる組織が欲しい。そのような組織があれば、様々な団体と関わりやすくなる。団体間のつながり・連携、広報協力など期待できる。
③新規出店者に対するヒアリング	団体C	<ul style="list-style-type: none"> 出店後1年間の家賃補助があったが、手続きが面倒であった。 市からの情報発信（各種制度の紹介）が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 借りられる建物の一覧、リストがあれば良い。 手続きの簡素化、窓口の一元化して欲しい。 昔からの住民と新たに来た方のコミュニティ醸成に向けた仕組みやルールがあれば良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携は出来る範囲で部分的に連携することが重要である。 中山道には、新規店舗が増えて欲しいが、観光客向けの施設ではなく、落ち着いた雰囲気のマチになればよい。 出店者もこだわりの有る方が望ましいのではないかと。
	団体D	<ul style="list-style-type: none"> 行政及び商工会議所が、借りられる空き家物件を把握していない。 発展会等に加入する商売的なメリットは少なくなっていると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規出店の際の窓口がしっかりとあれば良い。 建物が老朽化しているため、最低限の改装費（雨漏りなど）に対する補助があれば良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 中山道に新規店舗（雑貨や本屋等）が増えて欲しい。 中山道そのものを観光地化させるのではなく、なんとなく歩いてもらうまちになって欲しい。
④ラフティング等のアクティビティ事業者に対するヒアリング	団体E	<ul style="list-style-type: none"> シーズン期間で売上1500万円程度ないと人件費の確保が困難になる。 ラフティングを例にすると、料金設定にもよるが、初年度で年間1600人程度の利用者がいないと翌年以降の安定運営が厳しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業売上の一部を充当することで周辺施設の管理を実施する団体があればありがたい。 行政には広報等での協力をお願いしたい。また、トイレや更衣室などの施設整備もあればありがたい。 BBQ場の規模は、最低でも100人規模は欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携中間支援組織があることで他事業や他機関と連携できれば、集客効果など事業の幅が広がる。
	団体F	<ul style="list-style-type: none"> 木曾川は、渇水時に左岸側の流れが速い場所がある。舟が流されてしまうと、レスキューが必要になるため注意する必要がある。 また、美濃加茂と坂祝の間にある瀬で、年1回程度事故が発生しており、安全対策、事故対策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 中之島公園の整備を行っても、現在実施している事業は継続するための配慮を求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 漁協の同意が得られれば、ジェットボードを導入したらおもしろいのではないかと。ジェットボードは日本国内にはなく、中之島でしか乗れないものであればウリになる。

2. 官民連携メニューの整理

かわまち事業に関わらず、美濃加茂市全域の地域資源を把握し、市内全域で活用できるよう幅広く官民連携メニューの洗い出しを行った。

洗い出した官民連携メニューは、「かわ」「まち」など都市空間による分類、美濃加茂市と中間支援組織の関係性、収益の大小と安定性、事業の実現性、事業実施者・参加者・地域社会それぞれへの影響などの視点で、整理した。

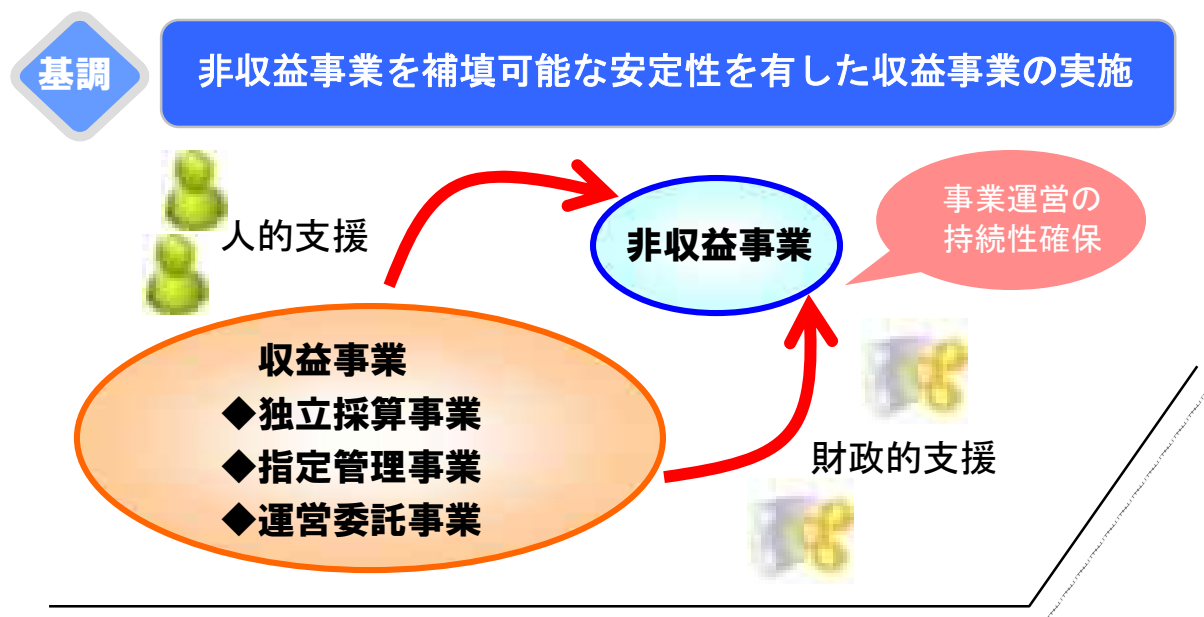
また、かわまちづくり事業を継続的に実施するため、企業や地域団体など多様な主体がまちづくり活動に参画する必要がある、参加促進のための仕組みについて検討した。

なお、美濃加茂市の地域資源に関しては、「1. 官民連携中間支援組織のスキーム構築」にて詳述する。

2.1. メニュー抽出の基調

官民連携メニュー抽出に際しては、美濃加茂市かわまちづくり基本計画の内容をベースに、持続的な事業運営を実施するため、非収益事業への資金供与（地域還元）可能な収益事業を組み合わせたスタイルを基調とした。

また、安定的な収益確保の観点より、指定管理業務を組み込む方向性とした。



メニュー案の立案に際しては、計画の基軸となる「かわまちづくり基本計画」の内容を踏まえ、事業活動ステージとなる「中之島公園」「美濃太田駅周辺」「中山道」を対象に、指定管理者を想定した「施設管理事業」「収益事業」「非収益事業」の事業カテゴリごとに抽出シートを作成し整理した。

最終的なメニュー案は、ワークショップ及び勉強会・準備会の結果を参考に、実施段階に応じた計画的かつ実現性の高い内容に絞り込んだ。

※実施事業案は、「1. 官民連携中間支援組織のスキーム構築」における官民連携中間支援組織が実施する事業内容案に詳述する。

2.1.1. かわまちづくり基本計画の概要

【基本計画の理念】

美濃太田駅、中山道会館、中之島公園、それぞれの拠点で賑わいを創出し、それらを有効に結ぶことによりエリア全体の活性化を図る



▲美濃太田駅





▲中山道会館

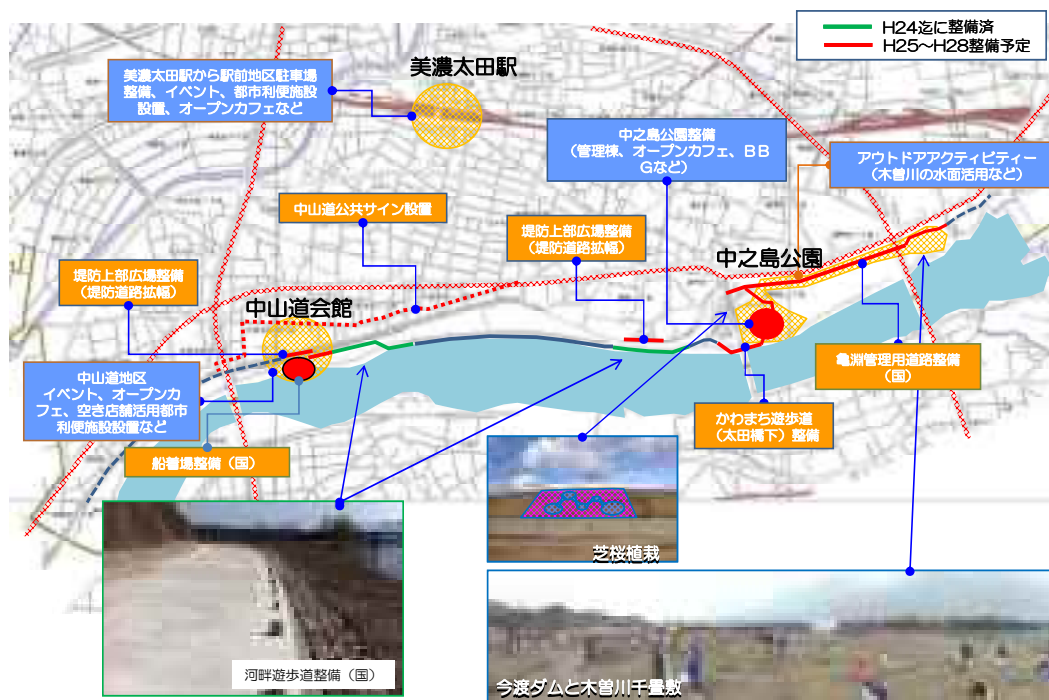


▲中之島公園

3施設を拠点に事業展開！ メニュー実施ステージの設定！

凡例  かわまち全体事業メニュー

 かわまち全体事業メニューのうち官民連携手法導入メニュー



2.2. 官民連携メニュー案 抽出シート

■中之島公園周辺

事業分類	メニュー案	実施場所	収益の安全度	中間支援組織の関与	収益還元方法(非収益事業対象)
施設管理 (指定管理等)	施設管理	中之島公園(広場)	リスク低	主体的	
	施設管理	中之島公園(建物)	リスク低	主体的	
	自主事業	朝市、フリーマーケット	リスク低	間接的	
収益事業	オープンカフェ	増改築建物	リスク中	間接的	
	BBQ	BBQコーナー	リスク中	間接的	
	レストラン	新築建物	リスク中	間接的	
	物販	新築建物	リスク中	間接的	
	ラフティング	木曽川	リスク中	間接的	
	カヌー	木曽川	リスク中	間接的	
	ツリークライミング	公園内樹林地	リスク中	間接的	
非収益事業	自然体験学習	増改築建物	—	主体的	事業協賛金、備品購入、広報の統一
	道路・河川の管理		—	主体的	都市利便増進施設整備・管理
	樹林地オリエンテーリング	樹林地内散策道	—	主体的	事業協賛金、備品購入、広報の統一

■美濃太田駅周辺

事業分類	メニュー案	実施場所	収益の安全度	中間組織支援の関与	収益還元方法(非収益事業対象)
施設管理 (指定管理者)	施設管理	大手町公園	リスク低	主体的	
	施設管理	駐輪場(南595台、北504台)	リスク低	主体的	
	施設管理	南口駐車場	リスク低	主体的	
収益事業	駐車場	駅北側未利用市有地	リスク大	主体的	
	オープンカフェ	駅前広場歩道、駅前通歩道	リスク中	間接的	
	スポーツ大会 (イベント)	大手町公園	リスク低	間接的	
	フリーマーケット (イベント)	大手町公園	リスク低	間接的	
	有料区画 (バスケット、BMXなど)	大手町公園	リスク低	間接的	
非収益事業	プランター等の整備・管理	駅前広場歩道 駅前通歩道	—	主体的	都市利便増進施設整備・管理
	屋外ベンチの設置・管理	駅前広場歩道 駅前通歩道	—	主体的	都市利便増進施設整備・管理
	フラワーフェア	大手町公園	—	主体的	事業協賛金、備品購入、広報の統一

■かわまちづくりエリア

事業分類	メニュー案	実施場所	収益の安全度	中間支援組織の関与	収益還元方法(非収益事業対象)
収益事業	オープンカフェ	低水路護岸、河川堤防、中山道、中山道船着場	リスク中	間接的	
	空き店舗対策事業	中山道	リスク中	主体的 (サプライズ)	
非収益事業	プランター等の整備・管理	駅前広場歩道 駅前通歩道	—	主体的	都市利便増進施設整備・管理
	屋外ベンチの設置・管理	駅前広場歩道 駅前通歩道	—	主体的	都市利便増進施設整備・管理
	アートフェア	中山道	—	主体的	事業協賛金、備品購入、広報の統一

2.3. 提案メニューマップ



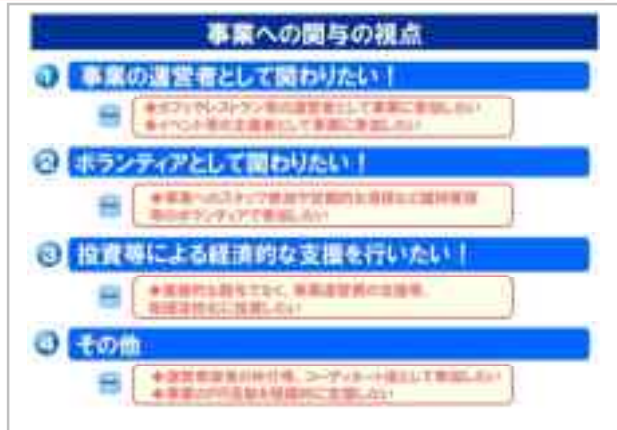
2.4. 参加促進のための仕組み



多様な関与レベルに対応可能な受け入れ体制の整備

参加促進のための仕組みの検討は、地域住民等によるまちづくりへの関与の方策を多角的に抽出し、受け入れ態勢を拡充するスキームを得策と判断した。

具体的には、株式会社、NPO法人による2形態の法人体制により、地域住民等の参画を促進させる仕組みを採用するものとした。



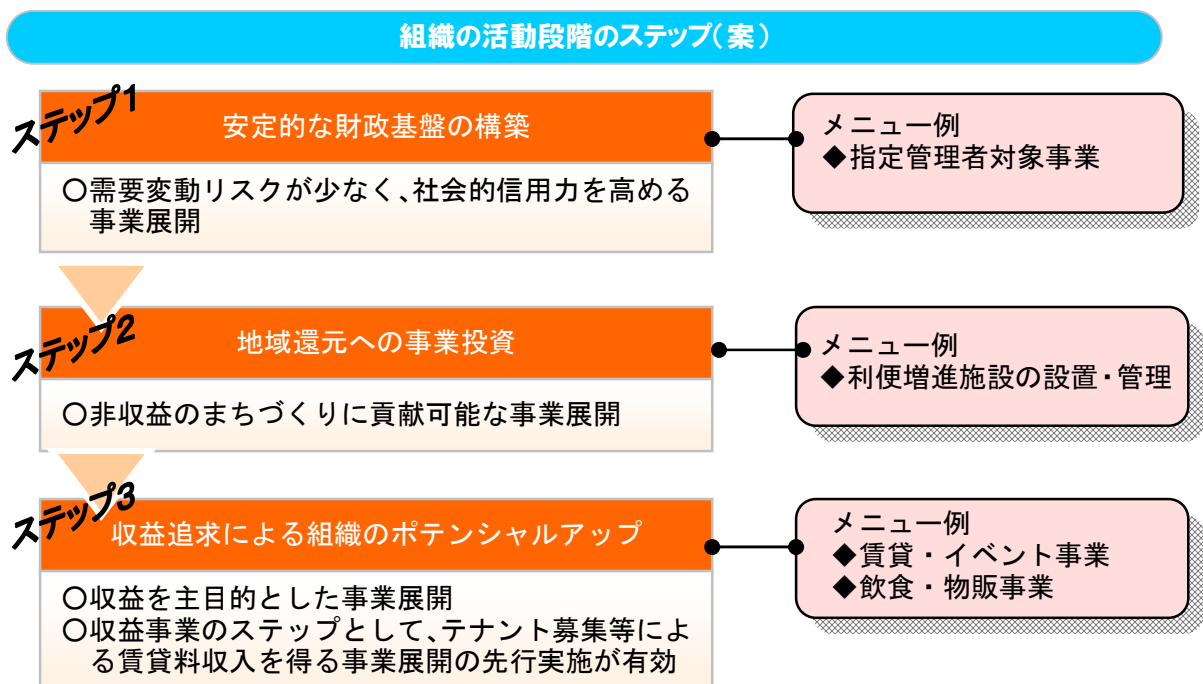
2.5. 組織の活動段階と連携メニューのベース案

組織の活動段階を踏まえた連携メニューの検討は、前項で抽出したメニュー案について、現実的かつ持続的な運営を鑑みた場合の実施ステップを整理した。

整理に際しては、安定的な事業運営により組織の活動基盤を構築し、その後活動維持段階として非収益事業の並行実施、発展段階に需要変動が伴う収益事業の実施を行うステップが得策と判断した。

今後の具体的な活動段階と連携メニューについては、最終的なメニュー案は、ワークショップ及び勉強会・準備会の結果を参考に再整理を行った。

※実施事業案は、「1. 官民連携中間支援組織のスキーム構築」における官民連携中間支援組織が実施する事業内容案に詳述する。



活動段階別メニューベース案一覧表

事業実施箇所	活動ステップ		
	組織設立時	活動持続期	発展期
中之島公園	<p>中之島公園指定管理業務 (広場・建物・管理用通路管理)</p>	<p>非収益事業 (エコハウス、自然体験学習、ネイチャアーゲーム、イルミネーション、レンタサイクル等)</p>	<p>収益事業 (朝市・フリーマーケット)</p> <p>↓</p> <p>収益事業 (ラフティング等のイベント)</p> <p>↓</p> <p>収益事業 (オープンカフェ、レストラン、物販)</p>
美濃太田駅	<p>駅広・大手町公園指定管理業務 (自由通路管理、大手町公園管理、駅南北広場管理、駐輪場管理、駐車場管理)</p>	<p>非収益事業 (プランター・屋外ベンチの設置管理、フラワーフェア、レンタサイクル等)</p>	<p>収益事業 (フリーマーケット)</p> <p>↓</p> <p>収益事業 (スポーツ系イベント)</p> <p>↓</p> <p>収益事業 (オープンカフェ)</p>
中山道	<p>プラザちゅうたい指定管理業務 文化会館指定管理業務 生涯学習センター指定管理業務</p>	<p>非収益事業 (プランター・屋外ベンチの設置管理、アートフェア、レンタサイクル等)</p>	<p>収益事業 (各種イベント)</p> <p>↓</p> <p>収益事業 (空き家バンク)</p> <p>↓</p> <p>収益事業 (オープンカフェ)</p>

平成25年度

かわまち委第3号

美濃加茂市かわまちづくり地域活性化官民連携手法検討調査

第5編 官民連携中間支援組織準備会等の運営

平成26年2月

美 濃 加 茂 市

大日コンサルタント・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体

— 目 次 —

1. 官民連携中間支援組織準備会等の運営	1-1
1.1. 官民連携中間支援組織準備会の開催.....	1-1
1.1.1. 勉強会資料作成.....	1-1
1.1.2. 準備会開催.....	1-18
2. ワークショップの開催	2-1
2.1. ワークショップメンバーの募集.....	2-1
2.1.1. ワークショップ開催概要.....	2-3
2.1.2. ワークショップの進行.....	2-4
2.1.3. ワークショップにおける意見.....	2-5
2.2. ワークショップの意見集約.....	2-8
2.3. グループ発表風景.....	2-10
2.4. アドバイザー総括.....	2-11
2.5. ワークショップ配布資料.....	2-12

1. 官民連携中間支援組織準備会等の運営

1.1. 官民連携中間支援組織準備会の開催

「準備会」の開催前に、まちづくり団体の組織の在り方や事業メニューについて、行政と商工会議所等が共通認識を持ち、先行事例等を参考に十分に議論する必要があるため、勉強会を実施した。

また、準備会は勉強会で協議・検討した内容を踏まえ、官民連携中間支援組織の活動拠点（事業フィールド）である中之島公園の運営方法及び中之島公園の管理運営の母体となる官民連携中間支援組織の設立について協議を行い、今後の取り組み内容・方向性について議論した。

表 1-1 勉強会及び準備会の流れ

実施月	勉強会等	主な協議事項	備考
平成 25 年 10 月	勉強会	①まちづくり団体の事例紹介 ②まちづくり団体設立・立ち上げに向けた検討項目 ③まちづくり団体の組織運営（スキーム）の考え方（案）	全国のまちづくり団体の事例を紹介し、他事例の事業内容や組織運営の考え方を把握する。 あわせて組織運営スキーム（案）を提示し、官民連携中間支援組織設立に向け必要な検討項目を整理する。
平成 25 年 12 月	勉強会	①基幹事業（指定管理）実施に向けた考え方 ②まちづくり団体が指定管理を実施する目的と効果 ③まちづくり団体の事業計画（案）	組織の基幹事業の候補として指定管理事業を想定し、指定管理事業を核とした官民連携中間支援組織の事業計画（案）の内容を検討する。
平成 26 年 2 月	準備会	①まちづくり団体の定款（案） ②まちづくり団体と地元関係団体の役割及び事業関係	まちづくり団体の事業展開や定款（案）を説明し、今後の流れについて合意を得る。

1.1.1. 勉強会資料作成

(1) 第 1 回勉強会資料

第 1 回勉強会資料を次頁以降に示す。

まちづくり団体設立に関する勉強会
勉強会資料（案）

平成25年10月11日（金）

まちづくり団体の設立にあたって（組織形態の比較）

	株式会社	合同会社（LLC）	有限責任事業組合（LLP）	NPO 法人	協働組合	一般社団法人	一般財団法人
概要	○会社法の規定による株式会社。 ○所有（株主）と経営（取締役会等）は分離。 ○発起設立と募集設立。 ○「発起設立」は限られた者が資本金を出し合い、「募集設立」は、より多くの人達から資金を集める。	○会社法の規定による持分会社の一つ。 （他は、合名会社と合資会社） ○社員全員が有限責任であり、所有と経営が一致。	○有限責任事業組合契約法の規定による組織形態 ○構成員全員が有限責任であるが、組織として法人格はない	○特定非営利活動促進法の規定による特別法公益法人。 ○所轄庁による許可主義ではなく、認証主義であり、市民への情報公開による団体統治	○中小企業等協同組合法の規定による組合（事業協同組合（事業協同小組合、火災共済協同組合）、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合） ○商店街振興組合法の規定による商店街振興組合 ※以下は企業組合について記載	○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による一般法人 ○ある目的を持った社員（構成員）により構成される団体で、法律上、法人格が付与されたもの	○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による一般法人 ○個人や企業などの法人から拠出された財産（基本財産）で設立され、これによる運用益である金利などを主要な事業原資として運営する法人
条件	○株主総会の設置 ○取締役1名以上	○代表社員1名で設立可能（合同会社から株式会社への変更は可能）	○組員2名以上	○理事3人、監事1人以上 ○所轄庁の承認 ○法人格取得条件 ・報酬を受ける役員数が、役員総数の1/3以下 ・10人以上の社員など	○4人以上の個人 ○都道府県の認可が必要	○社員2名以上（社員とは従業員ではなく、議決権を有する者、法人含む） ○社員総会の設置、業務執行機関としての理事1人以上	○設立時の拠出300万円以上。 ○評議員、評議員会、理事、理事会及び監事の設置 ○設立者1名で可能だが、評議員、理事、幹事で6名以上
メリット	○最低資本金制度を活用すれば、資本金1円から設立可能 ○行政の3%以上の出資で都市再生整備推進法人になれる。	○株式会社に比べ、内部の機関や損益配分が柔軟に決められる。 ○定款自治の範囲が広い ○所有と経営が一致しており意思決定が早い ○社員に行政が出資すれば都市再生整備推進法人になれる	○構成員は配当を受けることができるが報酬（給料）は受け取れないため、副業や新規事業を行うに向いている。	○資本金、初期投資が不要。 ○都市再生整備推進法人になれる。	○出資額の大小にかかわらず議決権が平等 ○組員への配当も可能 ○組員の2/3以上の議決で株式会社に組織変更可能 ○中小企業挑戦支援法の施行で企業等の出資も可	○活動の原資として基金を設置できる。 ○都市再生整備推進法人になれる。 ○一般財団法人に比べ設立後の目的変更が可能 ○法人でも社員になれる。	○都市再生整備推進法人になれる。
デメリット	○利益や権限の配分が出資金額の比率に拘束 ○定款により規律等が厳格に定められている。 ○純資産300万未満は配当禁止	○社員の入社、持分の譲渡、会社成立後の定款変更は、原則として社員全員の同意 ○社員は出資が必要（社員＝株主、社員≠従業員）	○法人格がない ○途中で株式会社等に変更不可 ○法人税がかからず構成員に直接課税される	○「非営利」のため利益が出た場合に、配当や社員への配分が不可 ○配当金目的の出資ができないため、出資が集まりづらい ○活動内容が法律により20分野に限定 ○外部報告義務が生じる	○企業等の参加は、全組員の1/4まで ○議決権が平等のため、参加者全員の積極性・協調性が必要	○設立者に剰余金または残余財産の配分が不可 ○配当金目的の出資ができないため、出資が集まりづらい ○基金には返還義務が生じる。	○設立者に剰余金または残余財産の配分が不可 ○2期連続で純資産額が300万円以下の場合解散 ○一般社団法人とは異なり、基金の制度がなく、定款に定めてないと設立後の目的変更が不可
主な事例	完全民間出資：熊本城東マネジメント株式会社 市が出資：株式会社ぶれきめら 都市再生整備法人：札幌大通まちづくり株式会社、株式会社まちづくり富山、株式会社飯田まちづくりカンパニー 非営利株式会社：プラットフォームサービス株式会社	MORIOKA3ringus. LLC 合同会社家守公室	LLP クオレの会 LLP ひこね街の駅	NPO 法人 Fusion 長池 都市再生整備法人（NPO しいだ応援ネットイデア、NPO 南信州おひさま進歩）	庄内まちづくり協同組合「虹」	一般社団法人横浜みなどみらい21	財団法人世田谷トラストまちづくり

全国のまちづくり会社の事例調査（株式会社）

	A株式会社	株式会社B	株式会社C	D株式会社
設立年	平成 21 年	平成 14 年	平成 20 年	平成 13 年
自治体人口	123,085 人（平成 25 年 8 月 1 日）	82,515 人（平成 25 年 8 月 1 日） ※旧市：47,244 人（合併前）	342,164 人（平成 25 年 8 月 1 日）	115,059 人（平成 25 年 8 月 1 日）
設立目的（経緯）	中心市街地活性化基本計画に揚げられた目標の実現にむけ、複数のまちづくり会社が設立されており、全体のコーディネートを実施するために設立。	平成 13 年に策定した中心市街地活性化基本計画に基づき TMO 構想が商工会議所で策定された。TMO の実践部隊として設立。	中心市街地活性化協議会の設立にあわせ、活性化とまちづくりの推進に不可欠な組織として設立。	旧法の中心市街地活性化基本計画に基づく TMO 構想として設立。その後、行政支援からまちの活性化を目指した組織を事業転換した。
出資金（出資比率）	72,000 千円 ・市：41.7%、商工会議所 13.9% ・金融機関、民間企業計 21 社：44.4%	198,000 千円（設立時は 55,000 千円） ・市：1.5%、商工会議所：1.0%、金融機関：3.8% ・企業 14 社：69.7%、市民 36 人：24.0%	48,000 千円 ・市：20.8%、商工会議所：10.4% ・その他、地元企業、金融機関、商店街関係者、各種団体、一般市民等	15,000 千円 ・市：50%、商工会議所：6.6% ・商店街、その他 39 の企業：43.4%
人員体制	常勤 4 名、非常勤 1 名（緊急雇用制度）	常勤 13 名、非常勤 20 名	常勤 3 名、その他パート・アルバイト	常勤 9 名（緊急雇用制度含）、臨時職員 10 名
売上	約 41,000 千円（H24 年度）	約 30,000 千円（H24 年度）		約 90,000 千円（H24 年度）
活動内容（主要事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場事業 ・賃貸事業 ・伝統的町屋活用事業 ・受託事業 ・町屋再生バンク など 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場事業 ・舟運事業 ・お休み処事業 ・レストラン事業（委託） など 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の指定管理 ・テナントミックス事業 ・中心市街地活性化協議会事務局 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場事業 ・カフェ運営事業 ・キャラクター活用 PR 事業 ・クラブトギャラリー運営事業 ・インターネットショップ運営事業 ・商店街イベントサポート事業 など
資金調達（方法・考え方）	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の管理運営事業が収入の柱であり、駐車場収入をまちづくりのコーディネート事業等に活用している。 ・その他、講師派遣や視察受入事業、受託事業等が収益源となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊覧船の運営などの観光事業を核とし、物販事業や駐車場事業を実施している。 ・その他水門管理など市から委託を受けて実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の指定管理を受託することで常勤職員の雇用している。 ・テナントミックス事業で収益を上げており、その収入を持って、中心市街地活性化協議会等の事務局を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場運営事業が収益の基幹事業であり、その収益を他事業の運営資金に活用している。 ・キャラクター活用事業は人件費付きの委託事業であった。その結果緊急雇用で 3 人職員を雇用できるとともに、商店街の様々な場所に配置でき、地域とのつながりが高まった。
行政との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・副市長が代表取締役副社長に就任している。 ・2ヶ月に1度、市長、副市長、担当部長、担当課長と朝食懇談会を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舟運実施のため、河川管理者である県に対して市が占用許可を受け、市が会社に貸付。 ・役員の一人を市職員に依頼している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・副市長が取締役に就任している。 ・市や商工会議所も参加する中心市街地活性化協議会の事務局を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・副市長が取締役に就任している。 ・月に1度、市の担当課長と会議を行っている。
運営上の工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・過大な投資を行わないことにしている。そのため、事業が失敗しても大きな負債を抱えず、柔軟に方向転換できる。 ・3ヶ月に1度取締役会を開催しているが、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に迅速性を持たせている。緊急時であれば、主要3役員との了解を得て実施する場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レストランは当初直営で実施していたが、設備投資等の関係で赤字になり、現在は委託している。会社としての売上は減少したが、収支は改善した。 ・取締役会とは別に、役員から 10 名抽出し経営委員会を開催している。経営委員会で事業内容を決定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画にあげられた事業を確実に実施するため、協議会の他に定例会議（運営会議）を設置し、各事業の責任者による進捗報告・情報共有を行っている。 ・テナントミックス事業は、売上による変動性ではなく、家賃収入による固定収入としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水の販売事業を行っているが、小売りではなく、卸売りを行っており、地元のコンビニエンスストア等に卸している。 ・商店街等の補助金の申請代行事業を会社として実施している。収入額は補助金の額で変動するが、商店街から収入を得るスキームが出来た。
運営上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者（役員）が非常勤のため、事業推進が現場任せとなっている。 ・スタッフの人件費を確保するため、安定した利益をあげる事業を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の影響で、基幹事業である舟運事業の売上が半減した。平成 20 年度、平成 21 年度は単年度黒字に転換していたが、震災以後再び単年度赤字になっており、改善が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画が終了すれば、会社としての存在意義が薄れる。会社の事業を確立させる必要がある。 ・公共施設の利用料金は公共施設であり安くなっている。そのため稼働率を上げても収益増に繋がらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在収益の基幹事業となっている駐車場事業は暫定的に実施している事業であるため、将来的には土地を返却する必要がある。その後も会社が存続できるよう収益事業を確立させる必要がある。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりのコーディネーターとして、コンサルティング業務を適切な評価（収入）が得られる会社を目指したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業を実施する予定はない。 ・特に舟運事業を震災前の水準に回復させ、経営改善を行うのが最優先である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社としての事業の確立させることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで開業させた店舗を黒字転換することを重要である。 ・行政のプロポーザル等にも積極的に参加していきたい。

全国のまちづくり会社の事例調査（都市再生整備推進法人）

	株式会社E	F株式会社
設立年	平成12年	平成12年
自治体人口	420,549人（平成25年7月末日）	267,931人（平成25年8月1日）
設立目的（経緯）	中心市街地活性化基本計画に基づき、広域都心と生活都心の調和する賑わい溢れる中心市街地の再生を図るため第三セクターとして設立。その後、都市再生特別措置法に基づき都市再生整備推進法人となった。	平成11年3月に策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、計画の実行機関として官民出資により設立。その後、都市再生特別措置法に基づき都市再生整備推進法人となった。
出資金（出資比率）	30,000千円 ・市：50%、商工会議所：16.7% ・中小企業者、中小企業者外：36社33.3%	58,750千円 ・市：51.1%、商工会議所：17% ・金融機関、商店街、中小企業者、公益企業等：31.9%
人員体制	常勤15名	常勤8名
売上	約600,000千円（H24年度）	約190,000千円（平成23年度）
活動内容（主要事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス運行事業 ・レンタサイクル事業 ・無料駐車システム運営事業 ・街なかサロン運営事業 ・広場運営事業 ・エコリンク事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス事業 ・情報発信事業 ・中心市街地商業コーディネート事業 ・まちなか文化活動推進事業 ・まちづくりに係る調査研究事業 など
資金調達（方法・考え方）	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり会社として基幹事業はなく、各事業がそれぞれ独立して事業を実施している。 ・各事業は市からの補助金や委託金があって成り立っている。事業毎に異なるが、年々減少傾向にある。しかし、市の良いところは市の活性化に必要なだと判断すれば予算化するところである。 ・現状、会社として利益は出ていない。利益が出た場合は、その利益を原資にして新しい事業を展開することを考えている。 ・設立当初は、コミュニティバスとシティウォーカー（市内マップ）作成であったが、大半の事業が直近5年程度で開始した事業である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立当初は事業の目的が明確になっておらず、当時経済産業省の補助事業にあったリノベーション事業を最大限活用するための会社であった。 ・まちなかへの周辺来街手段を増やし、賑わい創出に重きを置いた事業展開を図った。 ・設立時は経済産業省の補助事業を活用し、その後総務省の補助事業を活用しハード整備を進めている。 ・現在の収入の基幹事業は所有施設における家賃収入である。 ・コミュニティバスも運賃収入として約48,000千円あるが、当初は年間40,000千円の補助金があった。補助金分の補填として、広告事業やネーミングライツを導入している。
行政との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・副市長が代表者（社長）に就任している。 ・市の職員が2名出向している。 ・事業を実施する場合は、市の担当課に確認し、了承が得られた上で実施している。また、会社の担当者と市の担当者は週に数回打合せを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立時は市のTMO推進室の職員と一緒に事業を進めていた。現在は、市から2名出向している。 ・設立時は副市長が代表取締役役に就任していた。現在は、市長が顧問に就任するとともに市の職員3名が取締役に就任している。
運営上の工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は事業毎に雇用している。また、出資企業から積極的に出向を受け入れ、人件費の軽減を図っている。 ・広場は、供用当初、土日祝日は何らかのイベント等が開催されるよう仕掛けを行った。その結果、現在は平日の稼働率も向上し、中心市街地の賑わい創出に貢献できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役が常勤で努めているため、組織としての意思決定は迅速に行える。取締役会は4半期に1度開催しているが、報告事項が中心となる。 ・開業支援（開店資金補助、家賃補助）は市の補助金を一度会社で受けてから事業者を実施している。制度設計は会社で実施しているので、家賃補助ではなく開店資金補助に重点を置いている。
運営上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市の関与度が高いため、一度始めた事業から撤退することが難しい。事業開始当初の目的を達成している事業（市内マップ作成等）もあると思うが、撤退や方針転換の時期を見誤っている事業もある。 ・各事業で事業計画を策定しているため、全ての事業を束ねて会社としての事業計画になっていない。事業数に対して職員数が不足しているため、広い視野が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・恒常的に利益を創出する事業がない。 ・市の職員は出向でくるため、業務に慣れるのに時間がかかる。考える人材をどのように確保するかが課題である。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・広場運営が成功しているため、中心市街地に1箇所広場を整備する話がある。 ・市で新しい事業を実施する際に、会社は事業者として候補になるが、現在体制上難しい面もある。そのため、別途まちづくり会社を設立することも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政ではできない開発や事業を実施したいと考えている。民間企業が実施したいことを一緒になって取り組み、費用面を含め本格的なまちづくりのサポートを実施したい。 ・必要に応じて当社が事業者としても展開していく。 ・駅前広場（屋根付き）の指定管理を受けて、駅前広場を活用した事業も展開していきたい。
都市再生整備推進法人	<ul style="list-style-type: none"> ・広場に環境装置と音響装置を設置するために都市再生整備推進法人となった。都市再生整備推進法人になれば、環境整備等の補助金を受けやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な財源を確保するため都市再生整備推進法人となった。公共空間を活用した賑わい創出を実施するとともに、市との一体的な管理運営を目指している。

まちづくり団体設立・立ち上げに向けた検討

1. 全国まちづくり団体設立の目的

- 民間企業の共同出資によるまちづくり会社を設立し、地域のきめ細やかな課題に対応し、地域の賑わいづくりなど地域活性化に資する事業を展開する。
- 地域関係者が共同でまちづくり団体を設立することで、
 - ①様々な業態参画による地域の課題に沿ったきめ細やかなまちづくりの展開
 - ②ノウハウの共有・展開によるシナジー効果の実現
 - ③地域住民の連携による地域愛着の向上を図る。

2. 組織形態

- 全国のまちづくり団体の事例では、大きく7つの組織形態が存在している。
- 全国のまちづくり団体の多くは、株式会社となっている（平成23年度に経済産業省が実施した調査「まちづくりの取組を担う組織・団体のあり方に関する調査・研究事業」では、有効回答の83.9%*が株式会社）。
- ※330のまちづくり団体にアンケートを送付し有効回答137団体。うち115団体が株式会社。

3. 出資金（資本金）

- ヒアリングを行った事例では、1500万円から1億9800万円となっている。ただし、1億9800万円の事例は赤字補填のため増資しており、設立時は5500万円。
- A株式会社では、伝統的屋敷所有者が経営破綻等の影響で所持できなくなった場合の売り値（4000～6000万円）を想定し資本金額を設定している。
- 出資者は、対象都市にある企業や地元出身者が経営する企業など、何らかの形で都市に関わりのある方が出資している。出資に当たってのルール等の設定有無は以下の通りである。

A	・商工会議所の常議員に対して出資を依頼した。原則、外部からの出資は受けないルールにしている。
B	・特にルールはないが、配当金目当ての出資は断った。
C	・特にルールはない。商工会議所経由で出資を依頼した。
D	・設立時は出資金を利用しない名目を出資を募ったが、社長交代を機に方針転換（出資金活用による新規事業）し、結果株主の変更を実施した。
E	・特にルールはない。地元の有力企業に依頼した。
F	・設立時、経済産業省で実施していたリノベーション事業に応募することが前提にあり、要件の行政50%以上、地元の中小企業が2/3以上の条件を満たすようにした。上記を満たしさえすれば特にルールはない。

4. 配当金

- ヒアリングを行った事例ではどの団体も出資者に対して配当は行っていない。

A	・利益が出た場合は、事業投資や社員還元。
B	・配当金目当ての出資は断っており、利益が出ても配当しない。
C	・利益が出た場合は、他の事業に展開。
D	・利益は非収益事業（ボランティア的的事业）に展開。
E	・利益配当は行わず、利益予測の場合は、他の事業に展開。
F	・利益は配当せず、まちづくり事業に活用。

5. 社員数（人材確保）

- ヒアリングを行った事例ではどの団体も人材確保、人材育成が課題となっており、特に人材確保（人件費確保）について、様々な工夫を行っている。

A	・常勤者4名中1名は、商工会議所からの出向（商工会議所負担）。 ・緊急雇用制度を活用して、1名非常勤で雇用。
B	・常勤13名中12名はパート雇用。うち9名は舟運事業のスタッフ。 ・非常勤20名は全員役員で無報酬。
C	・常勤3名中1名は、出資企業からの出向（元会社負担）。
D	・常勤9名中3名は、緊急雇用制度を活用して雇用。 ・臨時職員は運営しているカフェのパート・アルバイト等。
E	・常勤15名中10名は、出資企業からの出向（元会社負担）。 ・市からも2名出向（市負担）。
F	・常勤8名中2名は市役所からの出向（市負担）。商工会議所からも出向。

6. 事業内容（事業費の確保）

- ヒアリングを行った中で、自立できている団体（運営費に行政支援なし）は、基幹事業を持っており基幹事業で得た収益等を他のまちづくり事業に活用している。

A	・駅前駐車場（土地は市所有）と中央パーキング（土地は市と個人所有）の2箇所運営が基幹事業（売上2100万円、利益800万円）。
B	・舟運事業が基幹事業（売上1800万円）。舟運事業として常時9名雇用しており、経費はある程度固定している。舟運利用が増えればその分利益増。
C	・旧大津公会堂（2階・3階）を指定管理（非公募）で受けている。収支は厳しいが、活動拠点ができる。 ・旧大津公会堂（1階・地下）となぎさのテラス（琵琶湖沿い）でテナントミックス事業を実施し、その賃貸収入が収益源（売上2000万円）。
D	・駅北の駐車場運営が基幹事業（売上4300万円、利益1800万円）。
E	・基幹事業がないことが弱み。様々な事業を実施しているが、行政からの支援があるため、事業を展開できている。
F	・収入の基幹はまちづくり会社福井が所有している「響のホール」の家賃収入。会社の事務所エリアと会議室スペースを除いて全て貸し出している。しかし、運営には市の支援も受けており、単独では利益が出ない。

まちづくり団体設立・立ち上げに向けた検討

7. 美濃加茂市における事業内容

○美濃加茂市で設立するまちづくり団体が設立時から実施できる収益事業として、以下の事業を想定する。

①現在整備中の中之島公園を活用した事業（BBQコーナー運営、木曽川アクティビティ（ラフティング、カヌー）等）

②中之島公園の維持管理

○しかし、中之島公園の整備完了は平成28年度であり、暫定的な運営や維持管理では、想定売上は少なく、先行的にBBQコーナーの整備を進めたとしても、年間売上は600万円程度にとどまる。

○その他、想定される事業として、公共施設（生涯学習センター、文化会館、プラザちゅうたい、大手町公園）の指定管理と市営駐車場（美濃太田駅南口）の運営が想定される。特に、生涯学習センター、文化会館、プラザちゅうたいの3施設の売上は市の予算から想定すると2億円程度となる。

○中之島公園の活用事業と維持管理をまちづくり団体の事業として立ち上げる場合（パターン①）と、中之島公園に加え公共施設指定管理もまちづくり団体の事業とする場合（パターン②）を比較する。

8. 今後のスケジュール（パターン②を想定）

項目	平成25年			平成26年			
	10月	11月	12月	1~3月	4~6月	7~9月	10月~
会社内容の検討							
組織形態	■						
出資金額	■						
運営体制		■					
事業内容		■					
出資金募集				■			
会社設立（登記）					★		
中之島公園							
維持管理					■		
アクティビティ						■	
公共施設指定管理							
公募					●		
運営管理							■

※赤線：検討項目、青線：実施項目

	パターン① 中之島公園のみ	パターン② 中之島公園＋公共施設指定管理
想定売上	・年間500～1000万円程度。	・1億8000万円～2億円程度。
人材確保	・人件費を確保できる売上が見込めない。 ⇒市や出資企業からの出向を検討	・指定管理スタッフとして雇用することで人材の確保が可能。
組織規模（意思決定）	・小規模な組織のため、迅速な意思決定が可能であり、迅速な対応が取れる。	・左記に比べ、組織内部の意思決定や手続きに時間がかかることが想定される。
設立時期	・木曽川での事業（アクティビティ）開始時まで設立する必要。 ⇒H26年度夏季から実施するのであれば、H26年5～6月に設立。	・公共施設指定管理の公募開始時には設立する必要。 ⇒現時点の予定ではH26年3月末～4月に公募。
活動エリア	・中之島公園周辺が対象。	・かわまちエリア全域が対象。
地域連携	・中之島公園を利用するエコハウス事業者と連携が可能。	・左記に加え、公共施設を利用する文化団体、スポーツ団体等と連携が可能。
まちづくり活動	・中之島公園を核とした活性化事業が可能。	・左記に加え、文化会館等を活動拠点に文化教室等の事業が可能。
事業安定性	・中之島公園の整備完了までは暫定的な運営や維持管理のみであり、事業の安定には時間がかかる。	・指定管理事業が基幹事業となり、安定した事業展開が見込まれる。
市の出資判断 ※都市再生整備推進法人	・事業の安定には時間がかかることから、美濃加茂市としての出資判断が難しい。	・設立時から安定した事業展開が見込まれ、美濃加茂市としても出資判断を行ないやすい。
その他	・まちづくり団体の管理を前提にした整備概略設計を実施中のため、事業（アクティビティ）の実現性は高い。	・指定管理公募の非特定リスクあり。 ・指定管理の実績を持つ企業と連携する必要。

※公共施設の指定管理は3月末～4月公募が想定されているため、まちづくり団体の設立が公募に間に合わない場合は公共施設指定管理以外の基幹事業を創出する必要がある。

(2) 第2回勉強会資料

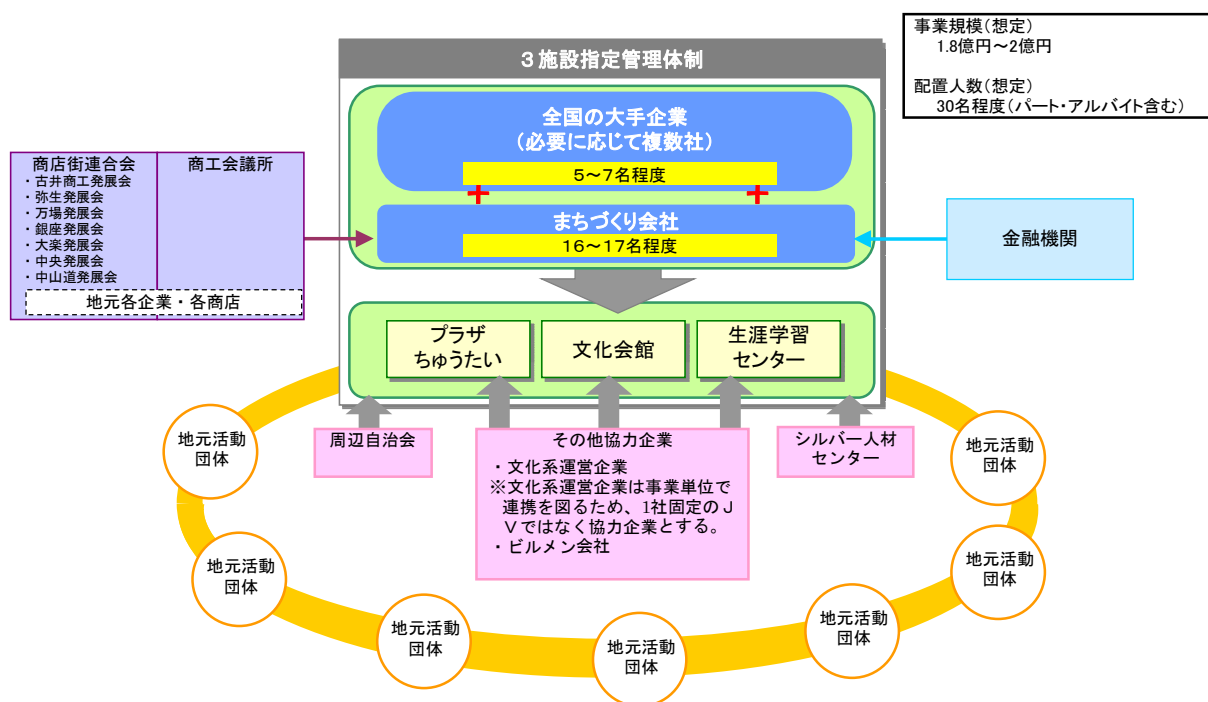
第2回勉強会資料を次頁以降に示す。

3 施設指定管理事業に向けて

1. 3施設指定管理事業の体制

1-1. 3施設指定管理事業におけるJV体制

- 3施設の指定管理は、「まちづくり会社」と全国の大手企業でJVを構築し、3施設の指定管理事業を行う。
- 施設設置目的や美濃加茂市の活性化に貢献するため、3施設を活用している既存団体と協力・連携しながら、管理運営を行う。



3施設の指定管理体制図

1-2. JV体制の狙い

(1) 美濃加茂市でまちづくり会社が必要な理由

- 美濃加茂市は、平成15年度に開園した「日本昭和村」への観光客数が最も多いが、開園当時に比べ1/3程度に減少しており、それに伴い美濃加茂市の主要観光地入場者数も減少している。また、長年美濃加茂市の観光拠点であった日本ライン下りは年々利用者数が減少し、平成25年度から事業が休止されている。
- 一方、江戸時代の歴史や文化を感じる中山道太田宿や平成18年に開館した「太田宿中山道会館」への入場者数は、中山道会館を活用した展示企画や春の祭り、中山道太田宿界隈を活用したおん祭 MINOKAMO などの行催事により、横ばいで推移している。
- しかし、中山道太田宿来訪者の多くは、イベント等による一過性の集客であるため、普段の利用者が少なく活気があるとは言えない状況である。また、各種イベントの主催者も、自分の本職を持ちながらボランティアでイベントの企画等を実施しており、結果主催者自身が疲弊している状況であり、単発で終わった取り組み（中山道会館及び木曾川堤防を活用したオープンカフェ：フィフティワン）も見られる。
- これらの課題解決に向け、美濃加茂市の地域活性化（かわまちづくり）を継続的に行うためには、現在実施されている様々な取り組みを明確なビジョンを持って体系的に連携・支援役を担う組織（まちづくり会社）を設立することが重要である。

(2) まちづくり会社がJVに参画する狙い

- まちづくり会社が、かわまちづくりを推進するには、かわまちづくりエリア内にある拠点施設である3施設をフィールドにした事業を実施し、かわまちづくりエリアで賑わい創出や地域交流を促進させる必要がある。
- まちづくり会社がJVに参画し、3施設の指定管理を実施することで、木曾川アクティビティの参加者をかわまちづくりエリア内に流動させる仕組みを構築できるとともに、3施設を拠点に来訪者と地元住民、地元住民同士のコミュニティ機能を向上できる。
- また、まちづくり会社の設立は、過去美濃加茂市の三セク（シティホテル美濃加茂）が経営破綻している事実を踏まえると慎重な検討が必要である。まちづくり会社は、3施設の指定管理事業を契機に設立することで、3施設をまちづくり会社の事業拠点として活用でき、単独で設立する場合に比べ安定的な経営基盤が確保できる。

(3) 他企業とJV組成する狙い

- まちづくり会社は、かわまちづくりの推進役として設立するが、企画や運営の経験がなく全国的な視点も有していない。
- 全国に指定管理の実績を有する企業とJVを構築することで、3施設を活用して実施する事業（自主事業等）に全国の視点を入れることができ、地元だけでは実施が難しい事業（既存活動団体間の連携、全国に向けての発信、新たな活動者・指導者の育成）を展開可能になる。
- また、実施内容を全国（他の管理施設や企業の拠点付近）に向けて広報ができ、特に名古屋圏まで集客圏域を拡大できる。

(4) 地元活動団体と協力・連携する狙い

- まちづくり会社だけでなく地域で活動している団体と連携体制を構築することで、地域や活動団体の特色や課題に応じたこれまではなかった新しい事業の展開が可能になる。

2. JV内の役割分担（案）

<p>まちづくり会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に根づいた活性化を担う企業であり、地域課題や要望を指定管理事業に反映する役割を担う。 ○地元の既存団体との連絡役・調整役を担う。 ○年間計画に基づき、地域課題や要望に対応したイベント・行催事を企画・実施する。 ○3施設を活用し、地域の行催事（おん祭 MINOKAMO 等）と連携したイベント・行催事を企画・実施する。 ○日常清掃や日常管理を実施する。
<p>全国の手企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○JVの代表企業として、指定管理事業全体を統括管理するとともに、行政との連絡役を担う。 ○指定管理事業の予実管理、勤怠労務管理を行う。 ○広報・行催事の年間計画の企画・立案を行う。 <p>【スポーツ系企業の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運動・スポーツに関する教室・講座の開催や、体育館を活用したイベント等の企画・立案を行う。 ○既存の地元団体が実施している各種事業に対して、全国で指定管理事業を実施しているノウハウを活かし、講師派遣、指導者育成、アドバイス等の支援を行う。
<p>その他協力企業 （部分委託、事業単位で協力等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○文化会館舞台等の専門技術が必要な管理を担当する。 ○教育・文化・生涯学習等に関する教室・講座の開催や、文化会館・生涯学習センターを活用したイベント等の企画を行う。

3. 目指すべき方向性

- 3施設の指定管理にまちづくり会社が参画することによる目指すべき方向性を以下に示す。
- 下記に示す目指すべき方向性は現時点の想定であり、今後、JV内外を含め協議を進める必要がある。また、実現に当たっては、JV内の役割分担の決定をはじめ、JV間の指示系統や地元の協力体制の構築などの課題がある。

3-1. 3施設指定管理事業における方向性

- 地元活動団体は、これまでも3施設を活用して、様々なイベントや教室・講座を実施している状況である。しかし、各団体がそれぞれ独自で実施している状況であり、団体間の連携は図られているとはいいがたい。まちづくり会社が、JVに参画し地元団体間の調整役を担うことで、以下の事業展開を目指す。

①広報の集約・効率化

- ・各団体独自の広報は継続しつつ、まちづくり会社が各団体の情報を取りまとめた上で再発信することで、広報の集約・効率化を図ることを想定する。また、まちづくり会社は、地元だけでなく市外に対しても広報を行うことで、市外（可児市や富加町の近隣から名古屋圏）からの集客向上を目指す。

②各団体の支援

- ・各団体は、スタッフの高齢化が進み後継者・指導者育成が今後の課題となっている。まちづくり会社が、他のJV企業の協力のもと、指導者育成に向けた教室・講座を開催するなど、各団体の課題に対応した事業を実施することを目指す。
- ・また、上記の取り組みを通じて、地元活動団体のよろず相談の事業を展開することができれば、まちづくり会社としての事業の幅が広がることが想定される。

③地元の一体感の醸成

- ・これまでの事業やイベントは、各団体がそれぞれ実施しているケースが多い。まちづくり会社が関わることで、まちづくり会社を通じて、地元の連携が促進されることにより、地元の一体感の醸成を目指す。
- ・また、まちづくり会社が入ることで各団体が持つ課題や問題点など、地元の声を聞きやすく、地元課題に応じた事業展開を目指す。

④3施設の相互補完

- ・3施設を一体的に管理することで、各団体の利用ニーズに応じて他の施設利用を斡旋し、3施設の利用率向上を目指す（例えば、プラザちゅうたいの予約が埋まっている場合、文化会館や生涯学習センターでも実施可能なメニュー・方法の提供等）。

⑤利用者発の地元支援

- ・まちづくり会社の事業として、人材ネットワーク形成事業を行うことを想定する。
人材ネットワーク形成事業により、地元団体の活動が促進され、3施設の利用率向上及び地元団体の連携促進を目指す（例えば、地元団体のイベント時に人材が不足している場合、まちづくり会社に照会することで、参加可能な人材を紹介できる）。
- ※人材ネットワーク形成事業とは、地元住民が持つスキル・ノウハウ等をまちづくり会社に登録しておき、他の人・団体からボランティア紹介を求められたときに紹介する制度

3-2. まちづくり会社としての方向性

○施設管理のノウハウ習得

まちづくり会社の基幹事業は、公共施設の管理運営である。全国の公共施設の管理運営の実績をもつ企業と連携することで、公共施設の管理運営のノウハウを取得することを目指す。

○かわまちエリア全体を見据えた事業計画

まちづくり会社が担当するイベント・行催事の企画・実施は、3施設内に限らずかわまちづくりエリア全体を見据えた事業を企画・実施する。かわまちづくりエリアを対象に事業計画を行うことで、まちづくり会社としての継続的な事業運営を目指す。

○様々な行催事の展開

イベント等の行催事を実施する場合、事業収入は事業実施後になるため、一時的な持ち出し金が必要になるが、設立まもないまちづくり会社では、持ち出し金の一時負担も厳しい。

JVを構築することにより、JVとしての持ち出し金の一時負担も想定される。行催事実施の制約を可能な限り少なくし、様々な行催事の実施を目指す。

4. 3施設指定管理事業における事業計画（案）

4-1. 課題と事業目的

(1) 地域や地元活動団体の課題

○コミュニティ機能の再生・向上

美濃加茂市は、人口は増加しているものの高齢化が進展しており、今後高齢者の健康増進や高齢者活躍の場の創出が必要になってくる。また、自治会加入率が約62%で留まっており、岐阜県で最も低いなど昔から住んでいる方と近年居住された方とのコミュニティ機能が不足している。

○次世代への継承、指導者育成

3施設を活用して活動している団体は、活動している方の高齢化が進んでおり、次世代の活動者への継承や指導者育成が不足している。

○地元活動団体間の連携

各活動団体は、個別で美濃加茂市の担当部局や小中学校と連携しており、地元活動団体間の連携が不足している。

○稼働率の向上

3施設のうちプラザちゅうたいは、稼働率が高く特に土日であれば予約が取れない場合が多い。一方、文化会館の稼働率は低く、稼働率の向上が求められている。

○広報の充実

3施設でどのような事業が行われているか、市民へのPRが不足しているとの意見もある。また、美濃加茂市民が、3施設で活用されている事業内容について問い合わせをする場合も窓口がよくわからないといった意見がある。

(2) 3施設を活用した事業の目的・狙い

○3施設を活用した事業（次頁以降に詳述）は、以下の目的・狙いで実施する。

- ・地元活動団体の課題に応じた事業（指導者育成講座等）を実施することで地元活動団体の発展を図る。あわせて、指定管理者としても、既存活動団体と連携し互いを補う事業を実施することで、地元住民の地域活動への参加意欲を高める。
- ・指定管理者が実施する事業を通じて、参加者間や地元活動団体間の交流を促進させる。参加者間の交流促進はコミュニティ機能の向上に繋がるとともに、地元活動団体間の交流促進は、これまで出来なかった新たな事業展開に繋がる。
- ・既存の地元行催事と連動させたイベントや展示を実施することで、これまでまちづくり活動に参加していない人がまちづくり活動に参加するきっかけとする。

○結果、地元住民の活動機会が増大し、3施設を含め美濃加茂市の公共施設を活用機会が増え、美濃加茂市の公共施設の稼働率が高まる。

4-2. 事業計画（案）

(1) まちづくり会社として3施設を活用して実施する事業

地域の歴史紹介	対象：住民 範囲：美濃加茂市 場所：生涯学習センター 内容：美濃加茂市の歴史等の講座や高齢者の語り（体験）などの開催。
地域学習の発表・展示	対象：小中学生など 範囲：美濃加茂市 場所：生涯学習センター、文化会館 連携：美濃加茂市の小中学校（予定） 内容：自主学習として児童が調査・整理した結果の発表及び展示。 市内の小中学校との連携または、指定管理者の自主事業として美濃加茂市民を対象に参加者募集 美濃加茂市の名所を活用した自主映画制作、中山道歴史調査、太田宿の魅力発見、木曾川の歴史など
アート制作体験	対象：小中学生など 範囲：美濃加茂市 場所：生涯学習センター 連携：文化連盟団体やきそがわ日和実行委員会（予定） 内容：アート制作（風鈴づくりなど）体験を実施する。
歴史建造物講座	対象：住民 範囲：岐阜県内の中山道通過市町村（岐阜県17宿） 場所：生涯学習センター、文化会館 連携：岐阜県立国際たくみアカデミー（予定） 内容：国際たくみアカデミーの出張講座を開催する。
人材ネットワーク形成 ※美濃加茂市民活動サポートセンターの事業を支援し、充実させる	対象：住民、地元活動団体 範囲：美濃加茂市 場所：プラザちゅうたい、生涯学習センター、文化会館 連携：みのかも市民活動サポートセンター（予定） 内容：住民や地元活動団体が持っているスキル（出来ること）や、活動可能日等を登録していくことで、他の活動団体の事業支援や、まちづくり会社の事業の充実化を図る。3施設は登録の受付場所として活用する。 ⇒イベント等の行催事のスタッフ、観光ガイド（中山道太田宿）、通訳ボランティア、市民スポーツ大会の審判等
まちづくりを語ろう会の開催	対象：住民（特に小中学生や高校生） 範囲：美濃加茂市 場所：生涯学習センター他 内容：子どもの目線で美濃加茂市のまちづくりを語る会を開催する。定期的に行催し、参加者が中心になって成果を発表する（行催事の企画、展示など）。 まちづくり会社や指定管理者は上記を支援する。
空き家活用アイデア討論会	対象：住民 範囲：美濃加茂市 場所：生涯学習センター 内容：まちづくり会社の想定事業（空き家バンク事業）の一つとして、空き家を活用したアイデアを参加者で話し合う。優秀なアイデアは、まちづくり会社がテナントミックスとして具体的なテナント募集等を行う。

木曾川アクティビティ 写真展	対象：住民 範囲：美濃加茂市、可児市、坂祝町など（木曾川沿川市町村） 場所：生涯学習センター、文化会館 内容：まちづくり会社が中之島公園で実施するラフティング等の アクティビティ時の写真を活用した写真展を開催
防災イベント	対象：住民 範囲：美濃加茂市 場所：プラザちゅうたい、生涯学習センター、文化会館他 連携：周辺自治会、PTA（予定） 内容：防災イベントを通じて、3施設の避難所としての役割と機能について住民認知を図る。 防災グッズの販売、仕出し、被災時の避難方法や飲水の確保方法、防災倉庫の機能や活用方法、サバイバルクッキングなど講座開催等

(2) 3施設の有効活用に資する事業（新規利用者の獲得）

健康づくり教室	対象：高齢者など 範囲：美濃加茂市、富加町 場所：プラザちゅうたい、生涯学習センター 内容：「生活習慣病予防教室」や「糖尿病予防教室」等の生活改善型、または、「健康維持増進運動プログラム」などの向上型の教室・講座などの開催
介護予防教室の開催	対象：介護施設入居者、介護施設職員、介護者家族など 範囲：美濃加茂市、富加町 場所：生涯学習センター他 内容：介護予防スタッフの教育・育成教室などの開催 介護施設のニーズに応じた教室や体力向上プログラム等
軽スポーツ体験教室 軽スポーツ大会	対象：小中学生など 範囲：美濃加茂市、富加町 場所：プラザちゅうたい 内容：プラザちゅうたいで所有する軽スポーツ備品を活用した軽スポーツの体験教室を行う。将来的には軽スポーツの大会を開催。
指導者育成講座	対象：体育協会等スポーツ関連団体の指導者、小中学校教師など 範囲：美濃加茂市、富加町 場所：プラザちゅうたい、生涯学習センター（座学） 内容：地元活動団体が実施している各種クラブ活動の後継者育成を目的に、指導者育成講座を行う。
セミナー・講演会の開催	対象：住民 範囲：美濃加茂市他（みのかも定住自立圏共生ビジョンの地域） 可児市、関市など 場所：文化会館 内容：運動・健康等のスポーツ系、文化芸術、教育などの文化系に関連する第一人者を招き、セミナーや講演会を開催する。
応急手当講座	対象：体育協会等スポーツ関連団体の指導者、小中学校教師など 範囲：美濃加茂市、富加町 場所：生涯学習センター 内容：運動時の怪我等の応急手当方法やテーピング講座などの開催

(3) 既存活動団体と連携し、既存活動団体を支援する事業

<p>アクティビティ体験教室</p>	<p>対象：小中学生等 範囲：美濃加茂市、富加町 場所：木曾川（中之島公園） 連携：地元活動団体（予定） 内容：地元活動団体が実施している体験教室の一つとして、中之島公園での事業（ラフティング等）の体験教室を実施する。</p>
<p>ウォーキング教室など</p>	<p>対象：住民 範囲：美濃加茂市 場所：生涯学習センター他 連携：美濃加茂市（予定） 内容：美濃加茂市が実施しているウォークみのかもと連携し、開催前に簡易なウォーキング教室（歩き方等）を行う その他、ウォーキング以外でも、ランニングやストレッチなど、簡易な講座を開催する。</p>
<p>美濃加茂市生涯学習フェスティバルの支援（充実） （サークルの発表会）</p>	<p>対象：公民館サークルなど 範囲：美濃加茂市他（みのかも定住自立圏共生ビジョンの地域） 場所：生涯学習センター、文化会館 連携：地元活動団体・美濃加茂市（予定） 内容：美濃加茂市生涯学習フェスティバルを指定管理者として支援し、生涯学習センターだけでなく文化会館も活用し、生涯学習センターや地域交流センターで活動しているサークルの合同発表会を地域祭りの一つとして開催する。</p>
<p>おん祭 MINOKAMO との連携イベント</p>	<p>対象：おん祭 MINOKAMO への来訪者 範囲：美濃加茂市他 場所：生涯学習センター、文化会館 連携：おん祭美濃加茂実行委員会（予定） 内容：おん祭 MINOKAMO 開催時に合わせ、現在活用している中山道会館だけでなく、文化会館や生涯学習センターも活用し、各種展示等を行う。 ⇒夏の陣と連携：おん祭の歴史、花火に関する展示、参加団体の紹介（太鼓関連）、体験教室、協賛企業のPR会場など ⇒秋の陣と連携：中山道の歴史、文化連盟団体参加団体の発表会など</p>
<p>広報活動の集約・再発信</p>	<p>対象：地元活動団体 対象：美濃加茂市を中心に、名古屋圏まで 内容：個別の地元活動団体や美濃加茂市が実施している広報をまちづくり会社が集約し、まちづくり会社（指定管理者）としても発信することで広報の充実化を図る。 全国に拠点がある指定管理者として情報を発信することで新たなターゲット層への広報が可能になる。</p>

1.1.2. 準備会開催

準備会の概要を以下に示す。

表 1-2 準備会の概要

出席者	○官民連携中間支援組織の活動拠点（事業フィールド）である中之島公園を活用して、事業やイベントを実施している活動団体及び今後事業やイベントを実施する可能性がある活動団体の代表者を対象にした。
目的	○出席した活動団体における中之島公園（現在整備中）の活用方法に対する意見を把握する。 ○中之島公園の管理運営母体としての官民連携中間支援組織設立に向け、今後の取り組み内容や方向性について活動団体の合意を得る。
作成資料	○中之島公園の運営及び活用についての資料 ・中之島公園の整備内容（案） ・中山道船着場計画図 ○官民連携中間支援組織（まちづくり団体）設立に向けての資料 ・株式会社と NPO 法人の比較 ・株式会社と NPO 法人の2組織設立したときの体制スキーム ・株式会社と NPO 法人の定款案
日時	平成 26 年 2 月 10 日（月） 19:00～21:00
場所	夢街道コミュニティスペース

(1) 準備会資料作成

官民連携中間支援組織の準備会資料を次頁以降に示す。

中之島公園の運営及び活用について 会議資料

平成26年2月10日（月）
美濃加茂市産業建設部土木課

中之島公園の整備内容（案）

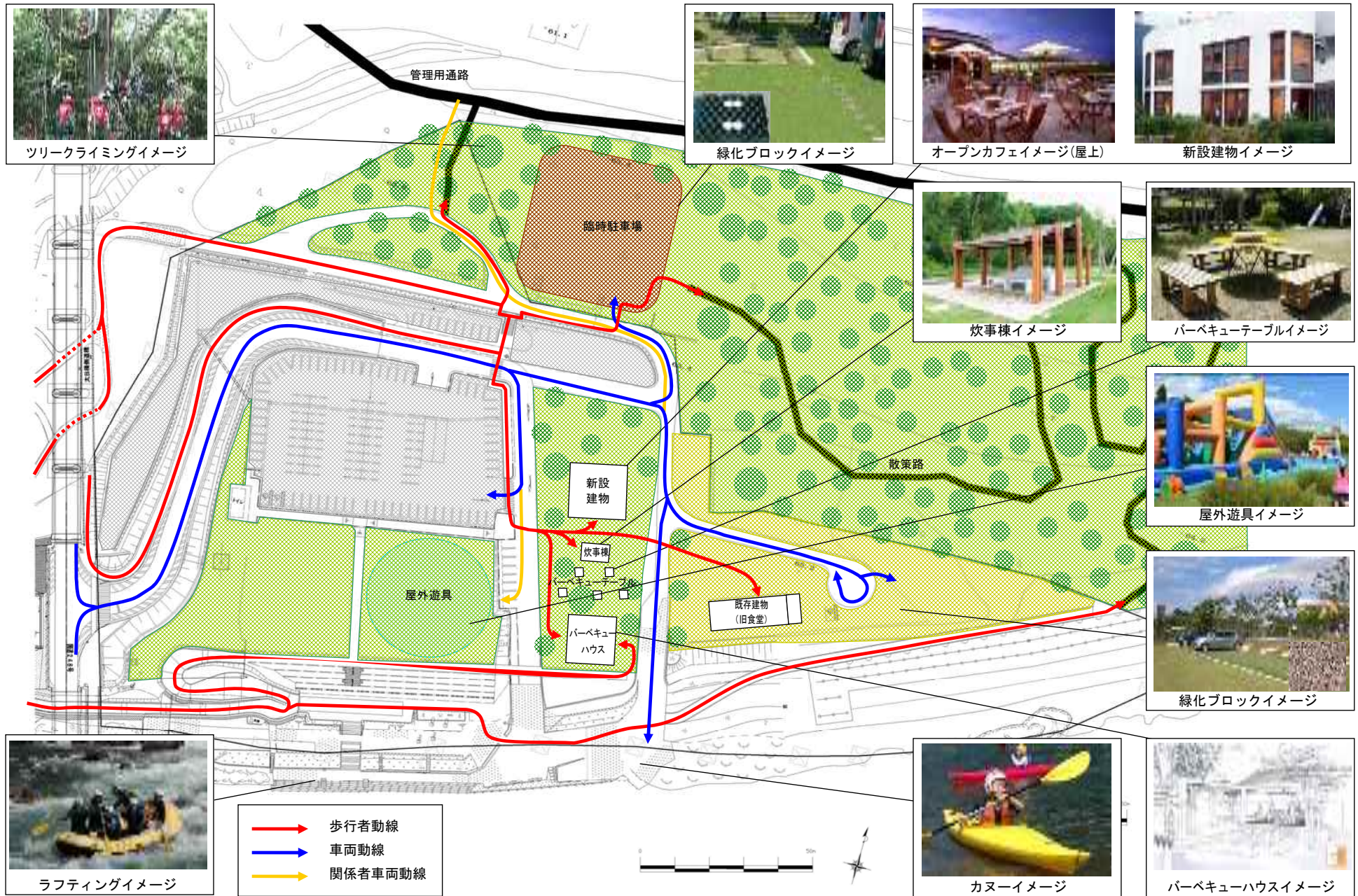
1. 中之島公園の整備計画（案）

ケースA



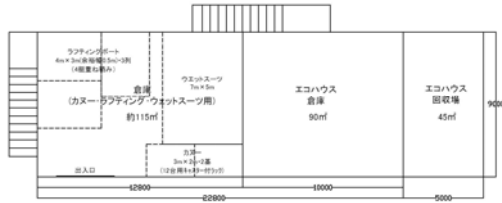
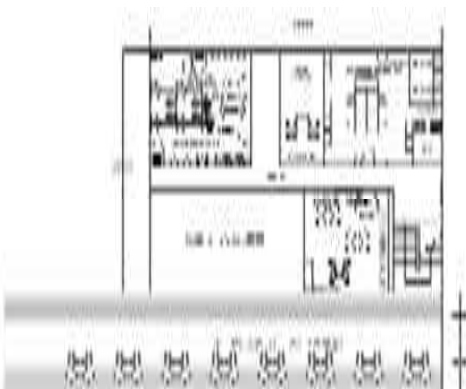


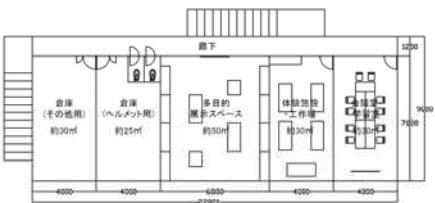
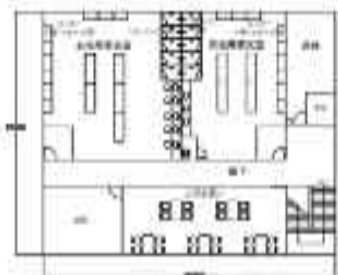


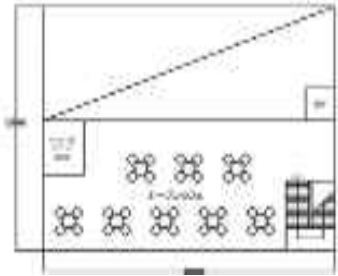



中之島公園の整備内容（案）

ケースB

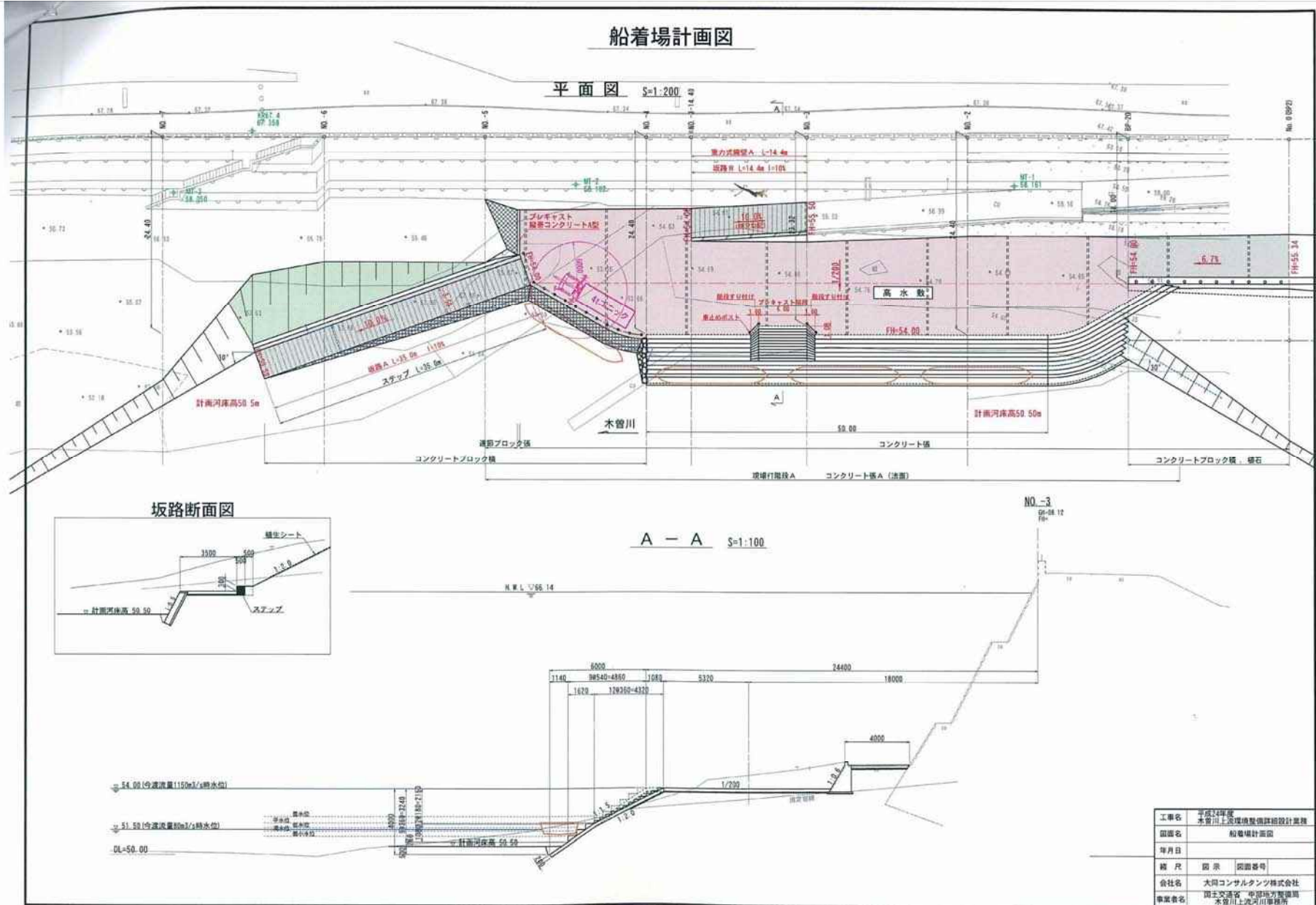


中之島公園の整備内容（案）

2. 施設内配置計画（案）

既存建物（旧食堂）	新設建物	イメージ写真
 <p>1階</p>	 <p>1階</p>	 <p>パウダールームイメージ</p>  <p>シャワールームイメージ</p>
 <p>2階</p>	 <p>2階</p>	 <p>カヌー置き場イメージ</p>  <p>展示スペースイメージ</p>
	 <p>屋上（ケースBの場合）</p>	 <p>休憩室イメージ</p>  <p>情報コーナーイメージ</p>  <p>レストランイメージ</p>

中山道会館船着場計画図



官民連携中間支援組織
(まちづくり団体)
設立に向けて

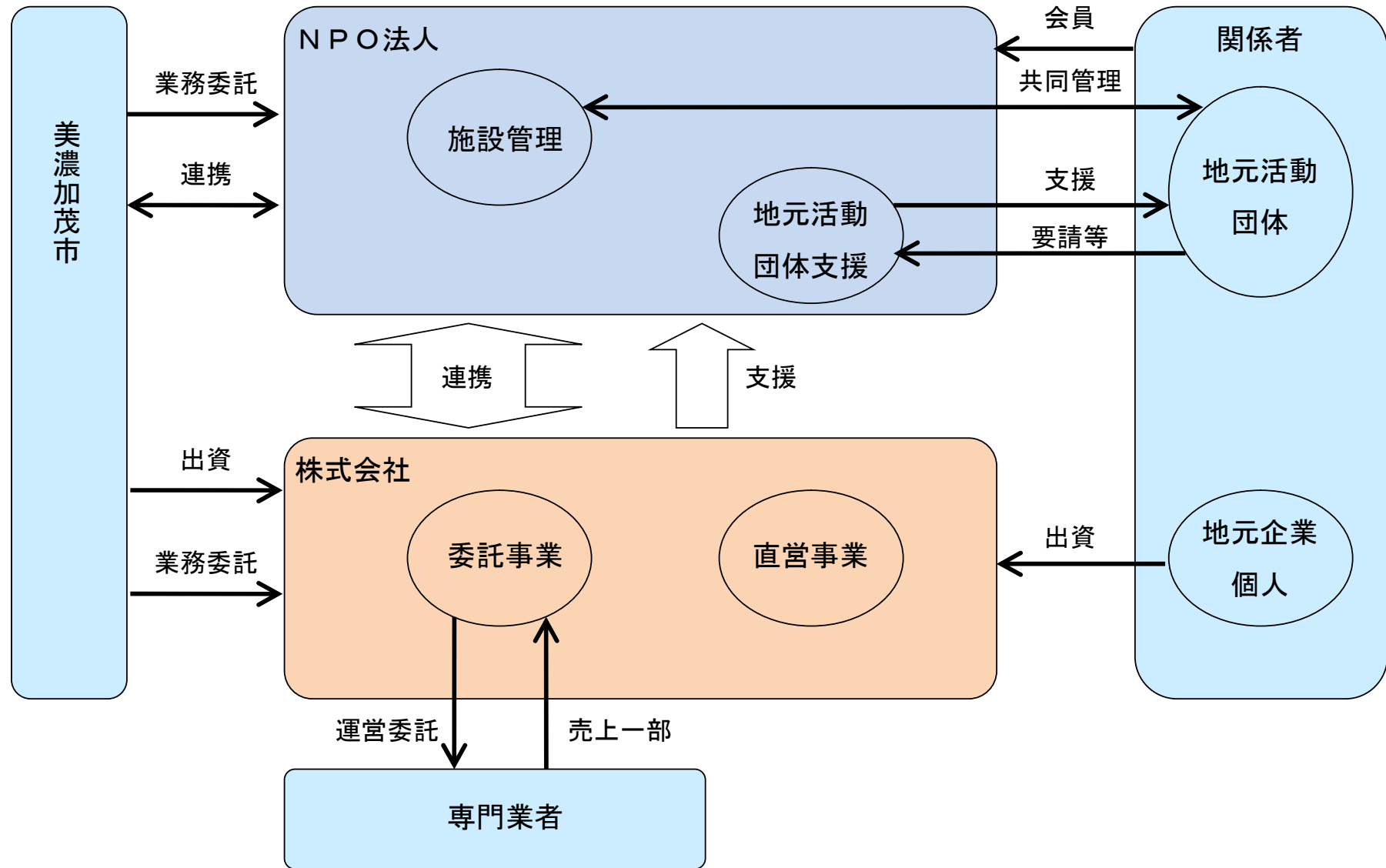
会議資料

平成26年2月10日(月)
美濃加茂市産業建設部土木課

株式会社と NPO 法人の組織比較

	株式会社	NPO 法人
根拠法	・会社法の規定による株式会社	・特定非営利活動促進法の規定による特別法公益法人
都市再生整備推進法人	・行政が資本金の3%以上出資している必要がある。	・認定に当たっての条件はない
基本的考え方	・利益を追求する組織（私益）	・社会的使命の実現が優先（公益）
構成員	・株主として1人以上	・社員10人以上（※NPO法人という社員とは、会員のことを示す。）
役員	・取締役1名以上	・理事3人、監事1名以上。役員報酬を受ける役員数は役員総数の1/3以下
必須設置機関	・株主総会、取締役（株主総会と取締役のみ設置する場合は、定款に「株式譲渡制限規定」のある『取締役会非設置会社』限定） ・株式譲渡に制限を設けないのであれば、『取締役会』『監査役』の設置も必要	・社員総会
設立目的の制限の有無	・法令に違反しない限り特になし	・宗教活動や政治活動を主たる目的にしない ・特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としない ・暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと
事業内容	・特に制限はない	・法律で定められた20の公益性のある活動に限定される（まちづくり活動は20に含まれる）
収益事業	・実施に当たり制限はない	・定款に「その他の事業」として記載すれば公益性のない収益事業も実施可能（その場合会計区分は分ける）ただし、その他の事業の収益は特定非営利事業に充当させる必要。 ・「その他の事業」は、社会的使命の実現にとって必要不可欠なものに限定するのが望ましい。
資本金	・資本金額の制限はない	・資本金は不要
設立手続き	・金融機関へ出資金を払込み、法務局で登記申請を行う（届出） ※払込みは銀行の他に商工中金、信金組合、信託会社でも可	・準備会を発足し、所轄庁で認証をうける（認証） ・認証後、法務局へ登記申請を行う。
設立費用	・定款認証費用：約9万円（電子定款の場合は、印紙代4万円が不要になる） ・登記申請費用：最低15万円	・定款認証費用：不要 ・登記申請費用：不要
手続きに要する期間	・定款認証を受け、登記申請、登記簿本取得までに最短で2週間程度 ・設立時取締役会等を含め、全体で1ヶ月程度	・認証にあたり、縦覧期間が約2ヶ月あり、認証手続き全体で4ヶ月程度 ・準備会発足や認証後の登記申請を含め、全体で5ヶ月程度
資金調達	・出資を受ける、金融機関からの融資、社債発行	・会費収入、補助金・助成金、寄付
借入（融資）	・事業計画や会社の資産額（資本金や所有不動産等）により融資額が決定する。	・融資を受けることが可能だが、株式会社に比べ担保が少なく、融資額は少なめになる。 ・理事等の個人資産への物的担保や個人保証が要件になる可能性あり
責任範囲	・出資者の責任は出資金額の範囲内。 ・取締役は原則として責任無制限	・出資がないので社員の責任もない。 ・融資の際に理事等が個人保証をした場合は無制限の責任を負う。
行政等のガバナンス	・出資し株主になることで、出資割合に応じた議決権を持つ	・出資の概念がなく各社員が総会時1票の議決権を持つ（行政が会員でも1票の議決権）
会計処理	・複式簿記による記載が必要	・複式簿記以外の単式簿記でも良い。
剰余金の分配	・純資産が300万円以上あれば、株主、役員、従業員等に利益を分配することができる ・定款に剰余金配当について記載することで、分配せず事業投資に当てることも可能。	・剰余金や収益がでた場合は、特定非営利活動に係る事業に充当。
財産の増減	・資本金等の変更をしない限り、正味財産の増減では登記変更は不要	・正味財産の増減を行った場合は毎年登記変更が必要（実質、毎年登記変更が必要）
情報公開	・決算についての公告、本店支店での備置等	・事業報告書、定款などの縦覧、閲覧（外部報告義務）、事業報告書等は、毎年所轄庁に提出
法人税	・全ての事業に対して課税	・法人税法上の収益事業のみ課税（その他の事業で記載する収益事業ではなく、事業の対価として収益を得る事業すべてが対象）
住民税	・都道府県民税と市町村民税 ・上記の法人税割に加え、均等割の税	・都道府県民税と市町村民税 ・上記の法人税割に加え、均等割の税 （法人税法上の収益事業を実施しなければ減免の可能性もあり、自治体による）
事業税	・課税（課税所得額や資本金の額により異なる）	・課税（課税所得額により異なる）
社員給与	・職員給与、賞与は自由に設定可能 ・役員報酬も自由に設定可能	・役員報酬は、全役員の1/3以内。労働対価として給与は職員、役員に対しても可能 ・事前に賞与規定等を定めていれば賞与も可能
事業契約	・特に問題ない	・特に問題ない
所轄庁の管理監督	・原則として所轄庁からの管理監督がない（金融商品取引業のような一部の業界では管理監督あり）	・所轄庁からの管理監督がある（一定の事項を報告させたり、立入検査があり、改善命令がある）

株式会社とNPO法人の2組織設立したときの体制スキーム



株式会社の定款（案）

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社〇〇〇〇と称する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ①美濃加茂市におけるまちづくり、都市計画、観光開発、土地・建物の有効利用に関する調査・設計及びコンサルティング
- ②市街地の商業振興を図ることを目的として行う、会社・個人経営に対する経営、販売促進、財務等に関する指導及び情報の提供
- ③商店街が販売促進のためにする共同事業に関する企画、調査及び運営の受託
- ④各種イベントの企画調整及び開催
- ⑤動産、不動産の斡旋、取得、保有、賃貸借、管理、運用及び売買
- ⑥公共公益施設、市街地再開発施設等の企画調整及び管理運営
- ⑦ホテル、飲食店、物品販売店、駐車場、スポーツ施設等地域活性化に必要な商業施設、店舗の企画、開設及び運営
- ⑧特産品、美術工芸品、観光土産品の企画、開発、制作、製造及び販売
- ⑨農水産物の加工・製造及び販売
- ⑩駐車場、会議施設、コミュニティーセンター等の商業基盤施設の整備、企画、建設、運営
- ⑪各種セミナー、教室等の企画及び運営
- ⑫書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売
- ⑬前各号に付帯し、又は付随する一切の業務及びその受託

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を岐阜県美濃加茂市に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

（機関構成）

第5条 当社は株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

（株式の譲渡制限）

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

（相続人等に対する売渡請求）

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該

第3章 株主総会

（招集）

第9条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第10条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

3 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

4 取締役全員に事故あるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

（決議）

第11条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第12条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は1名とする。

2 代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第13条 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が記名押印して、これを10年間会社本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第14条 当社の取締役は7名以内とする。

2 取締役に欠員が生じた場合は、法定の人数を欠かず且つ業務に支障がないときは、補欠選任を行わないことができる。

（選任）

第15条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第16条 取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役）

第17条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により取締役の中から選任する。

株式会社の定款（案）

（役付取締役）

第18条 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長1名以内、取締役副社長2名以内及び専務取締役1名並びに常務取締役若干名を置くことができる。

（業務執行）

第19条 取締役の業務執行については、取締役会規則による。

（取締役会の権限）

第20条 取締役会は、取締役をもってこれを構成し、法令又はこの定款に定める事項その他当会社の業務の執行を決定する。

（取締役会の招集）

第21条 取締役会は、取締役社長がこれ招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あった場合の対応は、取締役会規則による。
- 3 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを省略して開催することができる。

（取締役会の決議）

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の議事録）

第23条 取締役の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその決議の結果を記載し、議長及び出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印して取締役会の日から10年間本店に備え置く。

（報酬等）

第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

（相談役）

第25条 取締役会の決議により、相談役を置くことができる。

（取締役会規則）

第26条 取締役会に関する事項は、この定款に定めるもののほか取締役会規則による。

第5章 監査役

（監査役の数）

第27条 当会社の監査役は1名とする。

（選任）

第28条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

（任期）

第29条 監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とす

（報酬等）

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 計算

（事業年度）

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（剰余金の配当）

第32条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株主質権者に対して剰余金の配当を行う。ただし、剰余金の配当が支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第7章 附則

（設立に際して出資される財産の最低額及び成立後の資本金の額）

第33条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金500万円とし、出資された財産の全額を成立後の資本金の額とする。

（最初の事業年度）

第34条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成〇〇年3月末日までとする。

（設立時役員）

第35条 当会社の設立時役員は、次のとおりである。

設立時取締役 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
 設立時監査役 〇〇〇〇

（発起人の氏名ほか）

第36条 発起人の氏名又は名称、住所及び引受株式数は、次のとおりである。

岐阜県美濃加茂市〇〇町〇〇
 発起人名 〇〇〇〇 1000株
 岐阜県美濃加茂市〇〇町〇〇
 発起人名 株式会社〇〇 2000株

（法令の準拠）

第37条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社まちづくり美濃加茂設立のためこの定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発起人 〇〇〇〇 (印)

発起人 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 (印)

NPO 法人の定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は、特定非営利活動法人美濃加茂〇〇〇という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県美濃加茂市〇〇町〇〇に置く。

（目的）

第3条 この法人は、美濃加茂市においてその構成員である市民、行政、企業及び諸団体等に地域の活性化にかかる諸課題についての提起、提言、支援及び実践等の活動を行ない地域社会の活性化及び公益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ①社会教育の推進を図る活動
- ②まちづくりの推進を図る活動
- ③観光の振興を図る活動
- ④農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動
- ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦環境の保全を図る活動
- ⑧地域安全活動
- ⑨国際協力の活動
- ⑩情報化社会の発展を図る活動
- ⑪経済活動の活性化を図る活動
- ⑫前各号に挙げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（特定非営利活動に関わる事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動に関わる事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- ①まちづくりを推進するための人材の育成
- ②美濃加茂市公共施設の維持管理等の受託
- ③商店街が販売促進のためにする共同事業に関する企画、調査及び運営の受託
- ④各種イベントの企画調整及び開催
- ⑤特産品、美術工芸品、観光土産品の企画、開発、制作、製造及び販売
- ⑥農水産物の加工・製造及び販売
- ⑦各種セミナー、教室等の企画及び運営
- ⑧美濃加茂市の活性化に関する広報
- ⑨地域団体の相互の交流やネットワーク構築
- ⑩前各号に付帯し、又は付随する一切の業務及び受託

（2）その他事業

- ①飲料等自動販売機設置事業

その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、個人正会員及び団体正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- （1）個人正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- （2）団体正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- （3）賛助会員 この法人の事業を援助するため入会した個人又は団体

（入会）

第7条 会員の入会について、特に条件を定めないものとする。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込用紙により理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別途定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員は次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき
- （2）本人が死亡もしくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- （3）継続して2年以上会費を滞納したとき
- （4）除名されたとき

（退会）

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- （1）この定款の外、当法人の細則に違反したとき。
 - （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員の弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金等の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、その理由を問わず返還しない。

NPO 法人の定款（案）

第3章 役員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち10名以下を副理事長とする。
- 4 理事のうち若干名の専務理事、及び常務理事を必要時に置く。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、予め指定した順序に従ってその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、理事長及び副理事長がともに事故あるとき又は欠けたときには、予め指定した順序に従ってその職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長又は専務理事を補佐し業務を行う。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した 場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたとき、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、総会の議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けとることができる。

- 2 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（顧問）

第20条 この法人に顧問を数名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者またはこの法人に功労のあった者の内から理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 第14条第1項の規定は、顧問についても準用する。

第4章 会議

（種別）

第21条 この法人の会議は、総会、理事会、企画運営会議の3種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第5章 総会

（総会の構成）

第22条 総会は、個人正会員及び団体正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算書の決定並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (8) その他運営に関する重要事項。

NPO 法人の定款（案）

（総会の開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - （1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - （2）個人正会員及び団体正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - （3）監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第25条 総会は、前条第2項3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第26条 総会の議長は、その総会に出席した個人正会員又は団体正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第27条 総会は、個人正会員及び団体正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の表決権等）

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない個人正会員及び団体正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した個人正会員及び団体正会員は、前2条、次条第1項及び第53条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する個人正会員及び団体正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時及び場所
 - （2）個人正会員と団体正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - （3）審議事項
 - （4）議事の経過の概要及び議決の結果
 - （5）議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、押印、署名しなければならない。

第6章 理事会及び企画運営会議

（理事会の構成）

第31条 理事会は理事を持って構成する。

（理事会の権能）

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3）事務局の組織及び運営
- （4）その他総会の議決を要しない業務の遂行に関する事項

（理事会の開催）

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- （1）理事長が必要と認めたとき。
- （2）理事総数の5分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により請求があったとき。

（理事会の招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から、15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる

（理事会の議決）

第36条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時及び場所
 - （2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - （3）審議事項
 - （4）議事の経過の概要及び議決の結果
 - （5）議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が押印又は署名しなければならない。

NPO 法人の定款（案）

（企画運営会議）

第39条 事務局を統括し、理事会議決内容の具体的実行を行うため、理事会の執行機関として企画運営会議を設置する。

2 企画運営会議の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 資産

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の区分）

第41条 この法人の資産は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する資産
- (2) その他の事業に関する資産

（資産の管理）

第42条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

（経費の支弁）

第43条 この法人の経費は、資産をもって支弁する

第8章 会計

（会計の原則）

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第45条 この法人の会計は、資産は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する資産
- (2) その他の事業に関する資産

（事業年度）

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごと理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び決算）

第50条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第51条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後2月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

（臨時の措置）

第52条 予算をもって定めるものの外、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した個人正会員及び団体正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、個人正会員及び団体正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選定）

第55条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

NPO 法人の定款（案）

（残余財産の帰属）

第56条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会で議決するものに譲渡するものとする。

（合併）

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において個人正会員及び団体正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場もしくは電子掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 事務局

（事務局の設置）

第59条 この法人に、この法人の総務及び事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（任免）

第60条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第61条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第12章 雑則

（細則）

第62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（附則）

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	〇〇〇〇
副理事長	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条の規定に関わらず〇年〇月〇日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第46条の規定に関わらず、設立時組合総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

(2) 準備会議事概要

準備会での議事概要を以下に示す。

【中之島公園の整備に対する意見】

○中之島公園の整備については、イベント等で活用することを踏まえ、広場利用時に障害がある施設は少なくし、多目的に活用できるほうがよいとの意見が多かった。

○中之島公園の特性を踏まえた整備内容とすべきとの意見もあった。

○広場を有効活用できるように、障害となる可能性がある施設は少ないほうが良い。遊具などの施設を整備する場合も、公園の端に設置すべきである。

○建物施設は使い方を固定した施設ではなく、様々な使い方ができる多目的スペースが望ましい。

○遊具を整備するのであれば、中之島公園奥樹林地の間伐材等を活用したアスレチックに近いものが望ましい。また、遊具の設計は、学生と協働するなど若い人の視点が必要である。

○中之島公園は、名古屋から近く立地は良い。また、ライン下りの場所であったため、最低限のインフラが整っている。それらを考慮すると、アウトドア体験の拠点とすれば良いのではないか。

○アウトドア体験にあわせて、市民のレクリエーションや健康増進の場としての活用もあるのではないか。

○景観等の問題もあると思うが、屋根があれば、雨天時活用の幅が広がる。

○中之島公園への進入路がわかりづらく、交通動線上危険だと思う。交通安全対策が必要ではないか。

【中之島公園の使い方に対する意見】

○体験学習や環境学習の場としての活用意向があった。

○日常利用の促進を図る取り組みを行うべきとの意見があった。

○中之島公園単体ではなく、周辺施設や周辺資源と連携した取り組みが重要であるとの意見があった。

○子ども達が様々な体験をしたり、環境教育を実施するなど、体験学習の場として活用したいと思っている。

○中之島公園は、まちなかでは森林に近い場所にあるので、樹木などを活用した環境の学習の場となればよいのではないか。

○他都市で実施している事例を踏まえ、美濃加茂市の特色にあわせたソフト施策を先行で検討したほうがよいのではないか。必要な施設整備は、ソフト施策の内容で変わってくる。

○中之島公園をイベントの会場として活用したい。中之島公園を拠点に、美濃加茂市を回遊できる仕組みとして、川下り（川からみる美濃加茂）、中山道で人力車の運行（陸からみる美濃加茂）が考えられる。

○イベント実施に加え、日常利用者が楽しめる施設を整備し、日常利用の促進を促す仕掛けが必要である。

○BBQ場は集客や収益の視点から有効な施設である。食材持ち込みではなく、美濃加茂市

の食材を提供する施設にすれば地域の農業者等と連携できる。

- 障がい者と健常者が一緒に、安心して楽しめる場所となれば良い。障がい者が安心できる施設であれば、全国から障がい者の家族が集まるきっかけとなる。
- 現在もエコハウスでリサイクル回収事業を行っており、多くの人が来られている。来られた方に対して、情報を発信し環境学習事業の実施に繋げたい。
- 近くに文化会館もあるので、文化会館と連携した事業を実施すれば良いのではないかと。

【中間支援組織設立に対する意見】

○現時点で具体的な参加方法や連携方法についての意見は見られなかったが、参加することに対するメリットを感じている団体もあった。

○また、参加は出来なくても何らかの形で協力はしていきたいとの意見が多かった。

- 組織を作るのであれば、組織が自立するための収益源が必要である。
- 事業実施時に補助金申請を行う場合、任意団体であれば制約がある。中間支援組織に参加することで、「補助金活用の幅が広がる」、「財産共有による経費削減」ができるのであればありがたい。
- 協力はしたいと思う。具体的な関わり方は今後検討していきたい。
- 中間支援組織に関わることで実施している事業の幅が広がるので良いと思う。しかし、主体的に組織を設立・運営するまでの余力はない。
- 中間支援組織に参加することで、他の活動団体と協力できればおもしろいと思っている。
- 協力はできると思う。組織設立や組織そのものについては、現時点では何も言えない。
- 中間支援組織が中心となって、美濃加茂のまちづくりが進むのであれば良いと思う。できる限りで協力していきたい。
- 中間支援組織があることによって、福祉と観光を繋がるのであれば、協力していきたい。
- このような組織については、昔から話題があったが実現できていない。ボランティアであれば個人でできると思っている。

【その他の意見】

- 施設整備を行うにあたり、関係者の意見を全て取り込むのは難しいと思う。中之島公園の整備目的を第一にした施設にする必要がある。例えば、収益をあげるのであれば、収益に特化したほうが良い。
- 健康の森や昭和村は、地元の人ほとんどいかない。名古屋圏の人が多数来ているわけでもない。健康の森や昭和村のように施設整備しても集客に課題があることから、中之島公園の規模で施設整備しても集客は難しいのではないかと。

2. ワークショップの開催

ワークショップの開催は、美濃加茂市かわまちづくり基本計画（平成23年8月）を踏まえ、地域住民がまちづくりパートナーとして展開可能なメニューに際して、実際に関与可能な観点での議論を行った。

2.1. ワークショップメンバーの募集

ワークショップメンバーは、美濃加茂市HPにより募集を行った。

◆掲載開始日：平成26年1月14日（火）

The screenshot shows the city's official website with a blue header. A blue button in the top right corner is labeled 'HP掲載画面'. The main content area features a pink banner with the text 'かわまちづくりワークショップメンバーを募集します！'. Below this, there is a detailed notice in Japanese. A red box highlights the title 'かわまちづくりワークショップメンバーを募集します！' in the top navigation menu. A red arrow points from this box to a callout bubble that says '募集チラシ掲載' (Recruitment flyer posted) with a 'Click' button. Another red box highlights the same title in the main content area of the page.

ワークショップ募集チラシ



～みなさんの参加・協力が必要です～

集まれまちづくりパートナー!

現在、美濃加茂市では市民等との協働のもとに、市の重要な地域資源である木曾川（かわ）と中山道及び美濃太田駅周辺地域（まち）の一体的な利活用を行う「かわまちづくり事業」に取り組んでいます。このたび、これまで検討してきた具体的な事業内容について、みなさんと一緒になって考えるため、ワークショップ（WS）を開催することとしました。

あなたなら何ができますか？どのように関わることができますか？地域全体がオーナーです。ぜひ、WSにご参加下さい。

参加資格

18才以上で、事業に関心のある方

募集人数

30人程度

WSの開催日と活動内容

日 時：平成26年1月25日（土）
13時30分～15時00分

場 所：美濃加茂市生涯学習センター 201号室

活動内容：「かわまち」で行う地域住民との協働のまちづくりメニューについて、ご意見をいただきます。

報酬、交通費等

報酬、交通費の支給はありません。

応募先

下記お問い合わせ先まで電話、FAX等でお申し込み下さい。

募集期間

平成26年

1月22日（水）まで



事業内容

木曾川の利活用

- 例)・木曾川を利用したアクティビティ
- ・河川敷でのバーベキュー
- ・河川沿いのオープンカフェ



中山道の利活用

- 例)・中山道を活用したイベント
- ・中山道歴史調査マップの作成

まちなかの利活用

- 例)・フリーマーケット
- ・朝市（農産物直売所）
- ・スポーツ大会

お問い合わせ先

※お電話が繋がらない場合は、以下までお問い合わせ下さい。

美濃加茂市 産業建設部 土木課 担当：坪井、大塚

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市大田町3431番地1 電話 0574-25-2111 FAX 0574-27-3764

2.1.1. ワークショップ開催概要

①開催日時・場所

【日時】平成26年1月25日（土） 13時30分～15時（90分）

【場所】美濃加茂市生涯学習センター 203会議室

②参加メンバー

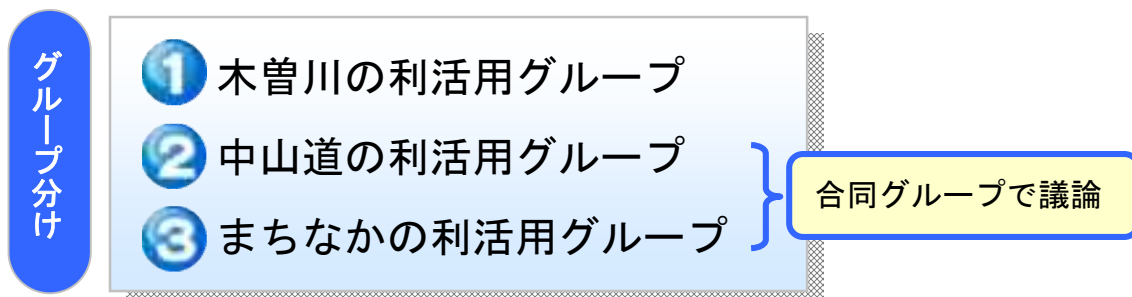
◆参加メンバーは16名

◆アドバイザー：名城大学 都市情報学部 都市情報学科 海道清信教授

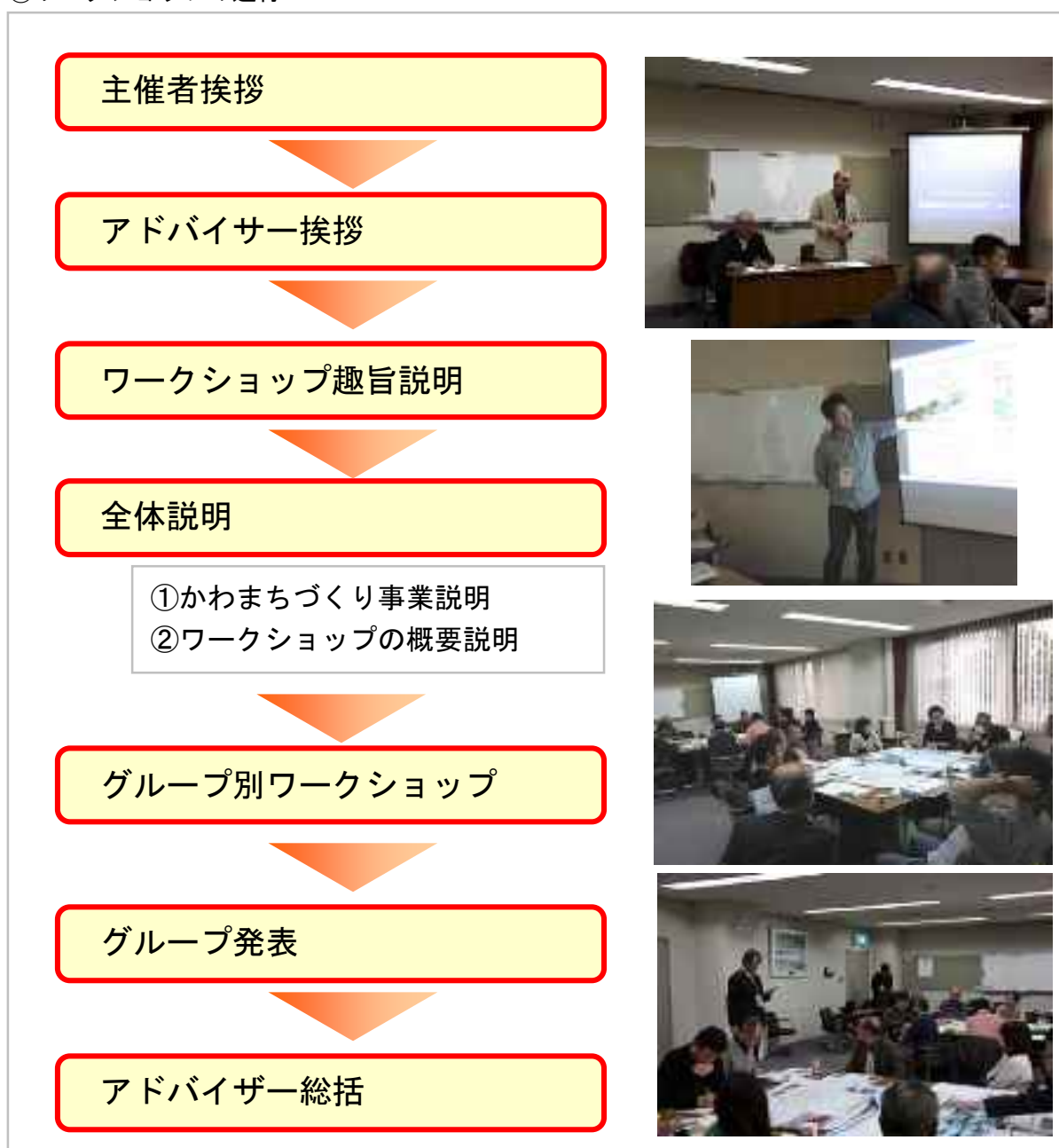
2.1.2. ワークショップの進行

①グループ分け

ワークショップのグループは、以下に示す3グループとした。なお、中山道利活用グループとまちなか利活用グループは、連続的な展開が必要であること等を鑑み合同グループとした。



②ワークショップの進行



2.1.3. ワークショップにおける意見

ワークショップでは、開催に先立ち「メニューへの関与」「行政への要望事項」の観点で議論を進めることを説明するとともに、実施可能なメニューの範囲を提示した上で進行を行った。

また、利益を地域に還元するスキームを運営方針として説明し、テーマへの意識レベルの均衡を図ることに心がけた。

環境づくりの面では、提案メニューマップ（A0サイズ）、利活用シートの活用及びメンバーの顔が見える配席により、全員が意見の出せる雰囲気づくりを行った。

▼WS開始前説明資料【抜粋】

▼提案メニューマップ



▼利活用シート



▼ワークショップ開催風景



木曾川利活用グループ意見一覧

コメント	意見のカテゴリー				
	メニューへの関与	環境整備	運営要望	市への要求	新規提案
駐車場やトイレなどの環境整備が必要		○			
駐車場を増やすべき		○			
テナントを活用することも有効					○
イベントは誘引効果が高い	○				
BBQの関係で、船が取れるのでやなを作りたい	○				
カヌー教室を開催したい。子供向け、本流を活用した上級者用	○				
船のたまり空間を整備したい		○			
運営に際しては、民間の資本を投入すべきである			○		
NPOレベルの組織展開が現実的では	○				
利益を追求すれば、よいアイデアがでると思う			○		
手続き関係のスピードアップを市に願いたい				○	
まちづくり団体への税制優遇を市に願いたい				○	
ピオトープ、自然学習であれば対応可能である	○				
レストランの運営は難しいと考える。窯焼きのピザなど体験的なメニューの導入がよい	○				
コインジャワーを設置すべき	○				○
中之島公園の出入口に信号機を設置すべき		○			
ジェットボートは人気があり集客が期待できる(少し危険なメニューが人気あり)	○				
フリーマーケットや朝市は運営主体が多数見込める	○				
ボルダリングはリビータ確保の面でよいメニュー	○				
ウェイクボードをメニューに追加するとよい	○				
キャンプ場を設置し、宿泊型のアウトドアイベントがよい	○				
ウォーキングでの利活用(マップの作成も必要)	○				
ジェットボートやラフティングは経費が少ないので利益が高い	○				
キャンピングカーを受け入れるメニューはよい	○				○
オープンカフェであれば運営可能	○				
補助金頼みでは、運営事業の継続しない			○		
単体でなく組みあわせて運営すべき			○		
市のライン下りは自販機しなかく、物販は必要	○				
トイレは必要(男女それぞれにベビーシート付)		○			
自然体験がよい。運営は可能である	○				

中山道・まちなかの利活用グループ意見一覧

コメント	意見のカテゴリー					その他
	メニューへの関与	環境整備	運営要望	市への要求	新規提案	
料金収入(乗車、観覧)は必要			○			
空き店舗は、4.5人の大地主が管理している						○
脇本陣のうだつが日本一						○
市には、空き家修繕費の補助をしてほしい			○			
一人ひとりの努力が必要						
脇本陣と酒蔵の一体化、酒販売・物産館に利用したい	○		○			
中山道を歩いている人に目的をもってもらう仕掛け作り						
NPOであれば参加可能かも	○					
小松屋での販売を許可してもらいたい	○			○		
第三者に何がすごいかを見直してもらいたい			○			
差別化が必要			○			
人材育成セミナー					○	
売り方、ネーミング・フレーズも重要			○			
渡船を活用したメニュー	○				○	
行政支援として学びの場を作って欲しい				○		
非収益でよいので、中山道沿線の住民による語り部ガイド	○					
もっと若い人に参加してもらいたい			○			
定期的な会議の開催(事業化会議など)			○			
中山道と中之島公園間に飲食施設がないのでオープンカフェがよい	○					
市内の場所を掘り起こし、収益事業につなげていく					○	
事業主体としての参加は厳しい	○					
空き家や店舗の賃貸収入を収入源としてはどうか			○			
お土産、食事、宿泊が線として繋がるとよい			○			
物産展の営業	○					
小松屋で販売をすればよいのでは	○				○	
魚や野菜の販売	○					
人力車を走らせたい(身障者の雇用確保)	○					
木曾川のアート展開	○					
地元、育成人による学びの場が必要			○			
中山道と木曾川は切り離せない			○			
中山道は市の中心である						○
物産が多いので上手く商品化したい	○					
脇本陣の開放を市にお願いしたい				○		
駅前にも市内外からテナントを募集してはどうか			○			
空き家の利活用とPRをしっかりとするべき	○					
多様な事業を巻き込んで展開すべき			○			
キーパーソンは市外。中山道の求心力が必要			○			
川を活用した広がりがよい			○			
木曾川、中山道、まちなかの利活用は、個別展開でもよいのでは			○			
駐車場が不足しており、商売は難しい				○		
木曾川日和エリアに補助金を活用してほしい	○				○	
10日間程度の展示イベントを開催してはどうか	○					

2.2. ワークショップの意見集約

ワークショップでの意見の結果を踏まえ、「実施メニュー」「行政への要望」「組織論」の観点で論点を整理した。

木曾川利活用グループ編

実施メニュー



アウトドア系イベント、オープンカフェへの参画が期待

- ◆木曾川を活用したイベント、周辺の自然を活用した体験イベントへの関心が高い。
- ◆飲食系は、オープンカフェの運営可能性は高い。レストランの場合、鮎（やな）、ピザ（窯焼き）など体験と連動したものであれば可能。（メニューの豊富なレストランの運営は困難）
- ◆フリーマーケットや朝市であれば多数の運営者が期待できる。
- ◆環境整備（駐車場、トイレ等）を固めた上での運営が望ましい。
- ◆テナントを募集した運営も有効であるとの意見あり。

行政への要望



ワンストップサービスの充実と税制優遇を期待

- ◆許認可申請等の手続きの迅速化と税制優遇を期待。
- ◆補助金の支援は肯定するものの、継続性観点では支援無しが効果的との意見あり

組織論



まちづくり会社の法人形態はNPOが現実的

- ◆民間資金活用の必要性を求める意見もあったが、NPOによる組織運営が現実的な法人形態としての共通見解。

新たなメニュー提案

- ◆やな ◆コインシャワー ◆ウェイクボード ◆キャンピングカー受入れ



中山道・まちづくりの利活用グループ意見一覧

実施メニュー



既存の歴史的施設活用した展開（物販等）を期待

- ◆中山道の歴史的背景もあり、既存施設の有効活用を期待する声が高い。
（現在休憩所として活用されている小松屋、脇本陣での収益事業）
- ◆語り部等のガイドとしての活動が期待されている。
- ◆駅前広場の活用には、地域での運営以上にテナントを募集した賃貸事業が有効であるとの意見あり。
- ◆アート、展示系イベント開催に関心あり。
- ◆地域のプロモーション活動を重要視すべきとの意見あり。
- ◆エリア内に飲食施設が少ないことからオープンカフェの運営に賛同する意見あり。

行政への要望



既存施設の地域開放を切望（小松屋、脇本陣）

- ◆小松屋、うだつが日本一と認識されている脇本陣の地域開放を期待する意見あり。
- ◆空き家に関しては、修繕費を期待する声がある。

組織論



NPOであれば参加可能との意見あり

- ◆具体的な法人化への関心は、NPOであれば参加可能との意見が見受けられたが、意識変容レベルである。
（今後、さらなる議論により主体的な可能性を把握する必要がある。）

新たなメニュー提案

- ◆小松屋・脇本陣の活用 ◆人力車の運行 ◆人材育成セミナー



小松家現状写真



脇本陣現状写真

2.3. グループ発表風景

WSでの意見共有として実施したグループ発表の概要を以下に示す。

中山道・まちづくりの利活用グループの概要

- ・運営の検討を行う前に、まずは基盤づくりが必要との意見が中心であった。
- ・市外の人々のニーズを把握し、地域が理解することが必要で、そのニーズを基調とした事業を中山道等で展開することが望ましい。
- ・移動手段として人力車の活用をする意見もあった。木曾川を舟で下り、中山道を人力車で戻るルートづくりもよい。
- ・市からの支援は、空き屋の修繕費を期待している。また、空き店舗の活用の際には、所有者の同意を得てからの話となる。
- ・全体として木曾川と中山道を中心に波及する展開がよいが、いきなり全部のメニューを実施することは避けるべきである。
- ・運営体制はNPOからスタートするのがよいとの見解であった。



グループ発表風景

木曾川の利活用グループの概要

- ・メニュー展開の前に、トイレや駐車場、自然再生を踏まえた環境整備が重要であるとの意見が多くあった。
- ・メニュー案への批判はないが、木曾川を楽しむメニューが良いとの意見が多く見受けられた。
- ・川を使った体験メニューへの関心も高く、オープンカフェなどは、イベントと連携した形での展開が望ましい等、具体的な提供メニューへの議論が展開された。
- ・レストランについても、窯焼きピザなど体験と連動した提供メニューが現実的であるとの意見が交わされた。
- ・朝市、フリーマーケットであれば、比較的地域内で展開しやすいとの意見もあった。
- ・新たなメニューとしては、木曾川で鮎が獲れることから「やな」を実施したらどうかというアイデアも出された。
- ・市からの支援は、補助金ありきでは、前に進まないといった継続的な観点からの意見も伺うことができた。
- ・運営体制については、株式会社、NPOといった意見が出された。現時点で、どちらがよいのかといった判断は出来なかったが、民間ノウハウを活用し、多様なアイデアを取り入れることが重要であるとの方向性で合意された。



グループ発表風景

2.4. アドバイザー総括

WSの最後にアドバイザーとして参加頂いた名城大学海道教授の総括コメントの概要を以下に示す。

地域が主体となり、「地域でお金を集め」「人を出し」「汗をかく」ことの必要性を論じられていたとともに、外部の意見にも大きな価値があることを助言された。

アドバイザー総括コメントの概要

・今日のWSを進展させるため、事業化に際しては目標を定め、具体的に関係者が集まり、目標や組織体制に関して継続的な会議の場を設けてもらいたい。

・すでに、ある程度はいろいろな事業に投資している人、いろいろな取り組みを展開している人、いろいろな思いを持っている人がメンバーとなっており、地域で事業をやる場合に協力してもらいたい人の顔を思い浮かべながら議論できたと感じている。

・具体的な事業化に関しては、既に取り組んでいる内容について話し合い、理解の共有化を図り、目標を定め具体化することが必要である。

・今後は、具体的な取り組みに関し、地域が中心となり、市がサポートする形で地域に理解してもらえる取り組みを期待している。

・個人的に犬山市での取り組みにも関与しているが、この地域でも地域が主体となった取り組みが成功する可能性は高いと感じる

・皆さんで力を合わせて展開することを切望する。また、美濃加茂市は、そのような地域の取り組みに関して積極的な協力体制が整っていると感じている。

・最後は、「地域でお金を集め」「人を出し」「汗をかく」ことが必要である。

・また、よそ者の意見も価値があるので、特に学生などは、利害関係なく議論を展開できるので、今後のよい刺激になると考えている。



海道教授の総括コメント

2.5. ワークショップ配布資料

①次第

かわまちづくりワークショップ

日時：平成26年1月25日（土）

13時30分～15時00分

場所：美濃加茂市生涯学習センター

201号室

ワークショップ次第

1. 開会
2. 主催者挨拶
3. アドバイザー挨拶
4. ワークショップの開催について
5. 全体説明
 - (1) 美濃加茂市かわまちづくり事業について
 - (2) ワークショップの概要・進行について
6. グループ別ワークショップ
 - ①木曾川の利活用グループ
 - ②中山道・まちなかの利活用グループ
7. グループ発表
8. アドバイザー総括
9. 閉会

配布資料

- ◆次第、参加名簿
- ◆【資料—1】かわまちづくりワークショップの開催について
- ◆【資料—2】かわまち瓦版（2013.11月号）
- ◆【資料—3】ワークショップの概要と進行について
- ◆【資料—4】事業メニューマップ
- ◆【資料—5】空き家マップ（想定）
- ◆ワークショップシート（木曾川利活用、中山道・まちなか利活用）

②資料—1 かわまちづくりワークショップの開催について

資料—1

かわまちづくりワークショップの開催について

1. ワークショップ開催の経緯

現在、美濃加茂市では、市の重要な地域資源である木曾川（かわ）と中山道及び美濃太田駅周辺地域（まち）の一体的な利活用を行う「かわまちづくり事業」に取り組んでいます。

この事業は、「賑わい」と「潤い」のある魅力的なまちづくりを官民協働で推進していくものであります。

そのような背景を踏まえ、地域の意見を反映させるため、ワークショップを開催することといたしました。

2. ワークショップ開催の目的

本ワークショップは、これまで検討してきた「美濃加茂市かわまちづくり基本計画（平成23年8月）」を踏まえ、基本計画に即した実現可能な事業メニューについて、地域住民のみなさんと一緒に話し合い、まちづくりパートナーとして合意された事業展開へ繋げていくことを目的に行います。

3. ワークショップの内容

(1) 方法

ワークショップは、次の2つのグループに分かれて行います。

- ①木曾川の利活用グループ ②中山道・まちなかの利活用グループ

(2) 具体的な内容

①事業メニューの検討

実施可能な事業メニューについて検討を行います。

②参加動機の検討

事業に参加する場合の参加動機、関わり方について検討を行います。

③行政への要望事項の検討

事業実施に際しての美濃加茂市への要望事項について検討を行います。

4. ワークショップの結果の反映

ワークショップでの意見を反映させた事業メニューを整理し、次年度以降のアクションプランとして事業計画書を作成します。

地域の声を取り入れた協働事業として、
市の地域活性化に役立てていきます。

③資料—3ワークショップの概要と進行について



**人の流れをつくり
まちを活性化**

資料-2

瓦	か
版	わ
	
ま	ち

資料-2
美濃加茂市かわまちづくり事業
（美濃加茂市産業振興課より提供）

美濃加茂市かわまちづくり事業の概要

美濃加茂市かわまちづくり事業の概要

美濃加茂市かわまちづくり基本計画（H21年度策定）
基本計画に基づいて事業を推進します。

基本計画の目標

- 本管川の自然を保全し活用した、遊びと学びのかわづくり**
本管川に見られる豊かな自然環境や景観を保全・再生し、多様な植物や生き物との共生を図るとともに、これらの資源を活用した遊びと学びの河川空間づくりを進めます。
- 中山道大田原の歴史・文化を継承していく暮らしのあるまちづくり**
中山道大田原を中心とした地域の歴史・文化を継承していく暮らしのあるまちづくりを進めます。
- 自然と歴史・文化をつなぎ、賑わいを「まちなか」へ広げる仕掛けづくり**
まちから河川へ、河川からまちへの広がりを生み出すアクセス方法や拠点となる施設の整備により、河川空間とまちなか空間が一体となるような仕掛けづくりを進めます。

事業の進め方

平成21年度より、地域生活の
方々による協議会や、アンケートな
どを実施し、事業の進め方・基本計
画・実施方針、そして今後の利用
方法に至るまで、市民の積極的参
画を促すこと、正に手作りの事業を
進めています。



1

かわまちづくり事業整備箇所図 美濃加茂市かわまちづくり事業の施設整備は、かわまちづくり支
援制度を利用して、国土交通省の国庫事業（H23～H27）と、社会資本整備総合交付金事業（補助事業）を活用した
市の事業（H24～H28）により、整備を進めています。

市民アンケートや、市民協議会からは、憩いや健康増進の場の整備に関するご意見が多く寄せられており、それらのご
意見に基づき、かわまちエリア内において様々な事業を実施しております。



— H24年度整備済
— H25～H28年度予定

2

中之島公園周辺

中之島公園においては、憩いと交通の場としての整備が望まれており、姉妹都市であるオーストラリアのダボ市と協力して、日本国内では珍しいオーガーバーベキュー形式でのバーベキュー場の整備や、本管川の眺望を楽しむことのできるオープンカフェ、地元野菜の産地、公園に隣接している中之島船着場（ライン下り出発場）では、カヌーやラフティングなどのアウトドアレジャー体験や、新しい形でのライン下りなどを計画しております。



3

中山道会館周辺

本管川河畔では、中之島公園（旧シュロス跡地）から中山道会館までの河畔沿いを歩くことのできる遊歩道を整備し、中山道会館付近の堤防道路に休憩所を設置することにより、利用者の増進と利便性の向上を図ります。



4

④資料—4 ワークショップの概要と進行について

資料—3

ワークショップの概要と進行について

WSの概要～今日は何を議論するの？～



事業メニューの制約事項～できることは何か？～

公共空間の利活用による可能なまちづくりメニュー

道路を活用して実施可能なメニュー

- ① 広告塔・看板設置(費用確保を目的とした占用)
- ② 食事施設・購買施設その他これらに類する施設
【具体例】
・オープンカフェ、小規模売店、案内所、休憩所、食事施設、購買施設
- ③ 自転車駐輪器具(サイクルポート等)
- ④ 路上イベントの開催



収益事業の使途制限は無いものの、公共への還元が原則

河川を活用して実施可能なメニュー

- ① 広場・イベント施設等
【具体例】
・飲食店、オープンカフェ、広告塔、照明、音響施設、バーベキュー場等
- ② 日よけ、船上食事施設、突出看板



収入は、占用施設の維持管理等への充てが条件

公園を活用して実施可能なメニュー

- ① 店舗運営(レストラン、喫茶、オープンカフェ等)
- ② 催事・教室開催(有料イベント、体験教室開催等)
- ③ ベンター施設設置(自動販売機設置)
- ④ 広告宣伝(企業のネーミングライツ等)



法律上の制約はないものの、法人格のない者への許可はできない

公共施設を活用して実施可能なメニュー

- ① 店舗運営(レストラン、喫茶、特産品販売等)
- ② 催事・教室開催(有料イベント、体験教室開催等)
- ③ ベンター施設設置(自動販売機設置)
- ④ 広告宣伝(企業のネーミングライツ等)



施設の目的を妨げない範囲での実施

事業への関与の視点～どんな立場で関わるのか？～

① 事業の運営者として関わりたい！



- ◆カフェやレストラン等の運営者として事業に参加したい
- ◆イベント等の主催者として事業に参加したい

② ボランティアとして関わりたい！



- ◆事業へのスタッフ参加や定期的な清掃など維持管理等のボランティアで参加したい

③ 投資等による経済的な支援を行いたい！



- ◆直接的な関与でなく、事業運営費の支援等、地域活性化に投資したい

④ その他



- ◆運営希望者の仲介等、コーディネート役として参加したい
- ◆事業のPR活動を積極的に支援したい

行政への要望事項～どんな支援が必要か？～

① 経済的な支援を期待！



- ◆継続的なまちづくり補助金(美濃加茂市)制度の創設
- ◆備品等の物的支援制度の創設

② 多様な情報提供・発信を期待！



- ◆活用可能な支援制度に関する情報提供
- ◆活動のPR等、情報発信に関する支援(HP等への掲載)

③ 相談窓口の一元化を期待！



- ◆許可申請等、美濃加茂市内部の相談部署を一元化(例:まちづくり支援課の新設など)

④ その他！



- ◆活動団体の交流会の開催(情報の共有機会の創出)
- ◆活動の表彰等による社会的信用力向上のサポート

事業運営の方向性～利益は？誰が運営するの？～

収益事業の循環



今後の展望(組織的運営)

今後のまちづくり活動を成長させるためには？

展開事業を組織的に運営することが重要



継続的なまちづくりの誘発

【参考】収益事業の収支シミュレーション

基本スペック			
項目	単位	数量	備考
店舗面積		物販	
営業日	日	120(10:00-17:00)7曜限	
店舗面積	m ²	70	
従業員数	人	273名(4)	
営業益	円	1,000	

売上予測			
項目	単位	数量	備考
来店	日	120	来店・来店を想定
定員数	円	1,000	
利用人数	人	10	10人/時間必要
日当たり売上	円	825,000	
年間売上	円	12,000,000	年間定員 8,400
平均	円		
標準差	円		
初期費用	円		
初期売上	円		
初期売上	円		
合計	円	17,000,000	

事業費			
項目	単位	金額	備考
固定費	円	10,330,000	
什器・備品購入費	円	2,000,000	備品購入
合計	円	17,330,000	

損益計算(営業利益)			
項目	単位	金額	備考
営業収入			
売上高	円	12,000,000	
営業費用			
仕入原価	円	7,000,000	
人件費	円	1,344,000	
広告費	円	100,000	
修繕費	円	500,000	
運送料	円	200,000	
燃料費	円	250,000	
運送補助金(税控)	円	700,169	
運送補助金(税控-什器)	円	300,000	
営業利益	円	1,206,000	
分利分譲	円	100,400	
合計	円	12,501,569	
営業利益	円	98,411	

損益分岐点(売上高)			
項目	単位	金額	備考
売上高	円	12,501,569	(1+11-12)
1. 固定費	円	4,078,169	
2. 変動比率		0.567	仕入原価

損益分岐点(利用人数)			
項目	単位	数量	備考
定員数	円	1,000	
必要利用人数	人/時	11	
必要利用人数	人/時	11	

物販系施設を想定

※収支シミュレーションはあくまで想定であり、実際とは異なります。

⑦-1 ワークショップシート（木曾川利活用）

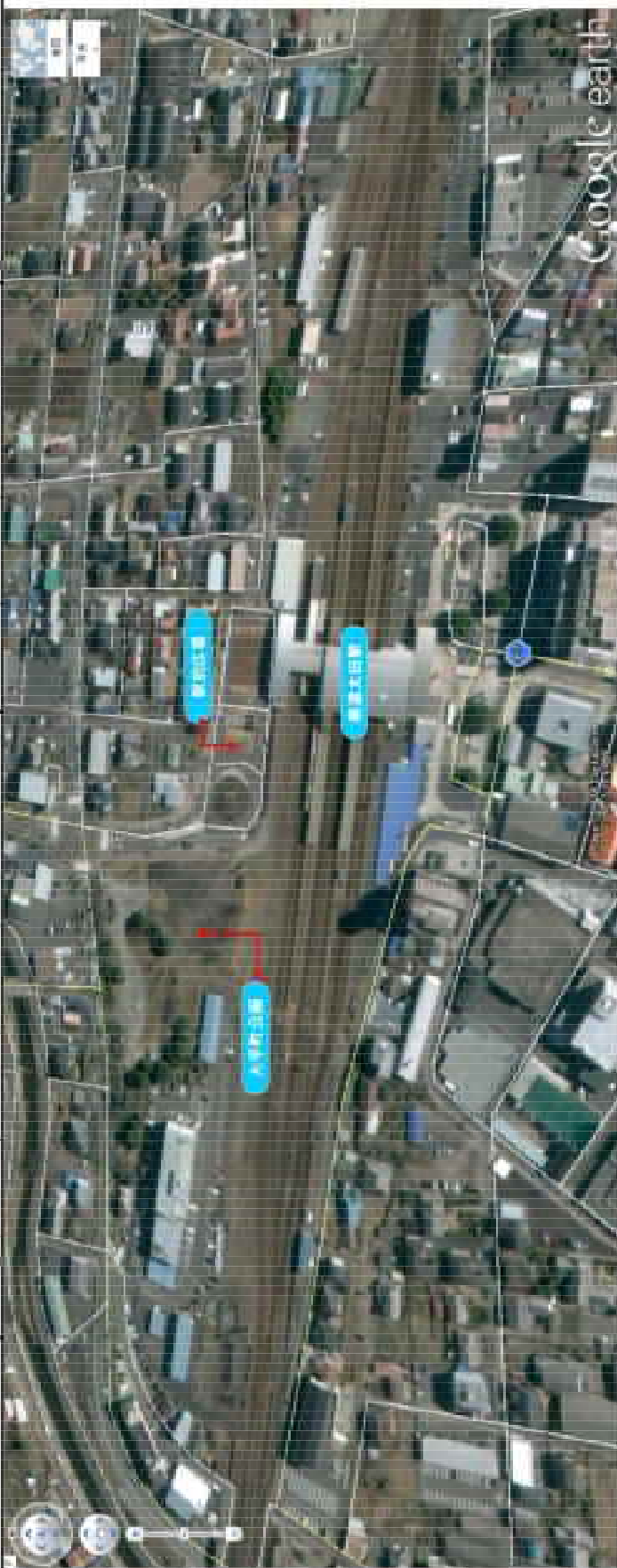
木曾川の利活用WSシート							
番号	事業メニュー(案)	事業区分		行政への要望		自由コメント	
		収益事業	非収益事業	①経済支援	②情報		③窓口
①	オーブンスカフェ	<input type="checkbox"/>					
②	バーベキューハウス	<input type="checkbox"/>					
③	レストラン	<input type="checkbox"/>					
④	物産施設	<input type="checkbox"/>					
⑤	ラウンジ	<input type="checkbox"/>					
⑥	カヌー	<input type="checkbox"/>					
⑦	ジェットボート	<input type="checkbox"/>					
⑧	ボルダリング	<input type="checkbox"/>					
⑨	ツリークライミング	<input type="checkbox"/>					
⑩	船着	<input type="checkbox"/>					
⑪	フリーマーケット	<input type="checkbox"/>					
⑫	エコハウス	<input checked="" type="checkbox"/>					
⑬	自然体験学習	<input checked="" type="checkbox"/>					
⑭	オリエンテーリング	<input checked="" type="checkbox"/>					
⑮	イルミネーション	<input checked="" type="checkbox"/>					
⑯	レンタサイクル	<input checked="" type="checkbox"/>					
その他実施したい事業メニュー							
番号	事業メニュー(案)	事業区分		行政への要望		自由コメント	
		収益事業	非収益事業	①経済支援	②情報		③窓口



⑦-2 ワークショップシート（まちなか利活用）

まちなかの利活用WSシート							
番号	事業メニュー(案)	事業区分		行先への期待			自由コメント
		収益事業	非収益事業	①経済支援	②情報	③窓口	
①	中山道路上イベント	○					
②	オープンカフェ	○					
③	空き家バンク	○					
④	看板の設置・管理		○				
⑤	プランナーの育成・管理		○				
⑥	国内外への設置・管理		○				
⑦	アートフェア		○				
⑧	レンタサイクル		○				

その他実施したい事業メニュー							
番号	事業メニュー(案)	事業区分		行先への期待			自由コメント
		収益事業	非収益事業	①経済支援	②情報	③窓口	



⑦-3 ワークショップシート（中山道利活用）

中山道の利活用WSシート				
番号	連携メニュー(案)	基幹区分		自由コメント
		公益事業	非公益事業	
①	オーブンカフェ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②	スポーツ大会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③	フリーマーケット	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④	有力区画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤	プラントーの整備・管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥	駅前への手の設置・管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑦	フラワーフェア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑧	レンタサイクル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他実施したい事業メニュー				
番号	連携メニュー(案)	基幹区分		自由コメント
		公益事業	非公益事業	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

